



三重県公報

平成23年11月4日（金）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	監 査 委 員 公 表		
8	監査結果の公表	（ 監 査 委 員 ）	1
9	同件	（ 同 ）	105

監査委員公表

監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成23年4月11日から同年10月17日までに実施しました監査について、同月26日に県議会議長、知事、関係各種委員会等に提出した監査結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年11月4日

三重県監査委員	植	田	十 志 夫
三重県監査委員	山	本	勝
三重県監査委員	笹	井	健 司
三重県監査委員	田	中	正 孝

第1 監査の概要**1 監査の対象**

予算の執行、財産の管理等が適正に処理されているかを主眼とし、これに関連する事業の執行等を監査の対象としました。

2 監査の実施箇所及び実施年月日

平成 23 年度監査は、18 部局等を監査単位とし、部局長等に対して総括本監査を行いました。

また、総括本監査に先立ち、監査単位を構成する本庁各分野等及び地域機関の計 231 箇所について箇所別の監査を行いました。

監査実施箇所別の実施年月日等は、P99 別表以下のとおりです。

〔監査実施箇所数〕

区 分	対象箇所数	委 員 監 査		事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
部 局 等	4 9	4 7	2	4 9	0
地域機関	1 8 2	9 0	9 2	1 1 7	6 5
計	2 3 1	1 3 7	9 4	1 6 6	6 5

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施しました。

- (1) 監査委員による実地監査は、監査対象箇所へ出向き、事務局職員の予備監査の結果も踏まえ、提出された監査資料に基づき、関係者から説明の聴取を行うなどにより実施しました。
- (2) 監査委員による書面監査は、在庁のまま、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、また、必要に応じ追加資料の提出を求めるなどにより実施しました。
- (3) 議会事務局の監査のうち政務調査費の監査において、山本勝監査委員及び笹井健司監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥されました。
- (4) 監査委員事務局の監査において、植田十志夫監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥されました。

4 監査の着眼点

監査は、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかを検証し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が最小の経費で最大の効果を上げているかなどにも留意しました。

また、平成 22 年度監査結果の意見に対する取組等の改善状況、包括外部監査の結果についてもあわせて確認しました。

第2 監査の結果及び意見

1 監査の結果

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事業の執行等については、以下のとおり是正・改善を要するもののほかは、概ね適正に処理、執行されていた。

部局等ごとの監査の意見は次のとおりであるので、部局長等においては、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、財務等の執行についての監査は、抽出により行ったものであるが、今回の実地監査対象箇所に限らず全ての部局等についてあてはまるものがあると思料されるため、各部局等にあつては意見のあった事案を参考として、全ての財務事務の執行に留意するとともに、チェック機能を高めて適正な事務執行に努められたい。

① 事業の執行に関し、是正・改善を求める意見数 (単位：件)

部局名	意見数	部局名	意見数
政策部	7	出納局	2
総務部	6	企業庁	5
防災危機管理部	3	病院事業庁	2
生活・文化部	6	議会事務局	1
健康福祉部	1 1	監査委員事務局	1
環境森林部	4	教育委員会	9
農水商工部	1 0	警察本部	3
県土整備部	5	意見数計	7 5

② 財務事務の執行に関し、是正・改善を求める意見数 (単位：件)

項 目	収入に関する事務	支出に関する事務	人件費に関する事務	財産管理等に関する事務	事務管理体制	その他の監査項目	計
意見数	19	36	6	30	15	26	132

2 監査結果の概要

事務の執行と財務等に関する意見は部局等ごとに示したとおりであるが、財務等に関する監査結果の概要は以下のとおりである。

(1) 収入未済

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、約 131 億 9,908 万円（対前年度比 98.3%）と前年度に比べ約 2 億 3,446 万円減少している。他に、企業会計の収入未済額が約 1 億 6,624 万円（同 87.9%）となっている。

〔一般会計、特別会計〕

(単位：円)

箇所名	区 分	現年度 〔平成22年度〕 発生分	過年度 〔平成21年度〕 以前発生分	計
総 務 部	県税	1, 878, 149, 936	4, 957, 901, 552	6, 836, 051, 488
	県税加算金	8, 386, 878	24, 256, 367	32, 643, 245
	その他	18, 661	—	18, 661
	小 計	1, 886, 555, 475	4, 982, 157, 919	6, 868, 713, 394
生活・文化部	中小企業従業員住宅家屋貸下料	—	43, 076, 292	43, 076, 292
	その他	—	278, 000	278, 000
	小 計	—	43, 354, 292	43, 354, 292
健 康 福 祉 部	母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入	40, 073, 526	355, 090, 756	395, 164, 282
	生活保護費返還金	12, 852, 809	69, 810, 252	82, 663, 061
	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入等	876, 200	58, 805, 646	59, 681, 846
	児童措置費負担金等	12, 250, 218	57, 614, 076	69, 864, 294
	児童扶養手当返還金	801, 460	18, 263, 641	19, 065, 101
	その他	1, 036, 955	3, 374, 055	4, 411, 010
	小 計	67, 891, 168	562, 958, 426	630, 849, 594
環 境 森 林 部	産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用	259, 554, 266	1, 646, 137, 786	1, 905, 692, 052
	林業改善資金貸付金元利収入等	5, 900, 000	9, 542, 526	15, 442, 526
	その他	616, 463	1, 047, 886	1, 664, 349
	小 計	266, 070, 729	1, 656, 728, 198	1, 922, 798, 927
農 水 商 工 部	中小企業者等支援資金貸付金元利収入	76, 751, 991	3, 150, 841, 740	3, 227, 593, 731
	農業改良資金償還金収入等	6, 488, 211	43, 388, 954	49, 877, 165
	沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入	4, 440, 000	27, 177, 549	31, 617, 549
	中央卸売市場使用料等	—	6, 014, 514	6, 014, 514
	測量談合に係る弁償金	—	83, 598, 377	83, 598, 377
	県営サンアリーナ使用料	—	5, 396, 466	5, 396, 466
	その他	—	383, 668	383, 668
	小 計	87, 680, 202	3, 316, 801, 268	3, 404, 481, 470
県 土 整 備 部	測量談合に係る弁償金	—	99, 074, 672	99, 074, 672
	公営住宅使用料	3, 118, 350	15, 518, 168	18, 636, 518
	弁償金（公営住宅関係）	2, 783, 333	6, 674, 563	9, 457, 896
	道路・河川・海岸等使用料	268, 572	4, 313, 829	4, 582, 401
	岸壁荷揚場その他使用料	72, 380	2, 462, 440	2, 534, 820
	道路・海岸管理費負担金	2, 669, 130	29, 282	2, 698, 412
	その他	8, 447, 422	5, 684, 176	14, 131, 598
	小 計	17, 359, 187	133, 757, 130	151, 116, 317
出 納 局	弁償金（損害賠償請求額）	—	21, 871, 353	21, 871, 353
	小 計	—	21, 871, 353	21, 871, 353

箇所名	区 分	現年度 〔平成22年度〕 発生分	過年度 〔平成21年度〕 以前発生分	計
教 育 委 員 会	高等学校授業料	—	5,877,533	5,877,533
	高等学校等修学奨学金返還金等	28,040,820	62,348,757	90,389,577
	恩給及び退職年金返還金	—	9,867,287	9,867,287
	その他	94,400	586,781	681,181
	小 計	28,135,220	78,680,358	106,815,578
警 察 本 部	放置違反金	15,549,000	32,682,000	48,231,000
	弁償金（公用車）	—	247,800	247,800
	その他	600,970	—	600,970
	小 計	16,149,970	32,929,800	49,079,770
合 計		2,369,841,951	10,829,238,744	13,199,080,695
(参考) 平成21年度合計		3,116,706,513	10,316,837,340	13,433,543,853

〔企業会計〕

(単位：円)

箇所名	区 分	平成22年度末 未収金
企業庁	工業用水道料金	636,300
病院事業庁	患者自己負担金	165,610,003
合 計		166,246,303
(参考) 平成21年度末未収金		189,181,889

(2) 業務委託契約

業務委託契約に関する事務については、例年、随意契約を中心に監査を行い、契約手続きの誤りなどについて指摘し、適切な事務処理の徹底を求めているところである。

特命随意契約 340 件、庁舎清掃などの施設維持管理の委託契約など 271 件を抽出し監査を実施したところ、契約手続の不備なものや履行確認が不十分なものなど、事務処理を行う中での不注意等による処理誤りがそれぞれ 125 件と 52 件が見受けられた。

また、22 年度監査で新たな監査項目とした「三重県出納局検査要領」に基づく事前検査の実施状況について、事前検査を受けていない契約が特命随意契約や庁舎清掃などの施設維持管理の委託契約などを合わせて 55 件と依然として多く見受けられた。

1 特命随意契約の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕

(単位：件)

箇所名	監査件数	契約手続				個人情報 保護規定 に関する もの (*4)	履行確認 に関する もの (*5)	その他 (*6)	計
		随意契約 理由に関 するもの (*1)	予定価格 に関する もの (*2)	出納局事 前検査に 関するも の	その他 (*3)				
政策部	14			1					1 (1)
総務部	32			4	2	2		2	10 (10)
生活・文化部	33		2	7	1	3			13 (11)
健康福祉部	39		6	6	1	3			16 (12)
環境森林部	20	1	3	2	5	2	1	3	17 (13)
農工商工部	43	1	2	7	1	1		2	14 (9)
県土整備部	37		2	9	3	1	1		16 (15)
病院事業庁	17		1		3		1		5 (4)
議会事務局	1		1						1 (1)
教育委員会	76	2	5	15	4	1	2	1	30 (23)
警察本部	3			1			1		2 (1)
その他	25								—
合 計	340	4	22	52	20	13	6	8	125 (100)

(注) 1 部局には関係地域機関を含む。

2 一件の委託契約で、複数項目について指摘したものもある。

3 計欄の()内は指摘した委託契約の実数。

<事前検査の対象>

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号に規定する随意契約により調達（ただし、三重県物件等電子調達システムによる調達を除く）する、予定価格（税込）若しくは執行予定額（税込）が10万円以上の交際費、食糧費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費 等

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1) 随意契約の理由が記載されていない 等

(*2) 予定価格調書が作成されていない、予定価格の設定にかかる積算根拠が明確になっていない 等

(*3) 見積依頼文書に見積書提出期限が記載されていない、執行伺い、見積徴収伺いがされていない 等

(*4) 個人情報取扱特記事項が旧基準のものであった、契約書に個人情報保護にかかる規定がない

(*5) 履行完了時の検査結果が記録されていない、業務完了届の添付書類に不備があった 等

(*6) 起案・決裁文書の校合欄に認印がない、再委託承諾について承諾申請がされていない 等

2 施設維持管理委託（清掃、設備保守点検等）、その他の委託の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕

（単位：件）

箇所名	監査件数	契約手続				個人情報 保護規定 に関する もの （*3）	履行確認 に関する もの （*4）	その他 （*5）	計
		随意契約 理由に関 するもの	予定価格 に関する もの （*1）	出納局事 前検査に 関するも の	その他 （*2）				
政策部	19		1						1 (1)
総務部	20							2	2 (2)
健康福祉部	30		10	2	1	1			14 (6)
環境森林部	8		1	1				1	3 (3)
農水商工部	15		2						2 (2)
企業庁	7						1		1 (1)
病院事業庁	10					1			1 (1)
教育委員会	115		7		2		2	10	21 (17)
警察本部	30				4		1	2	7 (6)
その他	17								—
合 計	271		21	3	7	2	4	15	52 (39)

（注）「1 特命随意契約の監査結果」の（注）に同じ。

＜改善を要する事務処理の主な事例＞

（*1）予定価格調書が作成されていない、予定価格の設定にかかる積算根拠が明確になっていない 等

（*2）契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった 等

（*3）個人情報の取扱いに関する特記事項が添付されていない、個人情報保護責任者等の報告がされていない

（*4）収集回収日ごとの検査がされていなかった

（*5）再委託承諾について承諾申請がされていない 等

（3）公共工事

平成22年度に入札行為を行った公共工事件数は1,636件となっている。

23年度の工事監査は、事務手続きや継続的に確認を行っている契約変更の手続きなどを中心に89件について監査を実施したところ、当初設計の精査不十分などに関するものが4件、事務手続きの不備に関するものが31件、契約変更手続きの不備に関するものが3件、その他の不備に関するものが1件など、改善を要するものが39件（前年度26件）見受けられた。

※ 「公共工事」には、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁が実施した工事を集計している。

〔改善を要する公共工事の事務処理の件数〕

(単位：件)

区 分	監査 件数	当初設計に関 するもの (*1)	事務手続きに 関するもの (*2)	変更手続きに 関するもの (*3)	その他 (*4)	計
平成 22 年度	89	4	31	3	1	39 (34)
(参考) 平成 21 年度	68	3	8	7	8	26 (19)

(注) 一件の工事で複数項目を指摘したものもある。計欄の () 内は指摘した工事契約の実数。

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1) 当初設計時の積算計上もれ、現地での状況把握が不十分であった 等

(*2) リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていない、工事カルテの登録が遅れており監督員の確認が不十分であった 等

(*3) 設計変更理由書に記載された数量と設計書の数量が異なっていた 等

(*4) 工事着手後に地元調整に時間を要し、工期を延長していた

(4) 補助金

平成 23 年度監査では、行政監査で県単独補助金について監査を実施しており、定期監査においては、行政監査で対象としなかった補助金について 29 件を抽出し、交付要領、交付手続き、履行確認などについて監査を実施した。

このうち、改善を要するものとして、交付先からの提出書類の提出漏れ、提出遅延など交付手続きに関するものが 9 件見受けられた。

〔改善を要する補助金の事務処理の件数〕 (政務調査費除く)

(単位：件)

区 分	監査 件数	交付要領等に関 するもの	交付手続きに 関するもの	履行確認、成 果に関するも の	計
平成 22 年度	29		9		9 (5)

(注) 一件の補助金等で複数項目を指摘したものもある。計欄の () 内は指摘した補助金の実数。

(5) 事務費の執行

ア 旅費

522 件（海外出張 4 件を含む）を抽出し、旅行命令、精算手続き、復命書の有無などについて監査を実施した。

このうち、改善を要するものとして、旅行命令書に補助事業名が記載されていないなど旅行命令時の手続きに関するものが 7 件、復命書の記載が不十分など復命書に関するもの 18 件と、合計 25 件（前年度 70 件）が見受けられた。

〔改善を要する旅費の事務処理の件数〕

(単位：件)

区 分	監査 件数	旅行命令時の 手続きに関するもの (*1)	精算手続きに 関するもの	復命書に関するもの (*2)	計
本庁部局等	183	1	0	8	9 (9)
地域機関	339	6	0	10	16 (16)
合 計	522	7	0	18	25 (25)
(参考) 平成 21 年度	572	29	25	16	70 (62)

(注) 一件の出張で複数項目を指摘したものもある。計欄の () 内は指摘した出張の実数。

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1) 旅行命令書に補助事業名が記載されていない、事前に旅行命令権者の特別承認がされていない 等

(*2) 復命書の記載が不十分 等

イ 物品等購入の年度末予算執行状況等

支出負担行為起案日を遡及して事務処理を行っている事例や同種の物品等を不必要に分割発注している事例などが見受けられた。

また、消耗品を年度末に購入する比率が高い所属があり、計画的な予算執行とはいえない事例も見受けられた。

(6) 扶養手当等の認定事務等

平成 22 年度から、扶養手当等の認定事務等について、病院事業庁、警察本部を除いて総務部総務事務室での事務処理を行うこととなった。

扶養手当においては所得証明書や住民票等の添付もれなどが、住居手当においては家賃支払証明書類等の添付もれなどが見受けられた。また、通勤手当においては、通勤経路、通勤距離に疑義があるものが見受けられた。また、扶養手当等の認定事務及び事後確認に関して、職員に対する周知徹底が不十分なことによる提出書類の未添付が多かった。

(7) 財産管理等の状況

ア 金品亡失

県有物品の損傷や紛失に係る金品亡失について、今年度監査において、パソコンの損傷や公用携帯電話の損傷・紛失、カメラ・テレビの損傷など職員の不注意に起因するものが見受けられた。

イ 基金

基金については、平成 22 年度末で 39 基金、残高計約 1,054 億 3,209 万円であるが、23 年度監査においては、22 年度中に廃止となった 2 基金(三重県交通災害共済事業基金、離島漁業再生支援交付金事業基金)も含め 41 基金について監査を実施した。

その結果、適切に積み立てられていないものや、活用が図られていないものが

見受けられた。

ウ 貸付金

貸付金については、一般会計と特別会計の 29 貸付金を抽出して、監査を実施した。

その結果、未収金対策に関して今後の発生防止や連帯保証人への請求について検討を要するものや、事務手続きに関して貸付事務委託契約における個人情報の保護に関する規定もれが見受けられた。

(8) 事務管理体制

支出事務においては、確認不足による支払金額や支払先の誤りなどが、収入事務においては、収納誤りや現金収納遅延などがあり、不適切な事務処理が見受けられた。

(9) 交通事故

職員による公用車での交通事故については、道路上の事故だけでなく、駐車場において車を移動中に車庫の柱に接触したなどの、職員の不注意による自損事故の発生が見受けられた。また、人身にかかる事故も見受けられた。

(10) 公益法人制度改革

平成 20 年 12 月に公益法人制度改革三法が施行され、従前の公益法人は、施行日から 5 年間の移行期間内に一般社団（財団）法人となるか、公益社団（財団）法人となるかの選択が必要となっている。

本県においては、23 年 9 月 30 日現在、16 法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が 252 団体存在している。

〔所管する従前の法人数〕 23. 9. 30 現在 (単位：団体)

箇所名	団体数	箇所名	団体数
政策部	8	環境森林部	13
総務部	3	農水商工部	36
防災危機管理部	3	県土整備部	11
生活・文化部	40	教育委員会	64
健康福祉部	67	警察本部	7
合 計			252

3 監査の意見

政策部

1 事業の執行に関する意見

(地籍調査の促進)

- (1) 本県の地籍調査進捗率は平成22年度末 8.21%で、全国平均49%よりも著しく低く、また実施中の市町数は、23年度までに県内全市町が着手したものの休止市町が6市町あるため、23年7月現在で23市町となっている。調査の進展により民間の土地取引や相続時の分筆登記等の円滑化、公共事業の効率化・コスト縮減などが期待できるほか、東海・東南海・南海地震が懸念される県内においては、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが大規模災害への備えとして必要であることから、地籍の整備が喫緊の課題となっている。

引き続き、休止市町の解消に努めるとともに、市町への支援を継続的に行う他、公共事業における調査の活用や、民間開発等既存の測量・調査成果を活用して地籍調査の促進を図られたい。
(政策企画分野)

(水力発電事業譲渡にかかる諸課題への対応)

- (2) 水力発電事業については、譲渡先である中部電力(株)と検討協議を重ねた結果、平成23年8月に譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等に関する基本的事項の合意書が締結されたところである。

今後は、23年3月に締結された譲渡・譲受に向けての確認書等に示された地域貢献、設備、用地等の課題について、その対応方針に沿って関係部局等とともに着実な解決を図り、25年4月からの段階的な譲渡を円滑に進められたい。
(政策企画分野)

(JR名松線の早期運行再開とその後の旅客乗車人数確保)

- (3) 平成21年10月8日の台風18号によりJR名松線が被災し、松阪・家城間は運転が再開されたものの、家城・伊勢奥津間は代行バスによる輸送が続いているなか、JR東海、津市及び県は、独自の調査等を実施し、議論を重ね、23年5月20日付で鉄道による全線復旧に向けた協定の締結に至った。

今後は、1日も早い対策工事の完了による運行再開に取り組むとともに、被災前の名松線の旅客乗車人数が減少の一途であったことも踏まえ、運行再開後の旅客乗車人数確保に向けた取組について、地元津市をはじめとして、県観光関係部局も交えて検討されたい。
(政策企画分野)

(緊急雇用・経済対策)

- (4) 県では、「平成22年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の3つの分野を柱に、第七次～第十二次(一部、第十三次を含む)にわたり総額438億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。

しかしながら、県内の経済情勢については、リーマンショック以来、依然厳しい状態が続いており、雇用情勢についても、持ち直しの動きがあるものの、やはり依然として厳しい状況の中にある。

このため、今後も県内経済及び雇用の実態に注視し、的確に状況を把握しながら、総合的な雇用・経済対策を実施されたい。
(政策企画分野)

(大仏山周辺用地の土地利用策の推進)

- (5) 大仏山地域の旧工業団地予定地約 22.2ha は、長期間に渡り未利用の状況が続いていたが、平成 21 年 3 月「大仏山地域土地利用検討協議会」が設置され、新たな土地利用について議論がなされ、22 年 3 月 25 日に開催した同協議会において土地利用の方向がとりまとめられた。さらに 22 年度から調整会議において地理的条件、土地にかかる制約事項、植生調査結果等を踏まえて具体的な利用策について検討が進められているところである。

今後、地元市町、地域住民等と十分連携し、早期に具体的な実施計画を確定できるよう取り組まれない。
(地域支援分野)

(「^{うま}美し国おこし・三重」の推進)

- (6) 平成 22 年度一万人アンケートで、「美し国おこし・三重」の取組を“あまり知らない”ないしは“知らない”と答えた人は合わせて 83.0%であった。これについては、21 年度の同アンケートの結果においても、合わせて 82.9%であったことを受けて、22 年度に積極的に広報等の取組を実施したが、改善が見受けられない状況となっている。

『「美し国おこし・三重」平成 23 年度実施計画(改訂版)』の目標の一つである「地域への愛着度」に基づき、県民にとって本取組が実感でき、興味を持って参画できるよう、引き続き市町や県関係部局、関係団体が一体となり、周知度を高める等の取組の推進に取り組まれない。

また、若干低下の見られる「パートナーグループの活動充実・満足度」の向上を図り、本取組終了後のパートナーグループの活動の継続化や自立・持続可能な地域づくりに結びつくよう取り組まれない。
(「美し国おこし・三重」推進室)

(東紀州地域の集客交流の推進、関係者の連携及び効果的・効率的な事業の推進)

- (7) 東紀州地域の集客交流の推進については、平成 22 年 4 月に国の認定を受けた「東紀州地域観光圏整備実施計画」に基づき、滞在・体験型の観光に対応できるよう、東紀州観光まちづくり公社、東紀州地域の 5 市町、観光・産業関係団体、民間事業者等と一体となって、集客交流拠点施設(熊野古道センター、紀南中核的交流施設)や熊野古道を核とする地域資源を活用しながら様々な取組を進めているところである。

今後、部局横断的な調整機能をより一層発揮の上、各主体との連携を継続し、事業推進に努められたい。
(東紀州対策局)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 地域機関分

(ア) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
伊賀県民センター	(1) 県有施設の目的外使用にかかる光熱水費の徴収において、算定誤りによって歳入戻出を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 ◎は特命随意契約	◎(1) 【第22回参議院議員選挙に係るテレビCM作成及び放送業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	地域支援分野
	(2) 【三重県東京事務所接遇研修】 予定価格が設定されていなかった。	東京事務所
イ 旅費	(1) 【三重県政懇話会と連絡調整】 2日目の用務時間の記載がなかった。	美し国おこし・三重
	(2) 【三重サロン参加及び連絡調整】 復命書の記述では2日目の用務内容、用務時間が不明であった。	
ウ 物品等購入	(1) 年度末に集中して物品購入を行っていた。	伊勢県民センター

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	経営企画分野
	(2) 使用されていないワープロについて廃棄の検討がされていなかった。	情報化・統計分野
	(3) 行政財産の目的外使用申請に関して、その使用面積を示した図面が添付されていなかった。	伊賀県民センター
	(4) 行政財産の目的外使用申請に関して、その使用面積を示した図面が添付されていなかった。	熊野県民センター
イ 金品亡失	(1) 職員住宅（食堂）のテレビの損傷（原因者による原状回復）	伊賀県民センター

項 目	内 容	箇 所 名
ウ 基金の運用・執行状況	(1) 【三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金】 平成10年度以降の貸付実績がなく、有効な運用が図られていなかった。	政策企画分野

(4) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
政策企画分野	(1) 証紙実績報告において、消印した証紙について財務会計システムに入力していなかった。
地域支援分野	(2) 証紙実績報告において、消印した証紙について財務会計システムに入力していなかった。
松阪県民センター	(3) 職員駐車場の賃借において、賃借料の算出根拠が示されていなかった。
	(4) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあった。
伊賀県民センター	(5) 庁舎電話代の算定誤り等による歳出戻入を行っていた。
尾鷲県民センター	(6) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあった。

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
地域支援分野	(1) 自損事故（物損額：県 31,815 円）
美し国おこし・三重	(2) 自損事故（物損額：県 126,735 円）
	(3) 自損事故（物損額：県 35,637 円）
	(4) 自損事故（物損額：県 109,177 円）
鈴鹿県民センター	(5) 自損事故（物損額：県 70,000 円）
	(6) 自損事故（物損額：なし）
尾鷲県民センター	(7) 自損事故（物損額：県 36,750 円）

※ 県費負担の発生しないもの（相手方全額負担等）を除く。

※ 内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

(6) その他

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で8法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。
地域支援分野	(2) 「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」において公表義務情報として定めた「宮川流域ルネッサンス基本計画及び第3次実施計画」について、進捗状況の情報をホームページ等で提供していなかったもので、今後、適正な処理に努められたい。

総務部**1 事業の執行に関する意見**

(職員服務規律の徹底)

- (1) 平成 22 年度の懲戒処分については、前年度の 2 名から増加し、3 名の知事部局職員が、公印の不正使用とその監督責任、および飲酒運転による交通事故で処分されている。

これらの事案は県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、今後とも、その要因を分析し、的確な職員研修の強化・拡充を図ることにより、職員服務規律の徹底に一層厳正に取り組まれない。

(組織・職員分野)

(新たな行財政改革への取組)

- (2) 行財政運営にあたっては、これまで「みえ経営改善プラン(改定計画を含む)」や「平成 22 年度経営改善目標」などにより改善に取り組んできたところであるが、今後も、県民ニーズや時代の変化を踏まえた不断の見直しが求められており、県の新しい総合計画である「みえ県民力ビジョン(仮称)」の着実な推進につなげるため、24 年度から 27 年度の 4 年間を取組期間とした新たな行財政改革の取組を 23 年度中に策定することとしている。

この取組の策定にあたっては、県民等への説明や意見聴取を十分に行うとともに、これまでの様々な取組について検証を行い、その結果を反映されたい。

(組織・職員分野)

(物品の適正管理)

- (3) 物品の適正管理について、各所属あて通知し、注意喚起を図っているところであるが、金品亡失(損傷)が平成 22 年度は前年度に比べて 6 件増加しており、187 件の発生と依然として多い状況である。

改めて県有財産の適正管理について職員の自覚を促すとともに、引き続き各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。(組織・職員分野)

(持続可能な財政運営の確立)

- (4) 平成 22 年度の県財政は、経常収支比率については 91.0%と前年度に比べて 3.1 ポイント改善されているが、県税収入に多くを期待することが困難な状況の中、県債の残高は年々増加しており、実質公債費比率については 13.0%と前年度に比べて 0.3 ポイント悪化し、悪化傾向に歯止めがかかっていない。

このため、限られた財源で最大の効果が得られるよう、事務事業の見直しや「選択と集中」を進めるなど、将来世代に負担を先送りしない財政運営の確立に取り組まれない。

(財政・施設分野)

(県税の未収金対策)

- (5) 平成 22 年度における県税等(加算金を含む)の収入未済額は 6,868,694,733 円であり、前年度に比べて 453,859,972 円(対前年比 93.8%)減少しているものの、依然として多額にのぼっている。

特に、県税の収入未済額のうち 83.8%（前年度 80.6%）が個人県民税の収入未済であり、全体に占める割合も前年度から更に増加しているなど、県税の徴収における大きな課題であるので、引き続き、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、個人住民税の特別徴収加入促進、地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携を図るなど、税収確保に努められたい。

また、他の税目についても引き続き、適切に債務者の状況を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、更なる回収に努められたい。

（財政・施設分野）

（県有施設の有効活用）

(6) 県有財産の有効活用、施設の適正な維持保全等を図るため、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間の「第 2 次県有財産利活用計画」を策定している。

しかし、前計画（18 年度～20 年度）において、期間内に課題解決に至らず、第 2 次計画に継続されている施設を含め課題を有する施設が 9 箇所あるので、引き続き、関係部局等と連携しながら、未利用財産の売却促進や有効活用等を進められたい。

また、23 年度で同計画が終了することから、24 年度以降の新たな計画策定においても、未利用資産の積極的な利活用や施設の適正な維持保全に取り組まれたい。

（財政・施設分野）

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 地域機関分

(ア) 電気使用料の収入未済額が 18,661 円あるので、今後、その発生防止に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
伊勢県民センター	電気使用料	現年度 18,661 円	—
合 計		18,661 円	—

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
鈴鹿県税事務所	(1) 法務局での確認が不十分であったことによる課税誤りがあった。
	(2) 課税対象外手続きがされた土地について、確認もれによる課税誤りがあった。
	(3) 未登記家屋の課税済確認の不徹底による二重課税があった。
伊勢県税事務所	(4) 不動産取得税徴収猶予にかかる取消伺い手続き及び通知手続きが行われていなかった。
	(5) 不動産取得税において、減額理由の確認が不十分な事例があった。
伊賀県税事務所	(6) 小切手の組戻を行い振出者へ返却した際、返却日付の整理簿への記載漏れがあった。

箇所名	内 容
	(7) 差押動産等保管簿が作成されていなかった。
自動車税事務所	(8) 納期限後 50 日以内に発する必要がある督促状が発送されていなかった。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 ◎は特命随意契約	◎(1)【三重県法規集データベースシステム更新業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	組織・職員分野
	◎(2)【時間外・休暇等決裁システム技術支援業務委託】 県に承認を受けることとなっている配属作業員名簿について、承認が行われていなかった。	
	◎(3)【大型シュレッダー保守点検業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	財政・施設分野
	◎(4)【鈴鹿庁舎電話交換設備保守点検業務委託】 再委託の承諾にあたって、あらかじめ承諾申請がされていなかった。	鈴鹿県民センター
	(5)【三重県鈴鹿庁舎設備管理業務委託】 再委託の承諾にあたって、あらかじめ承諾申請がされていなかった。	
	(6)【三重県鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託】 再委託の承諾にあたって、あらかじめ承諾申請がされていなかった。	
	◎(7)【給与支払報告書等封入作業委託（青色申告分）】 個人情報取扱特記事項が旧基準によるものであった。	伊賀県税事務所
	◎(8)【給与支払報告書等封入作業委託（年末調整分）】 個人情報取扱特記事項が旧基準によるものであった。	
	◎(9)【法人二税報告書共同発送郵便料（伊賀市分）】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	◎(10)【法人二税報告書共同発送郵便料（名張市分）】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	◎(11)【たばこ税申告書等発送委託料（伊賀市分）】 執行伺いに履行期間が記載されていなかった。	

項 目	内 容	箇 所 名
	◎(12) 【たばこ税申告書等発送委託料（名張市分）】 執行伺いに履行期間が記載されていなかった。	

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
組織・職員分野	(1) 扶養手当の認定に必要な書類が添付されていなかった（3 件）。
	(2) 扶養手当の認定にあたり、収入増に伴う扶養認定取り消しの時期が誤っていた（1 件）。
	(3) 扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった（2 件）。
	(4) 扶養手当にかかる認定書類及び事後確認書類が保存されていなかった（1 件）。
	(5) 住居手当の認定に誤りがあった（1 件）。
	(6) 住居手当の認定に必要な書類が添付されていなかった（1 件）。
	(7) 住居手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった（3 件）。
	(8) 通勤手当の通勤経路、通勤距離の認定に疑義があった（10 件）。
	(9) 通勤手当の通勤距離の認定に疑義があった（3 件）。
	(10) 通勤手当の認定に誤りがあった（1 件）。
	(11) 通勤手当の高速道路利用の認定に疑義があった（1 件）。
	(12) 通勤手当の支給にあたり勤務日数を確認する書類が添付されていなかった（1 件）。
	(13) 通勤手当において平成 22 年 7 月以降の高速道路無料化に関して支給誤りがあった（1 件）。
	(14) 通勤手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった（2 件）。
	(15) 住所変更に通勤届システムへの入力が行われていなかった（1 件）。
	(16) 通勤手当の認定距離についてシステムへの入力誤りがあった（1 件）。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 行政財産貸付契約において、実績報告が契約で定められた期日までに報告されていなかった。	財政・施設分野
	(2) 普通財産貸付料において、契約終了後も 2 ヶ年分の徴収を行っていた。	
	(3) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	桑名県税事務所
イ 金品亡失	(1) パソコンの損傷（修理代 100,380 円）	組織・職員分野

項 目	内 容	箇 所 名
	(2) パソコンの損傷（修理代 100,380 円）	財政・施設分野
	(3) 公用車の損傷（修理代 17,157 円）	
	(4) 公用車の損傷（修理代 24,780 円）	
	(5) 公用車の損傷（修理代 138,191 円）	
	(6) 公用車の損傷（修理代 14,700 円）	
	(7) 公用車の損傷（修理代 52,500 円）	
	(8) 公用車の損傷（修理代 37,432 円）	
	(9) パソコンの損傷（修理代 23,919 円）	鈴鹿県税事務所

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
財政・施設分野	(1) 証明書発行手数料を旧料金で算出していたため歳出戻入を行っていた。
鈴鹿県税事務所	(2) 手数料額の算定根拠となる件数を誤り、誤った金額を資金前渡したため歳出戻入を行っていた。
	(3) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
津総合県税事務所	(4) 支出科目誤りによる歳出戻入を行っていた。
松阪県税事務所	(5) 二重払いによる歳出戻入を行っていた。
伊賀県税事務所	(6) 副安全運転管理者運転経歴交付手数料について、改正前の金額で資金前渡したため歳出戻入を行っていた。
	(7) 第3回の自己検査が期限内に実施されていなかった。
自動車税事務所	(8) 支出命令額を誤って入力したため歳出戻入を行っていた。

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
津総合県税事務所	(1) 人身事故（示談中）

※ 県費負担の発生しないもの（相手方全額負担等）を除く。

※ 内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

(7) その他

箇所名	内 容
組織・職員分野	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で3法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 また、公益性の認定を行う三重県公益認定等審議会を所管していることから、今後、対象となる特例民法法人が円滑に新制度へ移行できるよう、移行申請に対する速やかな審査と各部局との連携に努められたい。

防災危機管理部**1 事業の執行に関する意見**

(東日本大震災発生に伴う地域防災計画等の見直し)

- (1) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本の太平洋沿岸を中心に広範囲に渡って大規模な被害をもたらした。特に、この地震による津波は、今までの想定をはるかに上回るものであった。

本県においても近い将来に東海・東南海・南海地震の発生の可能性があることから、本年10月に策定された「緊急地震対策行動計画」に基づいた取組を進めるとともに、東日本大震災を教訓とし、地域防災計画等の地震・津波対策の見直しを引き続き進められたい。

また、東日本大震災では、千葉県等の石油コンビナートにおいて、火災・爆発事故が発生したことから、大規模な石油コンビナートを有する本県においては、石油コンビナート等防災計画等の地震・津波対策についても、見直しを進められたい。

(防災危機管理分野)

(東北地方太平洋沖地震に伴う津波警報発表による対応の検証)

- (2) 平成23年3月11日に三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震では、それに伴い発生した津波が三重県沿岸にも達することが予想されたため、沿岸部に津波警報が発表された。

これに対して、関係市町では避難勧告や避難指示を発令したが、避難勧告等対象人数が324,385人のところ避難所等に避難した住民は2,247人であり、その割合が0.7%と低かったことから、原因を調査・分析し、今後の津波避難のあり方等について検討されたい。

また、避難にあたっては、地域における自主防災組織等の役割は重要であるので、避難誘導に係る体制整備のためのアドバイスや避難訓練等の支援、避難行動に係る啓発等に取り組まれたい。

(防災危機管理分野)

(危機管理にかかる職員の意識醸成)

- (3) 平成22年度において、職員の危機管理意識の醸成、リスクマネジメント能力の向上を図るため、各種危機管理研修、リスク把握、リスク評価等を行った。

その結果、22年度実施の職員危機管理意識調査の結果によると、「常に危機管理意識を持って仕事をしている」職員の割合は前年度の96.7%から97.3%と0.6ポイント向上したものの、基本事業「危機管理の推進」の目標項目である「リスク対応度」は、77.5%であり、22年目標値である95.0%とは、17.5ポイントの乖離があった。

県政運営のマネジメントのベースのひとつである危機管理は、基本的には職員一人ひとりが日常業務の中で取り組むべきものであることから、危機管理の推進を所管する防災危機管理部において、今後も一層職員の意識改善に取り組まれたい。

(防災危機管理分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
防災危機管理分野	(1) 証紙事務において、申請受付日と証紙の消印日が異なっているものがあった。
	(2) 証紙事務において、調定決議の日が証紙の消印日と異なるものがあった。

(2) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	防災危機管理分野
	(2) 物品表示票が貼付されていない備品があった。	
	(3) 公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。	消防学校
イ 金品亡失	(1) パソコンの損傷（損傷額 132,817 円）	防災危機管理分野
	(2) 公用車の損傷（修理代 0 円）	
	(3) 公用車の損傷（修理代 0 円）	

(3) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
消防学校	(1) 財務会計システムに登録されている行政財産の目的外使用の債務者情報に脱字があった。

(4) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
防災危機管理分野	(1) 自損事故（物損額：県 66,150 円）
	(2) 自損事故（物損額：県 107,845 円）
	(3) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円 相手 62,944 円）

	(4) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円 相手 226,800 円）
--	---

※ 県費負担の発生しないもの（相手方全額負担等）を除く。

※ 内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

(5) その他

箇所名	内 容
防災危機管理分野	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在で 3 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。

生活・文化部**1 事業の執行に関する意見**

(私立学校施設の耐震化)

- (1) 平成22年度末において、県内私立学校における昭和56年以前建築の建物110棟中、耐震化済は76棟、耐震診断済は86棟であり、耐震化率については86.4%と公立学校よりも9.2ポイント低いものとなっている。

東南海地震をはじめとする大地震の発生が危惧されるなか、児童生徒にとって安全で安心な学校施設という観点から、抜本的な対策である耐震化工事への国庫補助の充実を引き続き要望するとともに、各学校に対して補助制度の活用を呼びかけ、耐震化を早急に進められたい。

(経営企画分野)

(新博物館の整備)

- (2) 新博物館の整備については、平成22年3月の県議会において附帯決議が決議され、11月に建設工事に着手した。その後、新知事体制のもとにおいて検証作業が行われて、整備を進める前提となる7つの項目と博物館づくりの3つの方向性が示され、これに基づき整備を進めていくこととなった。

整備を進めるにあたっては、県議会における附帯決議に的確に対応するとともに、新博物館を整備する前提となる7項目について、示された工程表に基づき着実にその具体化を図られたい。

また、新たに加えられた3つの方向性の実現のために、具体的な博物館活動や運営等について、企業等も加えた多様な主体と連携しながら取り組まれたい。

(文化・生涯学習分野)

(緊急雇用・経済対策)

- (3) 県では、「平成22年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の3つの分野を柱に、第七次～第十二次（一部、第十三次を含む）にわたり総額438億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。

こうした中で、雇用情勢については、持ち直しの動きが広がりつつあるが、依然として厳しい状況にある。

このため引き続き、23年度の緊急的な雇用・経済対策の考え方にに基づき、地域の特性や求職者の状況を踏まえ、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、雇用対策等を迅速かつ総合的に進められたい。

(勤労・生活分野)

(障がい者雇用)

- (4) 平成22年6月1日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、1.50%にとどまっており、2年連続で全国ワースト1位となっている。

経済・雇用状況が厳しい中、企業への啓発や職業訓練の提供等のほか、障がい者の職場定着を支援する取組を実施しているが、今後は国、関係機関等との連携をさらに進め、障がい者雇用の促進に一層努められたい。

(勤労・生活分野)

(交通事故防止)

- (5) 交通事故の防止については、様々な取組により、平成 22 年において人身事故件数は 11,275 件で前年より 97 件減少し、負傷者数も 14,878 人で前年より 248 人減少している。しかし、交通事故死者数については、長期的には減少傾向にあるものの、22 年は 135 人と前年より 23 人増加し、全交通事故死者のうち高齢者の占める割合は全体の半数以上を占めている。

高齢社会の進展により高齢者が関与する事故の増加が予想されることから、高齢者を中心とした交通弱者（歩行者及び自転車利用者）に重点を置いた事故防止の取組について、関係機関等との連携を強め、より一層推進されたい。（勤労・生活分野）

(みえ災害ボランティア支援センターへの支援)

- (6) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う支援活動のため、3 月 14 日に「みえ災害ボランティア支援センター」が発足し、4 月 1 日以降 4 次にわたる被災地への先遣隊派遣や、ボランティアバスの企画・募集・実施を行っている。

支援センターの運営は構成団体からの支援により実施され、県も構成員として事務局職員の人件費やバス運行経費を負担しているが、支援活動が長期化する見込みでありかつ被災地の要望は時々刻々と変化するため柔軟な対応が求められる。

このため、支援センターが必要に応じて新たな取組に対応できるよう、県においても支援体制を整え連携して被災地域への支援に取り組まされたい。

（人権・社会参画・国際分野）

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 中小企業従業員住宅家屋貸下料等の収入未済額が 43,076,292 円（対前年度比 98.8%）あり、前年度と比べて 530,000 円減少しているものの、今後もその収入未済額の減少に一層努められたい。

(イ) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等の収入未済額が 278,000 円（対前年度比 93.6%）あり、前年度と比べて 19,000 円減少しているものの、今後もその収納促進に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
勤労・生活分野	中小企業従業員住宅家屋貸下料	過年度 19,426,256 円	過年度 19,501,256 円
	滞納処分費納付金	過年度 23,650,036 円	過年度 24,105,036 円
人権・社会参画・国際分野	専修学校又は各種学校入校者補助金等返還金	過年度 210,000 円	過年度 218,000 円
	妊娠婦出産費補助金返還金	過年度 68,000 円	過年度 79,000 円
文化・生涯学習分野	文化会館使用料	—	過年度 110,000 円
合 計		43,354,292 円	44,013,292 円

(ウ)収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努める必要がある。

箇所名	内 容
文化・生涯学習分野	(1) 建物使用料において月割計算の際の端数処理を誤っていたため、歳入戻出を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 ◎は特命随意契約	◎(1) 【平成22年度拠点間連携による多彩な文化機会提供事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	文化・生涯学習分野
	◎(2) 【平成22年度次世代の文化体験活動推進事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	◎(3) 【インターンシップ受入企業開拓等業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 必要な金額の印紙が貼付されていなかった。	勤労・生活分野
	◎(4) 【NPO活動基盤強化事業業務委託】 執行伺いが未作成で、出納局事前検査を受けていなかった。 予定価格調書が複数件まとめて作成されていた。	人権・社会参画・国際分野
	◎(5) 【平成22年度外国人住民への情報提供事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	◎(6) 【平成22年度災害時外国人住民支援事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	◎(7) 【平成22年度「人権講演会」講師派遣業務委託】 予定価格が設定されていなかった。	四日市県民センター
	◎(8) 【心に訴える啓発放送委託】 委託先の個人情報の管理体制の把握が不十分であった。	人権センター
	◎(9) 【県立博物館移動展示受付・監視等業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	博物館
	◎(10) 【斎宮歴史博物館歴史体験事業】 個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準に基づき契約していた。	斎宮歴史博物館
	◎(11) 【斎宮歴史博物館受付業務】 個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準に基づき契約していた。	

項 目	内 容	箇 所 名
イ 補助金	(1) 【隣保館運営費等補助金】 ・平成 21 年度補助金の精算にかかる実績報告書が期限までに提出されていなかった。 ・概算払精算書の精算額と実績報告書の精算額が一致していないものがあつた。	人権センター

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 保管転換を行った際に、財務会計システム上の処理が遅れ年度をまたいでいるものがあつた。	文化・生涯学習分野
	(2) 公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。	人権センター
	(3) 医薬用外劇物の保管管理について、毒物及び劇物取締法に基づく盗難防止等の措置が、適切に行われていなかった。	博物館
	(4) 入場券、招待券等の実数が台帳上の在庫と整合していなかった。	斎宮歴史博物館
イ 金品亡失	(1) 所在不明図書（22 冊 取得価格 78,677 円）	図書館

(4) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
勤労・生活分野	(1) 使用料及び賃借料において支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。
人権・社会参画・国際分野	(2) 単価契約による筆耕翻訳料において、支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。
津高等技術学校	(3) 委託料、備品購入費の一部で、支出負担行為は行われているものの、財務システム上での整理が遅延しているものがあつた。

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
勤労・生活分野	(1) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円 相手 185,710 円）
四日市県民センター	(2) 自損事故（物損額：県 46,095 円）

※ 県費負担の発生しないもの（相手方全額負担等）を除く。

※ 内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

(6) その他

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で40法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。

健康福祉部**1 事業の執行に関する意見**

(食の安全・安心の取組)

- (1) 食品衛生対策として、監視指導や検査体制の強化、事業者や消費者に対する啓発等を実施しているが、平成22年度には、県内で大規模な集団食中毒事件が発生しているため、事業者の自主衛生管理を積極的に支援するとともに、食品の試験検査等を更に充実させるなど、一層の食中毒予防対策を強化されたい。

また、食肉の生食についても他県において死亡事例が発生したことから、引き続き、事業者への監視指導を行うとともに、県民への周知にも努め、「食の安全・安心の確保」を図り、県民の健康被害が発生しないよう努められたい。(健康・安全分野)

(災害時医薬品の確保)

- (2) 災害時に必要となる外科系救急医薬品の備蓄を三重県医薬品卸売業者に委託するとともに、直轄で津市内、志摩市内及び熊野市内で備蓄をしているが、平成23年の台風12号による水害で、熊野保健福祉事務所に備蓄していた薬品の一部が被害を受けた。震災等の災害時の医薬品確保のため、委託先を含め備蓄場所の再点検を行うとともに、必要があれば備蓄場所の見直し等を検討されたい。(健康・安全分野)

(がん対策の推進)

- (3) がんによる死亡者数の減少に向け「がん対策戦略プラン」を策定し、重点課題である「地域がん登録」を平成23年7月から実施するなど鋭意取り組んでいるが、依然として早期発見につながる「がん検診」の受診率について、乳がん検診受診率が全国36位(平成21年度)であるなど、全国水準より低位となっている。引き続き、市町や医療関係機関等と連携し、検診の重要性などの啓発活動等を実施して、受診率の向上に取り組まれたい。(保健・医療分野)

(医師・看護職員確保の取組)

- (4) 県は医師や看護職員の確保のため、修学資金貸与制度、医師キャリアサポートシステムやナースバンク制度等に取り組んでいるが、県内の医師・看護職員数は、人口10万人あたりの施設従事医師数が全国38位(平成20年末現在)、看護師従事者数が全国38位(平成22年末現在)であるなど、全国平均を下回っている。引き続き、人材確保対策や医師のキャリア形成支援等を充実させ、県民が安心して暮らせるよう良質な医療サービスの提供体制の確保に努められたい。(保健・医療分野)

(救急医療体制の整備)

- (5) 救急医療体制において、地域によっては二次輪番制の維持が困難な状況となっている。医師の確保が困難な中、限られた医療資源のもと迅速で的確な救急搬送が行われるよう、地域医療再生計画に基づく医療機関の機能分化と連携を促すとともに、二次輪番病院への機能強化に向けた支援を行い、救急搬送や受入が円滑に行われるよう体制

の強化等に努められたい。

(保健・医療分野)

(災害医療体制の再構築)

- (6) 三重県災害医療対応マニュアルは、平成 22 年 4 月 1 日より運用が開始されているが、東日本大震災の想定外の被災経験を踏まえて、地域防災計画や被害想定の見直しが行われることから、同マニュアルも必要な見直しをされたい。

また、これまで計画に沿った訓練等が実施されていない地域機関もあることから、計画の有効性を高めるために、実践的な訓練や必要な研修などを実施されたい。

(保健・医療分野)

(介護サービス基盤の整備促進)

- (7) 少子高齢化が進む中、平成 22 年 9 月現在、特別養護老人ホームへの入所申込者数は 10,842 人で、そのうち重度で、自宅での介護を受けている人は 2,240 人であり、入所の必要性の高い人が長期間待機しなければならない状況が続いている。

入所の必要性の高い人が待機することなく、特別養護老人ホームなどの施設サービスを円滑に享受できるよう、引き続き特別養護老人ホームなどの施設入所希望者等の実態の把握に努めるとともに、市町と連携して介護保険事業支援計画等に基づく施設整備を着実に進められたい。

(福祉政策分野)

(障がい者の居住支援)

- (8) 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるようにするため、グループホームやケアホームなどの施設整備の支援に取り組んでいるが、取組の指標である「グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数」の平成 22 年度末の目標数が 1,292 人であるところ、実績値が 1,064 人の現状である。

障がい者が自ら選択する多様なニーズに応えられるよう、引き続きグループホーム等への施設整備の支援に取り組むとともに、重度障がい者のケアホームへの移行支援も含め、幅広い“居住の場”の提供について、市町や関係部局などと連携して取り組まれたい。

(福祉政策分野)

(障がい者の就労支援)

- (9) 企業等への就労（一般就労）へ移行した障がい者数は、平成 22 年度における年間目標数が 102 人のところ 60 人とどまっていることから、障がい者の自立と働くことによる社会参加や自己実現等を支援するため、各種就労支援事業及び工賃の改善を目標どおりに進められたい。

さらに、一般就労をしても、人間関係や意思疎通の難しさから就労が継続できない障がい者も少なくないことから、福祉と企業活動との新たな協調や事業連携による障がい者と健常者が共に働き、社会的・経済的自立をめざす次世代のモデル企業（社会的事業所）など、多様な就労の場の提供についても、関係部局や市町などと検討を進められたい。

(福祉政策分野)

(保育等のサービスの充実)

- (10) 保育ニーズが多様化する中で、延長保育、一時保育、休日保育や病児・病後児保育などの特別保育を推進するため取り組んでいるが、それぞれの地域の諸事情等もあって、市町における各種保育（預かり）サービスの事業実施率が目標 75%であるところ 71%であり、目標を下回っている。

また、東日本大震災発生後にも、電力不足に対応するための工場の土日稼働による休日保育等を要望されていることから、そのような新しいニーズにも柔軟に対応していくことも必要となってきた。

放課後児童対策の対象児童や保育園等入所待機児童は、地域事情等により地域に偏在していることなどからも、地域のニーズや課題を実施主体である市町や保育関係者等と常に共有し、支援していくことにより、引き続き、子育て環境の整備に取り組まれない。

(こども局)

(要保護児童対策体制の連携・強化)

- (11) 深刻化する児童虐待問題に対応するためには、各児童相談所と市町、警察、教育機関などの関係機関とが情報共有を図り、認識の相違などが生じないように取り組んでいく必要がある。特に、要保護児童に対する適切な支援などを実施するために関係機関等で構成される「市町要保護児童対策地域協議会」の活動が重要であり、同協議会を基軸とした関係機関間のさらなる連携強化に努められたい。

また、平成 22 年 4 月に発生した鈴鹿市重篤事案では「県児童虐待重篤事例検証委員会」で検証が行われ、その検証結果を踏まえた再発防止対応策が実施されてきているが、今後も、要因や問題点などを市町や関係機関等とも共有するとともに、担当職員への専門研修等の充実を図るなど、再発防止に向けての取組をより一層推進されたい。

(こども局)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

- (ア) 母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が 487,922,850 円（対前年比 101.2%）あり、前年度と比べ 5,665,153 円増加しているので、「健康福祉部所掌未収金対策会議」等で発生防止等に向けた方策を検討するとともに、研修等で担当職員の納付折衝能力の向上などに取り組み、収入未済額の減少と発生防止に努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
経営企画分野	通勤手当返還金	—	過年度 89,550 円
保健・医療分野	歯科技工士修学資金貸付金返還金	現年度 144,000 円	—
	看護師養成貸付金返還金	現年度 599,000 円	現年度 726,000 円
		過年度 3,594,000 円 計 4,193,000 円	過年度 3,594,000 円 計 4,265,000 円

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
	医師修学資金等貸付金返還金	現年度 ー 過年度 6,000,000 円 計 6,000,000 円	現年度 8,000,000 円 過年度 ー 計 8,000,000 円
福祉政策分野	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入	過年度 29,395,357 円	過年度 32,049,536 円
	障害者住宅整備資金貸付金元利収入	過年度 19,706,289 円	過年度 20,147,289 円
	介護福祉士修学資金貸付金返還金	現年度 133,200 円 過年度 110,000 円 計 243,200 円	現年度 54,000 円 過年度 125,000 円 計 179,000 円
	心身障害者扶養共済事業負担金	現年度 1,404,080 円 過年度 12,067,165 円 計 13,471,245 円	現年度 1,884,580 円 過年度 11,205,985 円 計 13,090,565 円
	身体障害者総合福祉センター使用料	過年度 64,000 円	過年度 64,000 円
	心身障害者扶養共済給付金返還金	現年度 0 円 過年度 450,000 円 計 450,000 円	現年度 80,000 円 過年度 420,000 円 計 500,000 円
こども局	児童扶養手当返還金	現年度 801,460 円 過年度 18,263,641 円 計 19,065,101 円	現年度 1,751,920 円 過年度 18,253,121 円 計 20,005,041 円
	養育医療等追加納付金等	現年度 3,150 円 過年度 23,226 円 計 26,376 円	現年度 ー 過年度 25,226 円 計 25,226 円
	母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入	現年度 40,073,526 円 過年度 355,090,756 円 計 395,164,282 円	現年度 42,817,324 円 過年度 341,025,166 円 計 383,842,490 円
合 計		487,922,850 円	482,257,697 円

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
こども局	(1) 母子寡婦福祉資金貸付金にかかる事務処理誤りによる歳入戻出を行っていた。
	(2) ひとり親家庭等日常生活支援委託事業費負担金の徴収事務について、滞納が発生した時点で、滞納整理の過程を記録していなかった。

イ 地域機関分

(ア) 収入未済額が 142,926,744 円（対前年比 105.1%）あり、前年度と比べ 6,879,784 円増加しているので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇 所 名	収入未済科目等	平成 22 年度		平成 21 年度	
桑名保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	227, 198 円 3, 828, 503 円 4, 055, 701 円	現年度 過年度 計	386, 755 円 3, 642, 691 円 4, 029, 446 円
鈴鹿保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	68, 297 円 605, 353 円 673, 650 円	現年度 過年度 計	36, 226 円 626, 353 円 662, 579 円
津保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	— 16, 040, 418 円 16, 040, 418 円	現年度 過年度 計	9, 600 円 17, 511, 716 円 17, 521, 316 円
松阪保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	2, 163, 041 円 7, 120, 322 円 9, 283, 363 円	現年度 過年度 計	4, 093, 520 円 3, 215, 427 円 7, 308, 947 円
伊勢保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	7, 327, 437 円 26, 218, 205 円 33, 545, 642 円	現年度 過年度 計	2, 716, 540 円 24, 240, 065 円 26, 956, 605 円
伊賀保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	2, 986 円 15, 215, 764 円 15, 218, 750 円	現年度 過年度 計	6, 038 円 15, 523, 923 円 15, 529, 961 円
尾鷲保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	430, 000 円 2, 266, 300 円 2, 696, 300 円	現年度 過年度 計	793, 271 円 2, 242, 197 円 3, 035, 468 円
熊野保健福祉事務所	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	2, 917, 618 円 1, 994, 718 円 4, 912, 336 円	現年度 過年度 計	80, 000 円 2, 234, 718 円 2, 314, 718 円
児童相談センター	児童措置費負担金等	現年度 過年度 計	9, 878, 602 円 40, 328, 950 円 50, 207, 552 円	現年度 過年度 計	9, 998, 441 円 42, 549, 260 円 52, 547, 701 円
国児学園	国児学園保護費負担金	現年度 過年度 計	640, 200 円 2, 187, 050 円 2, 827, 250 円	現年度 過年度 計	488, 700 円 2, 251, 277 円 2, 739, 977 円
障害者相談支援センター	知的障害者福祉センターはばたき使用料		—	過年度	17, 500 円
草の実リハビリテーションセンター	草の実リハビリテーションセンター保護費負担金等	現年度 過年度 計	72, 310 円 750, 200 円 822, 510 円	現年度 過年度 計	128, 960 円 967, 870 円 1, 096, 830 円
小児心療センターあすなろ学園	あすなろ学園使用料等	現年度 過年度 計	1, 005, 063 円 1, 638, 209 円 2, 643, 272 円	現年度 過年度 計	1, 426, 323 円 859, 589 円 2, 285, 912 円
合 計			142, 926, 744 円		136, 046, 960 円

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
津保健福祉事務所	(1) 生活保護費返還金にかかる徴収事務の一部で、督促状を送付した経緯が確認できなかった。

箇 所 名	内 容
松阪保健福祉事務所	(2) 生活保護費返還金等にかかる徴収事務の一部で、督促状発行簿の作成や督促状を発送した経緯が確認できなかった。
伊勢保健福祉事務所	(3) 生活保護費返還金の不納欠損処理で、一部の法定相続人の相続放棄の確認がなされていなかった。
熊野保健福祉事務所	(4) 行政財産の貸付料の算出に誤りがあり、歳入戻出を行っていた。
児童相談センター	(5) 滞納整理台帳が作成されていないものがあつた。
	(6) 収入事務の誤りにより歳入戻出を行っていた。
あすなろ学園	(7) 使用料の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ◎は特命随意契約	◎(1) 【8020 運動推進特別事業委託】 実施の決裁や仕様書にある事業名と契約書や額の確定書にある事業名が異なっていた。	保健・医療分野
	◎(2) 【地域災害・救急医療情報システム運営委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・個人情報の適正管理に係る条項が契約書に規定されていなかった。	
	◎(3) 【母子寡婦福祉資金貸付金電子計算事務処理委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	こども局
	◎(4) 【ひとり親日常生活支援事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	◎(5) 【子ども虐待防止キャンペーン啓発業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	◎(6) 【結核接触者健康診断】 契約書に個人情報の保護に関する事項が記載・添付されていなかった。	松阪保健福祉事務所
	◎(7) 【平成22年度メタボリックシンドローム予防戦略事業業務委託】 予定価格調書が作成されていなかった。	伊勢保健福祉事務所
	◎(8) 【デートDV防止研修会にかかる業務委託】 予定価格調書が作成されていなかった。	
	◎(9) 【児童記録システム保守管理業務委託】 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。	児童相談センター
	◎(10) 【児童記録システム動作検証業務委託】 ・予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 ・個人情報の管理体制等報告書が提出されていなかった。	

項 目	内 容	箇 所 名
	た。	
	(11) 【中勢児童相談所浄化槽維持管理業務委託】 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。	
	(12) 【北勢児童相談所清掃業務委託】 ・ 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 ・ 予定価格調書が作成されていなかった。	
	(13) 【北勢児童相談所環境管理業務委託】 ・ 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 ・ 予定価格調書が作成されていなかった。	
	(14) 【児童相談センター特殊建築物等定期点検調査業務委託】 ・ 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 ・ 個人情報の管理体制等報告書が提出されていなかった。	
	◎(15) 【警備業務委託】 ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・ 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 ・ 予定価格を税抜き価格で記載していた。	国児学園
	(16) 【浄化槽維持管理業務委託】 ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・ 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 ・ 予定価格を税抜き価格で記載していた。 ・ 事業者選定において、事業者選定要領に定める事業者数を満たしていなかった。	
	(17) 【自家用電気工作物保安管理業務委託】 ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・ 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 ・ 予定価格を税抜き価格で記載していた。	
	◎(18) 【自閉症・発達障害者支援センター運営事業業務委託】 出納の事前検査の証拠書類が添付されていなかった。	障害者相談支援センター
イ 補助金	(1) 【健康増進事業補助金】 ・ 履行確認を決算書抄本で行うべきところ、予算書抄本で行っているものがあつた。 ・ 履行確認について、事業実績書の内訳や積算根拠の詳細を確認していなかった。	保健・医療分野
	(2) 【民生委員組織活動費補助金】 ・ 状況報告書が提出されていなかった。 ・ 概算払精算書が提出されていなかった。 ・ 実績報告書が期限までに提出されていなかった。	松阪保健福祉事務所
ウ 旅費	(1) 【家畜防疫（口蹄疫）派遣用務】 旅行命令書等に補助事業名が記載されていなかった	健康・安全分野

項 目	内 容	箇 所 名
	た。	
	(2) 【ハンセン病療養所入所者訪問事業】 復命書に用務終了時間が記載されていなかった。	保健・医療分野
	(3) 【全国地方自治体保健所等の青少年エイズ対策推進プログラム】 旅行命令書等に補助事業名が記載されていなかった。	鈴鹿保健福祉事務所
	(4) 【「家族をどう援助するか」研修会】 旅行命令書等に補助事業名が記載されていなかった。	
	(5) 【高校生の3者懇談】 自家用車の使用承認を受けていなかった。	国児学園

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
児童相談センター	総務事務システムへの勤務実績の入力遅れにより、報酬を翌月分とあわせて支払っていた。
国児学園	勤務実績が出勤簿と相違しているものがあつた。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	健康・安全分野
	(2) 物品表示票が貼付されていない備品があつた。	保健・医療分野
	(3) 一部の備品が所在不明となっていた。	
	(4) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	福祉政策分野
	(5) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	こども局
	(6) 一部の備品が所在不明となっていた。	鈴鹿保健福祉事務所
	(7) 物品表示票が貼付されていない備品があつた。	伊勢保健福祉事務所
	(8) 使用できない焼却炉が処分されていなかった。	児童相談センター
	(9) 公有財産定期報告が提出されていなかった。	松阪食肉衛生検査所
	(10) 備品の物品標示票が剥がれていた。	こころの健康センター
イ 金品亡失	(1) パソコンの損傷（修理代 123,270 円）	福祉政策分野
	(2) パソコンの損傷（修理代 113,610 円）	こども局

項 目	内 容	箇 所 名
ウ 基金の運用・執行状況	(1) 三重県災害救助基金の積立額が法定積立最少額に達していなかった。	経営企画分野
エ 貸付金の執行状況	(1) 母子及び寡婦福祉資金貸付金の連帯保証人等への法的責任の説明や弁済の意思確認が十分に行われていないものがあつた。	こども局

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
健康・安全分野	(1) 支出科目誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。
津保健福祉事務所	(2) 育成医療治療用装具費用の算定誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。
松阪保健福祉事務所	(3) 被爆者健康診断費用の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (4) 生活保護費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
伊勢保健福祉事務所	(5) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
尾鷲保健福祉事務所	(6) 特定疾患医療費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
児童相談センター	(7) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあつた。 (8) 公金取扱口座に平成22年度以前に発生した利子が未処理のまま残っていた。 (9) 公金取扱口座に入金された負担金が速やかに処理されていなかった。
国児学園	(10) 物品の自己検査において、現物照合が十分に行われていなかった。
あすなろ学園	(11) 委託料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (12) 物品の自己検査において、現物照合が十分に行われていなかった。

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
経営企画分野	(1) 自損事故（物損額：県 99,645 円）
福祉政策分野	(2) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 4,515 円 相手 175,214 円）
鈴鹿保健福祉事務所	(3) 人身事故（負担割合：県 80%・相手 20%） （物損額：県 185,699 円 相手 200,000 円） （治療費等：相手 1,200,000 円）
津保健福祉事務所	(4) 自損事故（物損額：県 49,749 円） (5) 自損事故（物損額：県 27,825 円）

箇 所 名	内 容
	(6) 人身事故（負担割合：県 80％・相手 20％） （物損額：県 46,200 円 相手 23,000 円） （治療費等：相手 125,615 円）
伊勢保健福祉事務所	(7) 自損事故（物損額：県 156,586 円）
伊賀保健福祉事務所	(8) 自損事故（物損額：県 14,721 円）
尾鷲保健福祉事務所	(9) 自損事故（物損額：県 706,157 円）
	(10) 自損事故（物損額：県 14,322 円）
児童相談センター	(11) 自損事故（物損額：県 50,317 円）
	(12) 自損事故（物損額：県 144,312 円）
	(13) 自損事故（物損額：県 84,404 円）

※ 県費負担の発生しないもの（相手方全額負担等）を除く。

※ 内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

(7) 特別会計の処理状況

名 称	内 容
三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計	(1) 平成 22 年度決算において、歳入の事業収入にあたる学園事業費負担金と学園使用料の合計額は対前年比 26,647,735 円増の 760,921,246 円となっており、一般会計からの繰入金は、対前年比 20,045,215 円（8.3％）増の 262,473,714 円となっている。 新規外来患者数については、目標数値に至ってないことから、初診待ち患者の円滑な受診に努めるとともに、施設が老朽化していく中で、今後の施設の方向性等について、総合的に検討されたい。

(8) その他

箇 所 名	内 容
経営企画分野 健康・安全分野 保健・医療分野 福祉政策分野 こども局	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在で 67 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までに移行等が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。

環境森林部**1 事業の執行に関する意見**

(不法投棄事案等の監視・指導体制の強化)

- (1) 産業廃棄物不法投棄等の対応については、継続的に監視・指導体制を強化・充実し、その未然防止を図っているところであるが、がれき類、廃プラスチック等の不法投棄は依然として後を絶たない状況である。

県民の安全・安心の確保のため、より一層多様な主体と連携し、不法投棄の抑止力につながる監視・指導体制の強化等の取組を推進して新たな不法投棄の未然防止を行うとともに、早期発見・早期対応に取り組まれない。

また、依然として未撤去のまま放置されている事案についても、引き続き解決に向けた取組を推進されたい。(循環型社会構築分野)

(地球温暖化対策)

- (2) 平成 22 年度を最終年度とする三重県地球温暖化推進計画における温室効果ガス総排出量は、20 年度実績（直近値）で基準年度（平成 2 年度）に比べ、10.5%増加し、さらに 22 年度目標からも大きく上回っている状況にある。

こうした中、次期計画である三重県地球温暖化対策実行計画については、その策定が遅れているところである。

次期計画を早期に策定するとともに、温室効果ガスの排出量削減に向け、県民や事業者等が取り組むべき日常生活における省エネ・省資源の活動等の取組が、より身近な取組となるよう、普及啓発に一層取り組まれない。(地球環境・生活環境分野)

(森林環境創造事業の計画見直し)

- (3) 森林環境創造事業については、平成 16 年度以降、年々目標の策定面積の新規着手率から乖離し、達成率も 55.2%と低下している。

こうした現状を踏まえ、新規着手の阻害要因を取り除くための山林境界の明確化の取組や、新規着手率を高めるための森林所有者等へのPRなどの取組に努めているものの、達成率が減少し続けている状況であることから、実現可能な事業実施面積や目標値の見直しにかかる検討を進められたい。(森林・林業分野)

(鳥獣害対策)

- (4) 平成 21 年度に環境森林部と農水商工部で構成する「三重県獣害対策プロジェクト」を設置するとともに、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、農林業被害等の軽減と野生獣の適正な生息管理を組み合わせた総合的な獣害対策を実施することにより、「獣害につよい地域づくり」を進めているところである。

しかしながら、野生鳥獣による農林業被害は年々増加しており、また生活環境被害も発生しているので、今後も関係機関、市町と一層連携を図り、有害鳥獣捕獲等のより効果的な鳥獣害対策を推進されたい(森林・林業分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 産業廃棄物不適正処理代執行費用等の収入未済額が、1,906,250,679円（対前年度比115.7%）あり、前年度と比べて259,176,893円増加しているので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

(イ) 林業改善資金貸付金償還金収入等の収入未済額が15,442,526円（対前年度比159.2%）あり、前年度と比べて5,745,000円増加しているので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成22年度	平成21年度
循環型社会構築分野	産業廃棄物不適正処理代執行費用	現年度 259,554,266 円 過年度 1,646,137,786 円 計 1,905,692,052 円	現年度 135,223,517 円 過年度 1,511,850,269 円 計 1,647,073,786 円
	P C B 廃棄物事務管理費用	現年度 558,627 円	—
森林・林業分野	林業改善資金貸付金償還金収入等	現年度 5,900,000 円 過年度 9,542,526 円 計 15,442,526 円	現年度 — 過年度 9,697,526 円 計 9,697,526 円
合 計		1,921,693,205 円	1,656,771,312 円

(ウ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
森林・林業分野	(1) 狩猟者登録申請手続きにおいて、三重県収入証紙消込日は押印されていたが、申請書の受理印が押印されていなかった。

イ 地域機関分

(ア) 前払金返還利息の収入未済額が1,105,722円（対前年度比105.5%）あり、前年度と比べて57,836円増加しているので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成22年度	平成21年度
四日市農林商工環境事務所	前払金返還利息	現年度 57,836 円	—
伊勢農林水産商工環境事務所	前払金返還利息	過年度分 508,070 円	過年度分 508,070 円
熊野農林商工環境事務所	前払金返還利息	過年度 539,816 円	過年度 539,816 円
合 計		1,105,722 円	1,047,886 円

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
津農林水産商工環境事務所	(1) 狩猟免許申請にかかる受験手数料の過誤納付により歳入戻出を行っていた。
伊勢農林水産商工環境事務所	(2) 情報公開文書複写料の過納により歳入戻出を行っていた。
伊賀農林商工環境事務所	(3) 情報公開文書複写料の過納により歳入戻出を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 ◎は特命随意契約	◎(1) 【三重県環境総合情報システム（行政事務処理システム）再構築業務】 再委任の承諾にあたって、公印のない事務連絡文書で処理されていた。	経営企画分野
	◎(2) 【環境総合情報システム改修】 ・再委任の承諾にあたって、公印のない事務連絡文書で処理されていた。 ・契約書条項の支払遅延に対する遅延利息の率を誤って記載していた。	
	◎(3) 【三重県環境森林部人権啓発推進員研修業務委託】 ・予定価格調書が作成されていなかった。 ・随意契約理由書の適用条項が誤っていた。	
	◎(4) 【存在承認（アクノリッジメント）スキル研修業務】 予定価格調書が作成されていなかった。	
	◎(5) 【平成 22 年度環境森林部経営品質実践講座に係る委託】 予定価格調書が作成されていなかった。	
	(6) 【ごみゼロフォーラム会場設営等業務委託】 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	循環型社会構築分野
	(7) 【平成 22 年度 大矢知・平津事案 廃棄物埋設区域確認調査業務】 再委任の承認書で規定する委任先が 2 者以上となった場合の再委任先の一覧表が作成されていなかった。	
	◎(8) 【平成 22 年度 中華人民共和国河南省産業公害防止技術移転研修業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・入札指名者決定通知書の日付漏れがあった。	地球環境・生活環境分野

項 目	内 容	箇 所 名
	◎(9)【平成22年度 M-EMS 普及モデル事業】 ・契約書に収入印紙が貼付されていなかった。	
	◎(10)【三重県地域温暖化防止活動推進センター活動拠点づくり事業委託】 ・契約書に個人情報の適正管理の確保に関する条項がなかった。 ・見積書の日付に誤りがあるのに是正依頼をせず以後の手続きを行っていた。	
	◎(11)【平成22年度 大杉谷登山歩道維持管理業務委託】 契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。	森林・林業分野
	◎(12)【平成22年度 三重県上野森林公園管理業務委託】 契約書条項の支払遅延に対する遅延利息の率を誤って記載していた。	
	◎(13)【ごみゼロ交流会 in 丹生川っこ祭り講師代】 支出負担行為整理兼支出命令書により処理できない経費であるにもかかわらず、支出負担行為時に支出負担行為整理が行われていなかった。	桑名農政環境事務所
	◎(14)【平成22年度県行造林管理巡視事業】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	伊賀農林商工環境事務所
	◎(15)【平成22年度 管内現場技術業務委託】 契約履行完了時の確認・検収が不十分であった。	熊野農林商工環境事務所
	(16)【平成22年度森林荒廃地等現況調査事業】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
イ 国補工事	(1)【復旧治山事業 第23号工事】 「総合評価方式技術提案履行確定通知書」が未作成であり、業者に対して送達されていなかった。	尾鷲農林水産商工環境事務所
ウ 県単工事	(1)【桑名市五反田地内（員弁川左岸）鋼矢板設置工事】 施工体制チェックリストへの記載漏れがあった。	循環型社会構築分野
	(1)【御殿場海岸地区 海岸松林維持管理事業第津－1号工事】 設計変更に至る経緯が打合せ簿等で明文化されていなかった。	津農林水産商工環境事務所
	(2)【自然災害防止事業（県単）第松－8号工事】 発注に先立つ当初設計時の現場状況の把握が不十分であった。	松阪農林商工環境事務所

項 目	内 容	箇 所 名
	(3) 【自然災害防止事業（県単）第上-3号工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	伊賀農林商工環境事務所
	(4) 【自然災害防止事業 第尾-3号事業】 設計変更理由書に記載された数量と設計書の数量が異なっていた。	尾鷲農林水産商工環境事務所
	(5) 【自然災害防止事業 第熊-17号工事】 設計変更在先立つ工事打合せ簿が交わされていなかった。	熊野農林商工環境事務所
エ 補助金	(1) 【森林整備促進事業費補助金】 交付額の算定を誤っていた。	尾鷲農林水産商工環境事務所

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
熊野農林商工環境事務所	(1) 特殊勤務手当の実績簿の記載内容が不十分なものがあつた。

(4) 財産管理等の状況

財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 貸付期間終了後も撤去されず存置されたままになっている物件があつた。	森林・林業分野

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
森林・林業分野	(1) 条例で支払対象外となっている審議会委員に対する報酬の誤払いによる歳出戻入を行っていた。
伊賀農林商工環境事務所	(2) 通信運搬費の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。
尾鷲農林水産商工環境事務所	(3) 消耗品費の支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。
林業研究所	(4) 消耗品費の支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
松阪農林商工環境事務所	(1) 自損事故（物損額：県 72,660 円）
伊勢農林水産商工環境事務所	(2) 自損事故（物損額：県 52,973 円）
尾鷲農林水産商工環境事務所	(3) 自損事故（物損額：県 23,100 円）
熊野農林商工環境事務所	(4) 自損事故（物損額：県 15,750 円）

※ 県費負担の発生しないもの（相手方全額負担等）を除く。

※ 内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

(7) その他

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で13法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。

農水商工部**1 事業の執行に関する意見**

(三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の策定)

- (1) 県では、農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念を定め、県の責務と農業者等の役割を明確にすることにより、施策等を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年12月に「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」を制定したところである。

現在、この条例に規定した基本理念や施策等の実現への道筋を明らかにするため、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画(仮称)」を策定中であるが、引き続き、関係者との協議を行い、県の新しい総合計画である「みえ県民力ビジョン(仮称)」の検討状況とも整合を図りつつ、23年度中の策定を目指し、関係室が一体となって着実に取り組まれない。

(農産振興分野)

(認定農業者等中核的経営体の確保・育成)

- (2) 地域の農業を中心的に担っていくことが期待されている認定農業者等については、平成22年度末の認定目標数 2,700経営体(集落営農組織含む)に対し22年度末実績は2,359経営体(集落営農組織等含む)であり、認定農業者等への農用地利用集積率についても、22年度末の目標33.0%に対し実績は31.9%といずれも未達成となっている。

このため、今後一層、認定農業者等中核的経営体の確保と育成にかかる取組を進められたい。

(農産振興分野)

(高病原性鳥インフルエンザへの対応)

- (3) 平成23年2月に県内で高病原性鳥インフルエンザが2件発生したが、関係機関が連携し迅速な防疫措置をとったことで、他農場への広がりはなく終息した。

高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応については、業務内容が多岐にわたり、また市町や警察等も含め多くの機関に及んでいるので、今回の事案について課題等の検証を十分行い、今後の県内での発生に備えて、防疫・監視体制の強化やマニュアルの見直し、風評被害防止のための正しい知識の普及など、引き続き万全を期した取組の推進を図られたい。

(農産振興分野)

(農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保)

- (4) 県では、「三重県食の安全・安心確保基本方針」を策定し、食の安全・安心確保に関する施策を総合的に進めているところであるが、食品の産地偽装などの問題が相次いだことや、生肉による食中毒事件の発生などにより、食の安全・安心に対する消費者の関心は依然として高い状況にある。

今後も、先進的なGAP手法(農業生産工程管理の手法)の導入などにより、安全で安心な農産物を安定的に提供できる生産・流通・販売体制の構築を進めるなど、基本方針に基づく施策を一層推進されたい。

また、食の安全・安心に関する知識や情報などを消費者、生産者、食品産業事業者等に迅速かつ正確に伝達されたい。

(農産振興分野)

(鳥獣害対策)

- (5) 平成21年度に農水商工部と環境森林部で構成する「三重県獣害対策プロジェクト」を設置するとともに、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、農林業被害等の軽減と野生獣の適正な生息管理を組み合わせた総合的な獣害対策を実施することにより、「獣害につよい地域づくり」を進めているところである。

しかしながら、鳥獣害による農林水産物の被害は年々増加しているため、今後も関係機関、市町と一層連携を図り、モデル集落の育成をさらに進めるなど、より効果的な鳥獣害対策を推進されたい。
(農業基盤整備分野)

(土地改良施設の譲渡)

- (6) 県営土地改良事業により造成された農業用道路、農業用排水路等の土地改良施設については、事業完了に伴い、予定管理者である当該市町及び土地改良区に譲渡することとなっており、阻害要因を把握して譲渡を進めてきたところである。

しかし、平成23年3月末現在で162地区が未譲渡であるため、今後、さらに計画的に譲渡手続きを進められたい。
(農業基盤整備分野)

(漁業協同組合の経営基盤の強化と合併促進)

- (7) 平成22年10月19日に開催した第8回漁協大会において、県内の沿海地区漁業協同組合は、組合の経営基盤の強化に向けて26年度に1漁協に統合する決議を行い、23年7月現在で尾鷲地区の3漁協が合併し、22漁協となっている。

今後も、引き続き漁協系統団体等との連携を図りながら、合併の支援等に一層取り組まれたい。
(水産振興分野)

(緊急雇用・経済対策)

- (8) 県では、「平成22年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の3つの分野を柱に、第七次～第十二次（一部、第十三次を含む）にわたり総額438億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。

しかしながら、県内の経済情勢については、リーマンショック以来、依然厳しい状態が続いており、より効果的な経済対策が求められている。

このため引き続き、中小企業を取り巻く経営環境を踏まえ、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、経済対策等を迅速かつ総合的に進められたい。

(商工・科学技術振興分野)

(鈴鹿山麓研究学園都市センターの活用)

- (9) 鈴鹿山麓研究学園都市センターでは、現在民間企業や行政機関等の入居がなく、施設の多くのスペースが空室となっている状況である。

貸館については、平成22年度は前年度と比較し、利用件数・稼働率等は増加しているものの、施設の利用促進に向け幅広い検討を進めるとともに、政策部や環境森林部など関係部局とも協議し、さらに鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議等でも積極的に議論して対応等を検討するなど、同施設の有効活用に取り組まれたい。

(商工・科学技術振興分野)

(観光客満足度の向上)

- (10) 平成 22 年度観光客実態調査における「観光客満足度」は、21 年度結果と比べ全体で 2.5 ポイント増加して 61.8%となったが、22 年度目標値 75.0%には達しなかった。

今後は、観光客実態調査等の分析結果を踏まえ、観光事業者、市町、県各部局などと更なる連携を行い、より魅力ある観光地づくりに取り組み、引き続き「観光客満足度」の向上に努められたい。
(観光局)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 貸付金

中小企業者等支援資金の貸付金については、債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などによる未収金の回収に努めた結果、昨年度末と比較し約 3 千 5 百万円減少し未収金解消への努力は認められるものの、貸付金全体で 3,309,088,445 円と依然として多額の未収金が残っている。

このため、債権者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向け更に取組を強化されたい。

また、収入未済のほとんどを占める中小企業高度化資金については、県に原資の一部を貸付けている独立行政法人中小企業基盤整備機構の指針に基づき、今後も引き続き、適切な債権管理を行われたい。

箇所名	収入未済 科 目 等	平成 22 年度		平成 21 年度	
農産振興分野	農業改良資金貸 付金償還金	現年度	6,488,211 円	現年度	7,782,000 円
		過年度	43,388,954 円	過年度	50,585,954 円
		計	49,877,165 円	計	58,367,954 円
水産振興分野	沿岸漁業改善資 金貸付金償還金	現年度	4,440,000 円	現年度	2,220,000 円
		過年度	27,177,549 円	過年度	25,741,589 円
		計	31,617,549 円	計	27,961,589 円
商工・科学技 術振興分野	中小企業者等支 援資金貸付金元 利収入	現年度	76,751,991 円	現年度	149,608,617 円
		過年度	3,150,841,740 円	過年度	3,108,050,241 円
		計	3,227,593,731 円	計	3,257,658,858 円
合 計		3,309,088,445 円		3,343,988,401 円	

(イ) その他の収入未済

施設使用料等(地方卸売市場)及び県営サンアリーナ使用料の収入未済額が 11,410,980 円あり、前年度と比べて減少していないので、今後もその収納促進に努められたい。

箇所名	収入未済 科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
経営企画分野	談合弁償金	過年度 83,598,377 円	過年度 102,753,593 円
農産振興分野	施設使用料等(地方 卸売市場)	過年度 6,014,514 円	過年度 6,104,514 円
観光局	県営サンアリーナ 使用料	過年度 5,396,466 円	過年度 5,396,466 円
合 計		95,009,357 円	114,254,573 円

(ウ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
観光局	(1) 証紙の消印の押印方法について不適切なものがあつた。

イ 地域機関分

(ア) 契約違約金返還利息の収入未済額が 383,668 円あり、前年度と比べて減少していないので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に努められたい。

箇所名	収入未済 科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
伊勢農林水産商工 環境事務所	契約違約金返還 利息	過年度 383,668 円	現年度 89,668 円 過年度 294,000 円 計 383,668 円
合 計		383,668 円	383,668 円

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
計量検定所	(1) 検査手数料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 ◎は特命随意契約	◎(1) 【県民の日「地産地消ふるまいイベント」業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	経営企画分野
	◎(2) 【高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う車両消毒 業務委託（紀宝町）】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	農産振興分野
	◎(3) 【県営サンアリーナ環境整備事業委託（第3回）】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていな	観光局

項 目	内 容	箇 所 名
	かった。	
	◎(4)【「三重の中南勢」魅力再発見情報発信強化委託業務】 予定価格調書が封入された封筒に封印がなかった。	
	◎(5)【土地の調査、測量及び登記事務の業務委託（県営ふるさと農道緊急整備事業大井田東部地区登記委託）】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・特命随意契約理由が明確に記載されていない。 ・個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準に基づき契約していた。	桑名農政環境事務所
	◎(6)【三重の米シェアアップ推進事業】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 ・見積書が未徴収であった。 ・支出負担行為整理兼支出命令書により処理できない経費であるにもかかわらず、支出負担行為時に支出負担行為整理が行われていなかった。	
	◎(7)【広域農道整備事業等用地事務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	松阪農林商工環境事務所
	◎(8)【農林水産省所管国有財産除草等業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	伊賀農林商工環境事務所
	(9)【庁舎清掃管理業務委託】 予定価格調書が作成されていない。	中央家畜保健衛生所
	◎(10)【一般廃棄物収集運搬業務】 執行伺いに係る起案文書が、総合文書管理システムに登録されていない。	紀州家畜保健衛生所
	(11)【保安警備管理業務】 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	
イ 国補工事	(1)【長島中部2期地域用水環境整備事業 利用保全施設整備その1工事】 ・当初設計時に積算単価誤りがあり、変更設計で修正していた。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていない。	桑名農政環境事務所
	(2)【伊賀2期地区広域農道事業大内工区道路その4工事】 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」について、期限内に提出されていない。	伊賀農林商工環境事務所

項 目	内 容	箇 所 名
	(3) 【県営中山間（広域）紀北地区さく井工事】 さく井施工場所2カ所のうち1カ所における段階 確認書類が作成されていなかった。	尾鷲農林水産商 工環境事務所
ウ 調査、設計 業務委託	(1) 【川添地区県営ふるさと農道緊急整備事業 用地測 量委託】 変更業務計画書の提出時期が遅れていた。	松阪農林商工環境 事務所
	(2) 【宮川2期地区県営ふるさと農道緊急整備事業 単 価契約図面作成業務委託】 「農道・基盤整備 図面作成作業 発注伺い」に 発注理由が明記されていなかった。	
	(3) 【上之庄地区 下半期単価契約農道等図面作成業務委 託】 「農道・基盤整備 図面作成作業 発注伺い」に発 注理由が明記されていなかった。	伊賀農林商工環境 事務所
	(4) 【金山南部地区畑地帯総合整備（担支）畑かん施設 設計業務委託】 「測量・設計業務に係る配置技術者の兼務業務届 出書」が提出されていなかった。	熊野農林商工環境 事務所
エ 補助金	(1) 【漁業経営構造改善事業費補助金（平成21年度繰越 分）】 実施状況報告書が提出されていなかった。	水産振興分野
オ 旅費	(1) 【地域活性化のための取組のベンチマーキング】 復命書に用務時間が記載されていなかった。	熊野農林商工環 境事務所
カ 物品等購入	(1) 年度末に集中して物品購入を行っていた。	桑名農政環境事 務所
	(2) 年度末に集中して物品購入を行っていた。	四日市農林商工 環境事務所
	(3) 給油伝票（原符）の決裁を受けずに、伝票（交付 用）の出納員欄に事前に押印されていたものや、伝 票を交付していたものがあった。	熊野農林商工環 境事務所

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 組織改変以前の公印が金庫に保管されていた。	桑名農政環境事務所
	(2) 県農業会議による農家向け簿記記帳講習が廃止 されたが、引き続き所において実施していた講習 での帳票の代金を金庫に保管していた。	熊野農林商工環境 事務所
	(3) 医薬用外劇物の保管管理について、毒物及び劇 物取締法に基づく盗難防止等の措置が、適切に行 われていなかった。	紀州家畜保健衛生所

項 目	内 容	箇 所 名
イ 金品亡失	(1) 携帯電話の亡失（取得価格 4,515 円）	桑名農政環境事務所
	(2) 携帯電話の損傷（修理代 45,000 円）	熊野農林商工環境事務所
	(3) デジタルカメラの損傷（取得価格 40,845 円）	熊野農林商工環境事務所
	(4) 携帯電話の損傷（修理代 16,800 円）	南勢家畜保健衛生所
	(5) パソコンの損傷（修理代 65,100 円）	工業研究所
	(6) 動力粉碎草刈機の損傷（取得価格 341,250 円）	農業研究所
	(7) パソコンの損傷（修理代 106,050 円）	
ウ 公共用地の未登記	(1) 過年度に取得した公共用地の未登記案件の把握漏れが判明したことから、平成 21 年度末より大幅に増加し、143,024.03 m ² 、941 筆あるので、未登記案件の正確な把握と、計画的かつ早急な解消を進められたい。	(別表のとおり)
エ 貸付金の執行状況	(1) 就農施設等資金貸付事務の委託に関する契約において、個人情報保護に関する規定が明記されていない。	農産振興分野

(別表) 【事務所別の未登記処理状況】

(単位：m²)

	21 年度末未登記		把握漏れ分		22 年度中処理分		22 年度末未登記	
	筆数	面 積	筆数	面 積	筆数	面 積	筆数	面 積
桑名	6	1,659.33	—	—			6	1,659.33
四日市	37	15,474.59	—	—	5	273.79	32	15,200.80
津	19	3,146.01	—	—			19	3,146.01
松阪	82	16,564.68	—	—			82	16,564.68
伊勢	297	52,752.36	135	50,474.85	15	5,896.22	417	97,330.99
伊賀	328	4,400.24	52	3,731.53	7	196.01	373	7,935.76
熊野	12	1,186.46	—	—			12	1,186.46
計	781	95,183.67	187	54,206.38	27	6,366.02	941	143,024.03

(4) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
経営企画分野	(1) 市町営漁村再生事業費補助金の概算払において、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。
農産振興分野	(2) 地域機関における嘱託員への人件費の支払いについて、報酬で予算措置をすべきところ誤って賃金で予算措置をしていた。
桑名農政環境事務所	(3) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていない。

箇所名	内 容
四日市農林商工環境事務所	(4) 旅費の支給誤りにより、歳出戻入を行っていた。
	(5) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあった。
伊勢農林水産商工環境事務所	(6) 口蹄疫緊急防疫対策臨時交付金の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。
伊賀農林商工環境事務所	(7) 通信運搬費等の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。
熊野農林商工環境事務所	(8) ガソリン代の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。
中央家畜保健衛生所	(9) 消耗品費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。
南勢家畜保健衛生所	(10) 光熱水費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。
農業研究所	(11) 消耗品費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。
水産研究所	(12) 通信運搬費、手数料、燃料費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。

(5) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
農業基盤整備分野	(1) 自損事故（廃車 取得価格 1,350,000 円）
水産振興分野	(2) 自損事故（物損額：県 132,909 円）
商工・科学技術振興分野	(3) 自損事故（物損額：県 24,990 円）
桑名農政環境事務所	(4) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （物損額：県 107,566 円 相手 160,000 円）
	(5) 物損事故（負担割合：相手方不明のため、負担割合不明） （物損額：県 31,731 円）
	(6) 物損事故（負担割合：相手方不明のため、負担割合不明） （物損額：県 31,500 円）
津農林水産商工環境事務所	(7) 自損事故（物損額：県 40,950 円）
	(8) 自損事故（物損額：県 98,175 円）
	(9) 自損事故（物損額：県 28,413 円）
	(10) 物損事故（負担割合：県 80%・相手 20%） （物損額：県 100,380 円 相手 39,816 円）
伊勢農林水産商工環境事務所	(11) 自損事故（物損額：県 44,100 円）
	(12) 自損事故（物損額：県 46,116 円）
	(13) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 135,450 円 相手 98,460 円）

箇所名	内 容
伊賀農林商工環境事務所	(14) 自損事故 (物損額：県 6,489 円)
尾鷲農林水産商工環境事務所	(15) 自損事故 (物損額：県 168,882 円)
	(16) 物損事故 (負担割合：県 100%) (物損額：県 0 円 相手 88,095 円)
熊野農林商工環境事務所	(17) 自損事故 (物損額：県 10,500 円)
	(18) 自損事故 (物損額：県 73,500 円)
紀州家畜保健衛生所	(19) 人身事故 (負担割合：県 100%) (物損額：県 105,178 円 相手 545,300 円) (治療費等：相手 178,655 円)
工業研究所	(20) 自損事故 (物損額：県 201,326 円)
中央農業改良普及センター	(21) 物損事故 (負担割合：県 20%・相手 80%) (物損額：県 廃車 (取得価格 700,000 円) 相手 107,566 円)

※ 県費負担の発生しないもの (相手方全額負担等) を除く。

※ 内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

(6) 特別会計の処理状況

名 称	内 容
沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計	(1) 多額の資金が有効活用されないまま翌年度に繰り越されている。 平成 23 年 1 月末に国が策定した「沿岸漁業改善資金の適正規模及び国への納付等にかかる基準」に基づき、平成 23 年度から 27 年度までの収支計画を策定したところであるので、今後も引き続き、国の基準に基づき計画の見直しを行い、資金規模の適正化に努められたい。 また、貸付財源の有効活用を図るため、資金制度の周知を一層図られたい。

(7) その他

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在で 36 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。
農産振興分野、水産振興分野、中央農業改良普及センター	(2) 「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」において公表義務情報として定めた計画について、進捗状況等の情報をホームページ等で提供していないものがあったので、今後、適正な処理に努められたい。 (別表)
農業基盤整備分野	(3) 単価契約図面作成作業実施要領により各農林(水産)商工環境事務所が発注しているが、発注伺いの様式に発注理由等の記入欄がないため、各農林(水産)商工環境事務所とも協議のうえ、様式の改正等を行い発注理由の明確化等を図られたい。

(別表) 公表義務情報の提供状況

計 画 名	計画の提供状況	達成状況・進捗状況 の提供状況
三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標	窓口で未提供	
三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針	窓口で未提供	窓口で未提供
三重県における特定高性能農業機械の導入に関する計画	窓口・HP で未提供	
協同農業普及事業の実施にかかる方針	窓口で未提供	
三重県農政・普及推進プラン	窓口・HP で未提供	
三重県食育推進計画	窓口で未提供	窓口で未提供
三重県茶業振興指針	窓口で未提供	
新たな三重の米(水田農業)戦略	窓口で未提供	
三重県栽培漁業基本計画		窓口で未提供

※窓口とは、情報公開・個人情報総合窓口を、また、HP とは、県のホームページを示している。

県土整備部**1 事業の執行に関する意見**

(土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)

- (1) 土砂災害警戒区域等の指定について、平成 22 年度に伊賀市、四日市市で指定を行っているが、県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所のうち土砂災害警戒区域の指定は 627 箇所であり、また、土砂災害警戒区域のうち、特に危険とされる特別警戒区域の指定は 495 箇所となっている。

指定の前提となる基礎調査を行うための予算を 22 年度から大幅に増額して取り組んでいるが、全国に比べ区域指定が遅れている状況にあるので、引き続き基礎調査を進め危険箇所の把握を行い、危険性や区域指定の必要性について住民及び市町との理解を得て、早急に区域指定を実施されたい。

(流域整備分野)

(河川整備戦略の推進と堆積土砂対策)

- (2) 平成 18 年度に河川整備戦略を定め、治水対策に着目した優先度により、ハード対策・ソフト対策を実施していくこととしており、県第二次戦略計画においても堤防整備などのハード対策の推進や浸水想定区域図の提供などのソフト対策を進めてきた。

しかし、重要なソフト対策である水位情報周知河川の設定が、第二次戦略計画の目標に達していないので、引き続き、水位情報等の収集・分析等を行い、該当市町とも協議し、早期の設定を行われたい。

また、河川の堆積土砂対策についても、河川改修等の県事業や、河川堆積土砂撤去方針に基づく民間事業者の砂利採取で取り組んでいるが、防災上の観点から、危険箇所の把握とその対応等について、市町等とも連携を図りながら、より一層取り組まれない。

(流域整備分野)

(海岸保全施設整備の計画的な実施)

- (3) 平成 14 年度に策定された「三重県海岸整備アクションプログラム」では、各海岸の整備方針を定めるとともに、策定後概ね 10 年間で事業着手の検討を行う海岸と事業継続海岸について整備優先度を定めている。

地区海岸ごとに策定した海岸整備の方向性に基づき、引き続き計画的な海岸整備を行うとともに、18 年度に整備優先度を見直してから 5 年が経過していること、また、東日本大震災による東北地方の津波被害が甚大であったことから、津波対策も含めたアクションプログラムの見直しについても、国の動向に合わせ検討を行われたい。

(流域整備分野)

(木造住宅の耐震化の促進)

- (4) 「三重県耐震改修促進計画」等に基づき、木造住宅の耐震化の促進に向け耐震診断、工事の補助等に取り組み、全市町で実施している。しかし、耐震診断については目標の 3,000 戸に対し 2,333 戸、補強工事については目標の 250 戸に対し 237 戸といずれも目標に達していない。

引き続き、市町とも連携のうえ、耐震の重要性や制度の周知啓発を行い、木造住宅

の耐震化促進に努められたい

(住まいまちづくり分野)

(違反屋外広告物の是正指導)

- (5) 違反屋外広告物については、平成 16 年度に県内一斉調査を行い把握した後、是正指導や新たな違反物件の把握に努めているが、22 年度末で 3,704 件の未是正物件がある。

23 年度からは、広告業者の更新登録時に是正計画書を提出させるなどの取組を実施しているが、さらに指導を徹底・強化し新たな発生防止と是正に努められたい。

(住まいまちづくり分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

- (ア) 債務不履行に基づく損害賠償等の収入未済額が 6,149,068 円（対前年度比 388.8%）あり、前年度と比べて 4,567,500 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に、より一層努められたい。

- (イ) 公営住宅使用料等の収入未済額が 29,757,287 円（対前年度比 85.3%）あり、前年度と比べて 5,135,281 円減少しているものの、今後もその収納促進を図るとともに、発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
経営企画分野	損害賠償等	現年度 4,567,500 円 過年度 1,581,568 円 計 6,149,068 円	現年度 — 過年度 1,581,568 円 計 1,581,568 円
公共事業総合政策分野	弁償金	過年度 99,074,672 円	過年度 126,005,594 円
住まいまちづくり分野	公営住宅使用料等	現年度 5,952,283 円 過年度 23,805,004 円 計 29,757,287 円	現年度 8,161,228 円 過年度 26,731,340 円 計 34,892,568 円
合 計		134,981,027 円	162,479,730 円

- (ウ) 「三重県道路占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」、「河川、海岸及び港湾の占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」に基づき債権管理を行っているが、地域機関において滞納整理票の整理、督促状の送付の事務処理が一部統一されていないものがあつた、また、調定期間が遅延しているものもあつたので、統一した事務処理を行うよう継続して指導されたい。

(道路政策分野、流域整備分野)

イ 地域機関分

(ア) 道路、河川、海岸等の使用料等の収入未済額が 16,135,290 円（対前年度比 157.9%）あり、前年度と比べて 5,915,509 円増加しているので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度		平成 21 年度	
桑名建設事務所	河川使用料等	現年度	3,779,806 円	現年度	321,440 円
		過年度	712,784 円	過年度	607,160 円
		計	4,492,590 円	計	928,600 円
四日市建設事務所	河川使用料等	現年度	101,568 円	現年度	232,215 円
		過年度	198,277 円	過年度	217,793 円
		計	299,845 円	計	450,008 円
鈴鹿建設事務所	河川使用料等	現年度	8,075 円	現年度	29,928 円
		過年度	655,911 円	過年度	680,435 円
		計	663,986 円	計	710,363 円
津建設事務所	道路敷使用料	過年度	99,548 円	過年度	99,548 円
松阪建設事務所	河川使用料	現年度	7,510 円	現年度	7,510 円
		過年度	26,500 円	過年度	18,990 円
		計	34,010 円	計	26,500 円
伊勢建設事務所	前払金返還利息	現年度	-6,400 円	現年度	940 円
		過年度	323,290 円	過年度	323,290 円
		計	316,890 円	計	324,230 円
志摩建設事務所	海岸使用料等	現年度	2,741,510 円	現年度	7,920 円
		過年度	3,480,660 円	過年度	3,501,540 円
		計	6,222,170 円	計	3,509,460 円
伊賀建設事務所	河川使用料等	現年度	—	現年度	157,500 円
		過年度	24,200 円	過年度	38,856 円
		計	24,200 円	計	196,356 円
尾鷲建設事務所	地所貸下料等	現年度	207,335 円	現年度	1,396,820 円
		過年度	2,858,206 円	過年度	1,661,386 円
		計	3,065,541 円	計	3,058,206 円
熊野建設事務所	前払金返還利息	過年度	916,510 円	過年度	916,510 円
合 計			16,135,290 円		10,219,781 円

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
四日市建設事務所	(1) 道路敷使用料等の未納者にかかる滞納整理票が一部作成されていないかった。
	(2) 道路敷使用料等の未納者にかかる督促状について一部発付されていないかった。

箇 所 名	内 容
	(3) 河川使用料の未納者に対し、実態の把握や文書等による催告が不十分であった。
	(4) 河川使用料の債務者から重複納付があったが、収納状況の確認が不十分であった。
	(5) 収入証紙に消印漏れがあった。
鈴鹿建設事務所	(6) 道路敷使用料徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
伊勢建設事務所	(7) 証紙の消印の押印方法について不適切なものがあつた。
志摩建設事務所	(8) 認識誤り及びチェックが不十分であつたこと等による歳入戻出を行っていた。
伊賀建設事務所	(9) 道路敷使用料等の収入調定事務が遅延していた。
	(10) 特殊車両通行許可申請手数料について、誤って許可日で収入証紙消し込みを行っていた。
尾鷲建設事務所	(11) 河川使用料について、滞納整理票の作成が一部されていなかった。
	(12) 河川使用料等について、督促状が出されていないものがあつた。
	(13) 情報公開文書複写料の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表に受入額が二重に計上されていた。
熊野建設事務所	(14) 情報公開文書複写料の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表の受入額が二重に計上されていた。
北勢流域下水道事務所	(15) 土地使用料、建物使用料の調定日を誤っていた。
	(16) 建物使用料の歳入科目を誤って土地使用料とし、後日、調定更正兼収納更正の事務処理を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ◎特命随意契約	◎(1) 【三重県公共工事設計積算システム第4期運用管理業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	公共事業総合政策分野
	◎(2) 【建設業者の経営事項審査に関する支援業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	◎(3) 【道路交通情報収集・提供に関する業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	道路政策分野
	◎(4) 【県営住宅使用料の口座振替に関する事務処理業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	住まいまちづくり分野

項 目	内 容	箇 所 名
	◎(5) 【開発許可システムに係る統合サーバへの統合業務及び運営保守業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	◎(6) 【構造計算適合性判定業務委託単価契約】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	◎(7) 【平成 22 年度管内現場技術業務】 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。	桑名建設事務所
	◎(8) 【一級河川沢北川分派堰操作及び維持管理業務】 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。	
	◎(9) 【登記測量業務委託（県道四日市多度線未登記測量業務委託）】 業務完了届出書の添付書類について不備があった。	四日市建設事務所
	◎(10) 【奥の谷川県単通常砂防工事 土地取得及び補償業務委託】 個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準に基づき契約していた。	伊勢建設事務所
	◎(11) 【自治会除草委託（道路）滝之原美旗停車場線】 支出負担行為書に、予定価格が記載されていなかった。	伊賀建設事務所
	◎(12) 【自治会除草委託（河川）一級河川木津川】 支出負担行為書に、予定価格が記載されていなかった。	
	◎(13) 【現場技術業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	熊野建設事務所
	◎(14) 【市木川及び志原川河口閉塞開削業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	◎(15) 【鵜殿港港湾海岸施設清掃業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・見積書等提出依頼文書に見積書の提出期限が記載されていなかった。	
イ 国補工事	(1) 【県内雨量観測設備等整備工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	流域整備分野

項 目	内 容	箇 所 名
	(2) 【二級河川三滝川 河川改修（四日市関ヶ原線道路改良）工事】 施工体制点検チェックリストが設計図書に添付されていなかった。	四日市建設事務所
	(3) 【一般国道 165 号他社会資本整備総合交付金（舗装修繕）工事】 「工事カルテ」の登録が一部されておらず、監督員の確認が不十分であった。	津建設事務所
	(4) 【一般国道 163 号他社会資本整備総合交付金（舗装修繕）工事】 「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。	津建設事務所
	(5) 【主要地方道伊勢大宮線 道路交通安全対策（自歩道整備）工事】 当初材料費に一部計上漏れがあった。	伊勢建設事務所
	(6) 【二級水系中川水系向山谷川国補通常砂防工事】 施工体制点検チェックリストについて、完成検査時に検査員により記載が確認された旨の記録がなかった。	尾鷲建設事務所
	(7) 【一級水系新宮川水系桑谷川砂防（付替林道）工事】 ・「総合評価方式技術提案履行確認協議書」について、期限内に提出されていなかった。 ・「工事カルテ」の登録に誤りがあり、監督員の確認が不十分であった。	熊野建設事務所
	(8) 【阿田和地区海岸（萩内海岸）海岸整備工事】 ・「総合評価方式技術提案履行確定通知書」が業者に送達されていなかった。 ・「工事カルテ」の登録に誤り等があり、監督員の確認が不十分であった。	熊野建設事務所
	(9) 【北勢沿岸流域下水道（北部処理区）北部浄化センター B系給排水・A3-5 系電気室空調機械設備工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	北勢流域下水道事務所
	(10) 【北勢沿岸流域下水道（北部処理区）北部浄化センター重力濃縮タンク（No. 11）防食塗装工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	北勢流域下水道事務所
	(11) 【北勢沿岸流域下水道（北部処理区）北部浄化センター SP棟粗目スクリーン及びA系床排水ポンプ等機械設備改築工事】 ・当初設計にかかる内訳書と図面の記載内容の一部が一致していなかった。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	北勢流域下水道事務所

項 目	内 容	箇 所 名
ウ 県単工事	(1) 【二級水系員弁川水系宇賀川砂防（溪流保全工）工事】 工事着手後に地元調整に時間を要し、工期を延長していた。	桑名建設事務所
	(2) 【一般県道桑名川越線他1線 公共土木施設維持管理（舗装補修）工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	四日市建設事務所
	(3) 【一級河川八手俣川君ヶ野堰堤維持（地震観測装置更新）工事】 「工事カルテ」の登録が一部されておらず、監督員の確認が不十分であった。	津建設事務所
	(4) 【主要地方道久居河芸線（五軒町 BP）地方特定道路整備工事（岩田川護岸その1）】 「総合評価方式技術提案履行確認書（検査時）」及び「総合評価方式技術提案履行確定通知書」が添付されていなかった。	
	(5) 【一般地方道横輪南勢線 道路改良工事】 完成報告書に監督員の氏名が記載されていなかった。（押印のみ有）	伊勢建設事務所
	(6) 【田曾浦地区 県単急傾斜地災害緊急対策工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	
	(7) 【二級河川往古川公共土木施設維持管理（河床掘削）工事】 ・「工事カルテ」の登録に誤りがあり、監督員の確認が不十分であった。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	尾鷲建設事務所
	(8) 【二級河川船津川河川改修工事（その57）】 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」について、期限内に提出されていなかった。	
	(9) 【二級河川湊川高速道路関連施設整備対策（河床掘削）工事】 工事打合簿において、発注者の指示について、業者が了解した旨の記録がなかった。	熊野建設事務所
	(10) 【一般国道311号公共土木施設維持管理（舗装整備）工事（波田須工区）】 「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。	
	(11) 【一般県道小船紀宝線県単道路改良工事】 「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。	

項 目	内 容	箇 所 名
エ 調査、設計 業務委託	(1) 【三重県内一般交通量調査（道路状況調査）業務委託】 250 万円以上の契約額の変更を行った場合に必要指名審査会への報告が行われていなかった。	道路政策分野
	(2) 【一般国道 477 号四日市湯の山道路 平尾 IC（仮称）道路改良工事積算補助業務委託】 委託業務完成報告書に完成日が記載されていなかった。	四日市建設事務所
	(3) 【熊野川圏域土砂災害防止基礎調査業務委託（紀北町③）】 「測量・設計業務に係る配置技術者の兼務業務届出書」に誤った情報が記載されていたが、確認が不十分なまま収受されていた。	尾鷲建設事務所
	(4) 【北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター周辺海域漁業（黒海苔養殖）実態調査業務委託】 変更契約後に提出される業務計画書（変更）の提出日が、変更契約日より前の日付で提出されていた。	北勢流域下水道事務所
オ 物品等購入	(1) 作業保安用品等について、ローテーション表が作成されていなかった。	尾鷲建設事務所
	(2) 年度末に集中して物品購入を行っていた。	中勢流域下水道事務所

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が、32,496.72 ㎡あるので、売却等を進めるなど、引き続きその適正な管理及び有効活用を推進されたい。	(別表1 のとおり)
	(2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	経営企画分野
	(3) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	公共事業総合政策分野
	(4) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	流域整備分野
	(5) 平成22年度取得分について公有財産台帳の記入誤りがあった。	四日市建設事務所
	(6) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	
	(7) 公有財産の定期報告において、建物について修正報告を行っていた。	伊勢建設事務所

項 目	内 容	箇 所 名
	(8) 移転登記済みの土地について、公有財産台帳の抹消もれがあった。	伊賀建設事務所
	(9) 公有財産の異動報告・定期報告が適切な時期にされていなかった。	尾鷲建設事務所
	(10) 公有財産の目的外使用許可について報告がされていなかった。	
	(11) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	北勢流域下水道事務所
イ 金品亡失	(1) パソコンの損傷（修理代 35,385 円）	経営企画分野
	(2) 公用車の損傷（修理代 134,799 円）	住まいまちづくり分野
	(3) 資材の盗難（敷鉄板（鋼板））（被害額 16,000 円）	四日市建設事務所
	(4) 公用車の損傷（修理代 11,036 円）	
	(5) 資材の盗難（等辺山形鋼、杉材、足場板）（被害額約 10,000 円）	志摩建設事務所
	(6) パソコンの損傷（修理代 56,175 円）	
	(7) 公用車の損傷（修理代 15,750 円）	伊賀建設事務所
	(8) 公用車の損傷（修理代 52,983 円）	熊野建設事務所
ウ 公共用地の未登記	(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 5,116 筆、1,306,032.72 m ² あるので、計画的かつ早急な未登記の解消を進められたい。	(別表2 のとおり)

(別表 1)

内 容	面積 (m ²)	箇所名
中ノ川廃川敷外 6 件	6,343.29	経営企画分野
津松阪港	13,607.28	流域整備分野
一級河川鎌谷川ほか 2 件	1,573.70	四日市建設事務所
国道 25 号ほか 6 件	5,929.23	鈴鹿建設事務所
一級河川淀川水系久米川	5,043.22	伊賀建設事務所
計	32,496.72	

(別表 2)

事務所名	平成 22 年度末未登記			平成 22 年度中処理分	
桑名建設事務所	242 筆	152,014.34	m ²	過年度	5 筆
四日市建設事務所	279 筆	61,046.44	m ²	過年度	5 筆
鈴鹿建設事務所	412 筆	52,086.56	m ²	過年度	7 筆
津建設事務所	434 筆	100,250.87	m ²	過年度	16 筆
松阪建設事務所	814 筆	140,408.38	m ²	過年度	8 筆
伊勢建設事務所	997 筆	253,864.74	m ²	過年度	12 筆
志摩建設事務所	133 筆	27,519.52	m ²	過年度	4 筆
伊賀建設事務所	134 筆	36,570.86	m ²	過年度	3 筆
尾鷲建設事務所	535 筆	209,243.80	m ²	過年度	1 筆
熊野建設事務所	1,136 筆	273,027.21	m ²	過年度	10 筆
計	5,116 筆	1,306,032.72	m ²	計	71 筆

(4) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
住まいまちづくり分野	(1) 訴訟の提起等にかかる印紙代費用の算出方法に誤りが生じたことにより、歳出戻入を行っていた。
桑名建設事務所	(2) 工事請負契約にかかる前払金の過払いにより歳出戻入を行っていた。
四日市建設事務所	(3) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
鈴鹿建設事務所	(4) 情報公開請求に対する開示文書の誤りがあった
伊勢建設事務所	(5) 交通事故証明書交付手数料の誤りにより歳出戻入を行っていた。
伊賀建設事務所	(6) 使用料及び賃借料の支払において、二重払いにより歳出戻入を行っていた。
	(7) つり銭資金保管簿について、1ヶ月まとめて作成していた。

(5) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
道路政策分野	(1) 自損事故（物損額：県 60,000 円）
桑名建設事務所	(2) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円 相手 126,605 円）
四日市建設事務所	(3) 人身事故（負担割合：県 100%） （治療費等：相手 218,095 円）
	(4) 自損事故（物損額：県 75,569 円）
	(5) 自損事故（物損額：県 116,976 円）
鈴鹿建設事務所	(6) 自損事故（物損額：県 70,139 円）
	(7) 自損事故（物損額：県 146,816 円）
	(8) 自損事故（物損額：県 219,765 円）
津建設事務所	(9) 人身事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 220,762 円 相手 580,288 円） （治療費等：相手 1,250,802 円）
	(10) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 242,970 円 相手 48,300 円）
	(11) 自損事故（物損額：県 294,336 円）
松阪建設事務所	(12) 自損事故（物損額：県 38,000 円）
	(13) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%） （物損額：県 119,133 円 相手 7,848 円）
	(14) 自損事故（物損額：県 44,100 円）
	(15) 自損事故（物損額：県 25,410 円）

箇所名	内 容
伊勢建設事務所	(16) 人身事故（示談中）
	(17) 自損事故（物損額：県 58,170 円）
	(18) 自損事故（物損額：県 10,500 円）
志摩建設事務所	(19) 物損事故（負担割合：県 95%・相手 5%） （物損額：相手 75,390 円）
	(20) 自損事故（物損額：県 55,000 円）
	(21) 物損事故（示談中）
伊賀建設事務所	(22) 人身事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円 相手 558,957 円） （治療費等：相手 73,320 円）
	(23) 自損事故（物損額：県 165,895 円）
	(24) 自損事故（物損額：県 6,383 円）
	(25) 自損事故（物損額：県 28,875 円）
	(26) 自損事故（物損額：県 92,158 円）
熊野建設事務所	(27) 自損事故（物損額：県 52,731 円）
	(28) 自損事故（物損額：県 24,150 円）
北勢流域下水道事務所	(29) 物損事故（負担割合：県 60%・相手 40%） （物損額：県 203,724 円 相手 259,891 円）

※ 県費負担の発生しないもの（相手方全額負担等）を除く。

※ 内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

(6) 特別会計の処理状況

名 称	内 容
流域下水道特別会計	(1) 北勢流域下水道（北部）、（南部）事業、中勢沿岸流域下水道（志登茂川）（雲出川左岸）事業等において、繰越事業が 31 億 6,939 万 1 千円あるので、進捗管理の強化と円滑な事業の推進に努められたい。

(7) その他

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在で 11 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。
公共事業総合政策分野	(2) 単価契約図面作成作業実施要領により各建設事務所が発注しているが、発注伺いの様式に発注理由等の記入欄がないため、建設事務所とも協議のうえ、様式の改正等を行い発注理由の明確化等を図られたい。

出納局**1 事業の執行に関する意見**

(会計支援体制の充実)

- (1) 会計事務の適正化について、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実など取り組まれているところであり、平成 22 年度の会計相談件数は 9,618 件 (21 年度 8,173 件 17.7%増) と増加している。しかし、出納局検査における 22 年度の指導件数が 173 件 (21 年度 160 件 8.1%増) と増加しており、一部の所属における指導件数が多いなど、依然として軽微なミスや誤った事務処理が発生している。

このような状況を踏まえ、会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じた O J T 研修等の支援体制を今後も一層強化されたい (出納分野)

(物品の適正管理)

- (2) 物品の適正管理について、各所属あて通知し、注意喚起を図っているところであるが、金品亡失 (損傷) が平成 22 年度は前年度に比べて 6 件増加しており、187 件の発生と依然として多い状況である。

引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。 (出納分野)

2 財務等に関する意見**(1) 収入に関する事務**

弁償金の収入未済額が 21,871,353 円あり、前年度と比べ減少していないので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に、より一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
出納分野	弁償金	現年度 過年度 21,871,353 円 —	現年度 過年度 21,871,353 円 —
合	計	21,871,353 円	21,871,353 円

(2) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
出納分野	(1) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
	(2) 自己検査が期限内に行われていなかった。

(3) その他

箇所名	内 容
出納分野	(1) 三重県会計規則においては督促に関する規定がなく、地方自治法第231条の3第1項及び地方自治法施行令第171条の規定に基づき、個別の要綱に基づいて対応している状況である。 しかしながら、突発的に未収が発生した場合には、要綱を定めていない場合もあり、適正な事務処理を促進するためにも、督促等の債権管理の全庁的な取り扱いについて、今後もさらに各担当部局に周知されたい。
	(2) 車検切れの公用車を運行していた事例があったため、公用車の車両管理を徹底し、車両運行を適正に行われたい。

企業庁**1 事業の執行に関する意見**

(水力発電事業譲渡にかかる諸課題への対応)

- (1) 水力発電事業については、譲渡先である中部電力（株）と検討協議を重ねた結果、平成23年8月に譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等に関する基本的事項の合意書が締結されたところである。

今後は、23年3月に締結された譲渡・譲受に向けての確認書等に示された地域貢献、設備、用地等の課題について、その対応方針に沿って関係部局等とともに着実な解決を図り、25年4月からの段階的な譲渡を円滑に進められたい。

また、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算手法等について、検討を進められたい。
(経営分野、事業分野)

(水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の健全な経営)

- (2) 水力発電譲渡後のRDF焼却・発電事業については、企業庁が任意適用事業として運営することとされている。

地方公営企業には、経営に伴う収入で経費を賄うなど、独立採算による事業運営が求められることから、健全な経営が行えるよう、関係部局とともにその経営手法について検討を進められたい。

※ 任意適用事業＝地方公営企業法における「その法律の全部を適用することが定められている事業」には該当しないが、条例でその法律の全部又は財務規定などを任意で適用する事業。

(経営分野、事業分野)

(工業用水道事業の需要拡大)

- (3) 北伊勢工業用水道事業については、平成22年度に契約水量が15,680 m³/日増加したものの、平成23年3月31日現在において、96,660 m³/日の未契約水量が存在する。

中伊勢工業用水道事業については、22年度に契約水量が180 m³/日増加したものの、23年3月31日現在において、15,330 m³/日の未契約水量が存在する。

厳しい経済状況の下ではあるが、関係部局等と連携し、工業用水の需要の拡大に引き続き努められたい。
(事業分野)

(施設の耐震化等の推進と企業庁各種防災計画の見直し)

- (4) 東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が懸念されている。水道、工業用水道施設は、県民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであるので、施設の耐震化等の推進を引き続き進められたい。

また、東日本大震災を踏まえて、国・県では、被害想定等の見直しが行われている。これらの動向を注視しながら、津波対策を含めた各種防災計画の必要な見直しを早急に進められたい。
(経営分野、事業分野)

(長期債務の繰上償還)

- (5) 企業庁では、水道事業及び工業用水道事業において、従来から高金利企業債の借換

や繰上償還、並びに水資源機構割賦負担金の繰上償還を実施し、平成 22 年度までに約 185 億 4,400 万円の支払利息を軽減している。

長期債務の支払利息にかかる財政的負担の軽減を図るため、企業債については、24 年度までの公的資金補償金免除繰上償還制度を引き続き活用して、高金利企業債の繰上償還を行われたい。

また、水資源機構割賦負担金についても、引き続き繰上償還できるよう水資源機構に対し要望されたい。
(経営分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 地域機関分

工業用水道使用料の収入未済額が 636,300 円あり、前年度と比べ減少していないので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
北勢水道事務所	工業用水道使用料	現年度 —	現年度 191,100 円
		過年度 636,300 円	過年度 445,200 円
		計 636,300 円	計 636,300 円
合 計		636,300 円	636,300 円

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 ◎は特命随意契約	(1) 【ボトルウォーター製造業務委託】 契約書に定められた「業務完了報告書」が提出されていなかった。	経営分野 (水道事業会計)
イ 県単工事	(1) 【水沢浄水場 2 系沈殿池汚泥掻寄機修繕工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。	北勢水道事務所
	(2) 【大里浄水場 帳票システム他中央監視制御設備等修繕工事】 「公共工事発注見通し」に掲載していなかった。	中勢水道事務所
ウ 物品等購入	(1) 少額物品・役務等調達基準にかかるローテーション表を作成していなかった。	北勢水道事務所

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 廃棄済みの準備品が台帳から削除されていなかった。	経営分野 (3 事業会計共通)
イ 金品亡失	(1) 発電所の電線等の盗難 (取得価格 185,000 円)	三瀬谷発電管理事務所
	(2) 携帯電話の損傷 (取得価格 4,518 円)	

項 目	内 容	箇 所 名
ウ 公共用地の 未登記	(1) 過年度 1 筆 13.2 m ²	北勢水道事務所
	(2) 過年度 13 筆 5,988 m ²	志摩水道事務所
	(3) 過年度 8 筆	三瀬谷発電管理事務所

(4) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
北勢水道事務所	(1) 水道施設の使用水量の検針において、水量の記録ミスにより歳出戻入を行っていた。
三瀬谷発電管理事務所	(2) 支払システム入力誤りのため、歳出戻入を行っていた。

(5) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇 所 名	内 容
経営分野 (工業用水道事業会計)	(1) 物損事故 (負担割合：県 100%) (物損額：県 586,055 円 相手 132,195 円)
北勢水道事務所	(2) 物損事故 (負担割合：県 100%) (物損額：県 0 円 相手 125,843 円)
	(3) 人身事故 (示談中)
三瀬谷発電管理事務所	(4) 自損事故 (物損額：県 156,450 円)

※ 県費負担の発生しないもの (相手方全額負担等) を除く。

※ 内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

病院事業庁**1 事業の執行に関する意見**

(県立病院改革)

- (1) 県立病院改革については、総合医療センターの特定地方独立行政法人化、志摩病院の指定管理者制度の導入に向けての手続きが進められている。

病院の運営形態の変更にあたって、健康福祉部との業務分担については、双方で十分な連携を保ち工程に沿って着実且つ遺漏のないよう進められたい。

運営形態変更後も診療行為に支障の出ない体制とすることに努められたい。

また、患者や地域の住民に対しても十分な情報提供を行われたい。

運営形態の変更に向け、総合医療センターについては、特定地方独立行政法人化に伴う財務上の課題について整理が進められているところである。今後は、志摩病院など3病院についても、累積欠損金や退職給与引当金等への対応はもとより、志摩病院の指定管理者制度移行にかかる退職給与金等の資金手当の課題についても検証し整理されたい。

(当面の病院運営と中期経営計画の策定)

- (2) 平成22年度の病院事業会計の収益的収支は5億5,484万円の純損失となり、前年度に比べ4億6,267万円収支は改善したものの、依然多額の純損失を計上している。

23年度末までは、県立県営で4病院の運営を行っていく方針であることから、経営の改善及び県立病院としての役割、機能の充実に向け、設定した目標に則り、収支の改善、資金の確保、患者サービスの向上に努められたい。

なお、各病院の留意事項は以下のとおりである。

ア 総合医療センター

平成21年度中に7対1看護基準を取得し、安心で質の高い医療・看護を提供しているところである。看護基準の安定維持に努めるとともに、DPC（診断群分類包括評価）の適正な運用や費用の節減等により、経営の改善に引き続き取り組まれたい。

イ こころの医療センター

精神科におけるデイケアの充実とともに、施設基準の変更により救急・急性期医療の充実を図っているところである。こうした施設基準の安定維持に努めるとともに、精神科救急患者への対応や、患者の社会復帰支援等、県立精神科病院としての役割・機能の充実に向けた取組を引き続き進められたい。

ウ 一志病院

平成19年度から取り組んでいる家庭医療の実践が地域に定着しつつあるため、家庭医療医の育成を図るとともに、訪問診療、予防医療の充実など、地域の医療ニーズに合った取組を引き続き進められたい。

(注) 家庭医療＝性別、年齢を問わず、身近な病気を中心に、けがや心の悩み、病気の予防や介護なども含めて患者のケアを総合的に行う医療。

エ 志摩病院

地域医師会等との連携や市民ボランティアによる院内活動など、地域医療の充実に向け努力しているところであるが、医師不足による入院稼働病床数の減少、救急患者受入体制の縮小などが進んでいる。健康福祉部とも十分に連携しながら医師を確保し、診療体制の回復を図られたい。

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 地域機関分

(ア) 平成22年度末における診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）が、4病院合計で約1億6,561万円となっている。

未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、平成 22 年度中に約 1,900 万円を回収しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。

また、22 年度においては、約 2,500 万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。

診療費自己負担金の過年度未収金

(単位：円)

病 院 名	平成22年度 A		平成21年度 B		増減 A-B	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総 合 医 療 セ ン タ ー	482	104,721,056	573	122,702,199	△ 91	△ 17,981,143
こころの医療センター	179	34,274,875	175	35,039,953	4	△ 765,078
一 志 病 院	18	827,983	12	887,483	6	△ 59,500
志 摩 病 院	172	25,786,089	199	29,915,954	△ 27	△ 4,129,865
合 計	851	165,610,003	959	188,545,589	△ 108	△ 22,935,586

未収金増減の内訳

(単位：円)

病 院 名	新規発生	回収	会計上の減額処理	計
総 合 医 療 セ ン タ ー	7,713,055	△ 10,135,590	△ 15,558,608	△ 17,981,143
こころの医療センター	8,000,780	△ 3,570,956	△ 5,194,902	△ 765,078
一 志 病 院	22,820	△ 82,320	-	△ 59,500
志 摩 病 院	8,883,201	△ 5,019,997	△ 7,993,069	△ 4,129,865
合 計	24,619,856	△ 18,808,863	△ 28,746,579	△ 22,935,586

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
総合医療センター	(1) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。
こころの医療センター	(2) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。
一志病院	(3) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。
	(4) 歳入戻出の際に科目を誤って処理したものがあつた。
志摩病院	(5) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ◎は特命随意契約	◎(1)【平成 22 年度患者様アンケート・データ入力業務委託】 執行伺及び見積徴収伺いが作成されていなかった。	県立病院経営分野
	◎(2)【財務会計システム等保守業務委託】 ・執行伺及び見積徴収伺いが作成されていなかった。 ・予定価格調書が作成されていなかった。	
	◎(3)【植栽管理業務委託】 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。	こころの医療センター
	◎(4)【外来診療延長業務委託】 履行完了時に必要な支出負担行為書等への検査年月日、氏名(押印も可)の記録がされていなかった。	
	(5)【設備総合管理業務委託】 契約書に定めた別記『個人情報取扱いに関する特記事項』が添付されていなかった。	
イ 物品購入等	(1) 少額物品・役務等調達基準にかかるローテーション表を作成していなかった。	一志病院
	(2) 病棟にエアコンを設置する際に、建設改良費で執行すべきものを修繕費で執行していた。	志摩病院

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
県立病院経営分野	(1) 扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった。
県立病院経営分野	(2) 通勤手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった。

(4) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
一志病院	(1) 過去に使用していた医師公舎の共益費を受け入れる通帳が保管されたままで、処分がされていなかった。

(5) その他

箇 所 名	内 容
県立病院経営分野	(1) 会計規程と会計規程運用方針の記載において、備品の定義に差異があるので、文言の整理を行われたい。

議会事務局**1 事業の執行に関する意見**

(政務調査費の適正な執行)

- (1) 平成 22 年度分の収支報告書について、添付されている領収書等の写しをもとに、条例、施行規程及びガイドラインの規定に照らし内容を確認した結果、鉄道運賃等の計上誤りや海外の政務調査に係る調査雑費（日当）の計上を誤っている事例など返還を要する事例、証拠書類等の写しが添付されていないなど取扱いに改善を要する事例等が見受けられた。

これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、今後とも、政務調査費が適正に執行されていることが確認できるよう努められたい。

2 財務等に関する意見**(1) 支出に関する事務**

業務委託契約の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ◎は特命随意契約	◎(1) 【会議録検索システム追加データ入力業務委託】 予定価格調書が作成されていなかった。	議会事務局

(2) 財産管理等の状況

財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	議会事務局

(3) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
議会事務局	(1) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。

監査委員事務局**1 事業の執行に関する意見**

(事務局職員の専門性の向上)

- (1) 地方分権の進展等に伴い、県が処理すべき事務は今後さらに高度化・多様化すると考えられ、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の審査など、財務報告の信頼性の確保の観点も重要となっており、監査委員事務局においてもチェック機関としてのよりの確な業務の執行が求められている。

今後、監査委員による監査体制の強化を図る上で、監査委員事務局職員の能力は重要な要素であり、事務局職員の資質向上の観点から、専門性を高めるための研修を充実していくとともに、個々の職員が習得した知識を組織全体で共有する仕組みの構築など、職員の専門性向上の推進に一層努められたい。

2 財務等に関する意見

概ね適正に処理されていた。

人事委員会事務局**1 事業の執行に関する意見**

概ね適正に処理されていた。

2 財務等に関する意見**(1) 財産管理等の状況**

財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	人事委員会事務局
	(2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	

教育委員会事務局**1 事業の執行に関する意見**

(個人情報等の流失防止)

- (1) 県立学校においては教務手帳や答案用紙等の紛失、公立小中学校においてはパソコンの盗難等による、個人情報等の流失があった。

個人情報の管理について、すべての教職員に周知徹底を図り、自覚を促して、再発防止に努められたい。
(経営企画分野、学校教育分野)

(教職員服務規律の徹底)

- (2) 平成22年度の懲戒処分については、前年度から1人増加し12人が処分されており、その内、酒気帯び運転等により3人が懲戒免職処分となっている。

これらの事案は教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、教職員に対し法令及び服務規律の遵守の徹底を図るとともに、自覚を促し、再発防止に一層厳正に取り組まれたい。
(教育支援分野)

(障がい者雇用の推進)

- (3) 平成22年6月1日現在の障がい者雇用率は1.84%と、前年度に比べて、0.14ポイント向上し、全国平均1.77%を上回っている。

しかし、「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、都道府県に置かれる教育委員会にあっては、2.0%以上の身体障がい者又は知的障がい者等の雇用が義務付けられているものの依然として法定雇用率2.0%が達成されていないので、一層積極的な雇用に努められたい。
(教育支援分野)

(登下校時における児童生徒の安全確保)

- (4) 不審者情報は、毎年度300件台で推移していたが、平成22年度の不審者情報件数が498件と21年度342件に比べて156件、45.6%の増となっている。

登下校時における児童生徒の安全確保の点から、学校、市町や学校安全ボランティア(スクールガード)等の関係機関とより一層情報共有に努め、協力連携を図りながら、児童生徒の安全確保の向上に取り組まれたい。
(学校教育分野)

(特別支援学校の教育環境整備等の推進)

- (5) 特別支援学校においては、児童生徒の増加に伴う教室不足等の課題が発生している。

このため、平成22年11月に策定された「県立特別支援学校整備第二次実施計画」(23年度～26年度)の早期実施の検討を行うなど、児童生徒の教育環境の向上を図るとともに特別支援教育の充実に、なお一層取り組まれたい。
(学校教育分野)

(学力及び体力の向上)

- (6) 「平成22年度全国学力・学習状況調査」での平均正答率が、中学校の数学を除き、全国平均を下回る結果であり、また、「平成22年度全国体力・運動能力、運動習

慣等調査」では、体力状況が全国と比較し低い結果となっており、両調査結果ともに平成21年度に引き続き全国平均を下回るものとなっている。

このため、今回の調査結果を分析し課題等を整理したうえで、市町教育委員会との連携を強化し、学力と体力の向上のため具体的な取組を強化されたい。

(学校教育分野、社会教育・スポーツ分野)

(いじめ、不登校児童生徒、暴力行為への対策の推進)

- (7) 平成22年度の暴力行為の件数は686件(21年度:822件)と前年度より減少しているものの、いじめ認知件数は、340件(21年度:260件)、不登校児童生徒数は、2,562人(21年度:2,504人)となっており、前年度よりも増加している。

今後、生徒指導をリードする教員を養成し、学校の生徒指導体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の効果的な相談指導のための配置に努め、協力連携のうえ、早期発見・早期対応の取組をより一層推進されたい。

(学校教育分野)

(子どもの読書活動の推進)

- (8) 平成21年度に「第二次三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、学校等と協力し、子どもの読書活動を推進している。

22年度において「家庭または図書館で普段(月～金)全く読書をしない県内児童生徒の割合」が、小学生では22.0%、中学生では37.3%であり、調査を始めた19年度以来、この状況が続いている。

こうした実態を踏まえ、現状の把握と分析を行い、市町等関係機関とも連携して、子どもの読書活動の推進に取り組まれたい。

(社会教育・スポーツ分野)

(研修機会の確保と充実)

- (9) 研修を通して教職員の資質向上を図るため、教職員一人あたりの研修参加回数を目標として掲げており、平成22年度目標2.70回に対し実績2.51回(21年度目標2.65回に対し実績2.52回)であり、実績は目標及び前年度よりも下回っている状況である。また、教職員が学校現場を離れての研修が年々困難になってきていることから、ネットDE研修(eラーニングによる研修)や長期休業期間中の研修講座の充実を図っているところである。

全教職員に研修機会を確保し、教職員全体の資質向上を図ることが重要であることから、より研修に参加しやすい地域分散型研修の充実等による環境整備と教育課題対応研修等の研修内容の拡充等により、研修機会の確保と研修内容の充実、研修受講意欲の向上を図るとともに、効果的な研修支援体制を推進されたい。

(研修分野)

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、100,282,464 円（対前年度比 122.0%）あり、前年度と比べて 18,061,745 円増加している。各奨学金などの返還金については、滞納整理に関する要綱などに基づき、引き続き、その収納促進及び発生防止に一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度		平成 21 年度	
経営企画分野	三重県高等学校等	現年度	22, 445, 427 円	現年度	19, 235, 783 円
	修学奨学金返還金	過年度	41, 496, 967 円	過年度	29, 337, 863 円
	等	計	63, 942, 394 円	計	48, 573, 646 円
教育支援分野	教職員恩給及び退	現年度	－	現年度	747, 496 円
	職年金過払い分	過年度	9, 867, 287 円	過年度	11, 012, 257 円
		計	9, 867, 287 円	計	11, 759, 753 円
学校教育分野	進学奨励金返還金	現年度	3, 591, 793 円	現年度	3, 888, 906 円
		過年度	10, 785, 590 円	過年度	7, 253, 934 円
		計	14, 377, 383 円	計	11, 142, 840 円
	大学等進学資金貸付金返還金	現年度	1, 298, 200 円	現年度	2, 326, 000 円
		過年度	9, 838, 200 円	過年度	8, 093, 200 円
		計	11, 136, 400 円	計	10, 419, 200 円
	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金	現年度	731, 000 円	現年度	168, 000 円
		過年度	228, 000 円	過年度	60, 000 円
		計	959, 000 円	計	228, 000 円
	スクールカウンセラー通勤手当返還金	現年度	－	現年度	－
		過年度	－	過年度	97, 280 円
		計	－	計	97, 280 円
合 計		100, 282, 464 円		82, 220, 719 円	

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
教育支援分野	(1) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。

イ 県立学校分

(ア) 高等学校授業料等の収入未済額が 6,533,114 円（対前年度比 40.3%）あり、前年度と比べて 9,678,818 円減少しているものの、今後も引き続き、三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱などに基づき、その収入未済額の減少と発生防止に一層努められたい。

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
県立高等学校 (43 校)	高等学校授業料	現年度 ー 過年度 5,877,533 円 計 5,877,533 円	現年度 11,159,859 円 過年度 4,449,055 円 計 15,608,914 円
県立高等学校 (1 校)	弁償金	現年度 ー 過年度 586,781 円 計 586,781 円	現年度 ー 過年度 586,781 円 計 586,781 円
県立高等学校 (3 校)	学校開放事業電気 使用料等	現年度 68,800 円 過年度 ー 計 68,800 円	現年度 16,237 円 過年度 ー 計 16,237 円
合 計		6,533,114 円	16,211,932 円

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
桑名高等学校	(1) 過年度未収金(授業料)の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
久居高等学校	(2) 現金納付された過年度未収金(授業料)等の収納処理が遅延していた。
飯南高等学校	(3) P T A会費を県の歳入として受け入れたことにより、歳入戻出を行っていた。
水産高等学校	(4) 教育財産目的外使用に係る使用料の納入通知が遅延していた。
木本高等学校	(5) 負担金の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
玉城わかば学園	(6) 負担金の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (7) 誤って二重に財務会計システムに登録したことにより、現金日計表に長期間にわたり残高が発生していた。
書面監査(3校)	(8) 負担金等の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。
書面監査(3校)	(9) 事務処理誤りにより現金日計表を後日修正していた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 業務委託 ◎は特命随意契約	◎(1) 【三重県教職員人事管理システム機器更新に伴うデータ移行等業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	教育支援分野
	◎(2) 【杉の子特別支援学校及び同石薬師分校給食調理委託】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。	学校教育分野
	(3) 【「いじめ防止啓発パンフレット」印刷業務委託】 原稿の内容誤りによる増額変更がされていた。	

項 目	内 容	箇 所 名
	◎(4)【平成 22 年度総合型地域スポーツクラブマネジャー・スタッフ養成事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	社会教育・スポーツ分野
	(5)【産業廃棄物収集運搬業務委託】 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	川越高等学校
	(6)【平成 22 年度一般廃棄物収集運搬業務】 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	四日市南高等学校
	◎(7)【QU講習会委託】 施行伺いの決裁がされていなかった。	朝明高等学校
	(8)【一般廃棄物収集・運搬業務委託】 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	四日市四郷高等学校
	◎(9)【進路・大職員室複写機保守点検業務】 施行伺いの決裁がされていなかった。	白子高等学校
	◎(10)【非常勤講師業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	稲生高等学校
	◎(11)【漏水調査業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	亀山高等学校
	◎(12)【エレベーター点検保守業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	◎(13)【理科棟エレベーター定期点検業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	津高等学校
	(14)【津高等学校廃棄物収集処理業務委託】 検査が、回収日ごとに実施されていなかった。	
	(15)【平成 22 年度津西高等学校廃棄物収集・運搬業務】 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	津西高等学校
	(16)【平成 22 年度津西高等学校合併浄化槽維持管理業務】 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	
	(17)【廃棄物収集運搬処分業務委託】 検査が、回収日ごとに実施されていなかった。	津東高等学校
	◎(18)【エレベーター保守点検管理業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	津商業高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	◎(19)【学籍管理システムソフトの保守業務委託】 ・ 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 ・ 個人情報の責任体制等報告書が提出されていなかった。	久居高等学校
	◎(20)【学籍管理ソフト保守契約】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	白山高等学校
	◎(21)【学校医業務年間契約】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	(22)【第2棟給水管洗浄及び防錆処理業務】 電子調達システムへの入力情報が誤っていた。	相可高等学校
	◎(23)【福祉科介護福祉コースに係る福祉実習業務】 執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。	明野高等学校
	(24)【消防用設備等点検・報告業務】 執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。	
	(25)【浄化槽維持管理業務】 執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。	
	(26)【消防用設備等点検・報告業務】 ・ 執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。 ・ 契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。	水産高等学校
	(27)【廃薬品等収集運搬処分業務】 ・ 予算額を超えた予定価格を設定していた。 ・ 執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。 ・ 契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。	
	(28)【水質等検査業務】 ・ 執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。 ・ 契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。	
	(29)【塵芥収集運搬委託】 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	あけぼの学園高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	◎(30)【教育コーチング研修】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・見積徴取の旨の記載又は伺いがなかった。 ・予定価格が設定されていなかった。 ・検査がされていなかった。	木本高等学校
	(31)【木本高等学校第三棟備品類運搬業務委託】 仕様書、契約書及び完成認定書の履行期限が、年月日で記載されていなかった。	
	◎(32)【エレベーター保守点検業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約準備行為である」旨の記載がされていなかった。 ・予定価格が設定されていなかった。	紀南高等学校
	◎(33)【ガス空調設備保守業務委託】 随意契約理由が起案文書に記載されていなかった。	盲学校
	◎(34)【学校医委託業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	城山特別支援学校
	◎(35)【学校医委託業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
	◎(36)【学校医業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	緑ヶ丘特別支援学校
	◎(37)【学校医に関する業務委託】 随意契約理由が起案文書に記載されていなかった。	稲葉特別支援学校
	◎(38)【エレベーター保守管理委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。	玉城わかば学園
	(39)【消防用設備等点検・報告委託業務】 契約書に定める「実施責任者の届出」、「業務履行確認」（前期分）が提出されていなかった。	
	◎(40)【エレベーター保守点検業務】 予定価格調書が作成されていなかった。	北勢きらら学園
イ 旅費	(1)【玉竜旗剣道大会生徒引率】 「自家用車等による児童・生徒の輸送承認申請書」が提出されていなかった。	白子高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	(2) 【NAGANOフェスティバル生徒引率】 「自家用車等による児童・生徒の輸送承認申請書」が提出されていなかった。	
	(3) 【修学旅行の下見】 復命書に視察先の所在地や視察内容の概要を示す記述あるいは書類の添付がされていなかった。	津東高等学校
	(4) 【修学旅行の下見】 復命書において、視察の内容について概要が把握できる記述がなかった。	
	(5) 【日織研第 113 回理事会・第 51 回総会研究協議会】 県外出張における交通費について、自家用車利用が鉄道利用に比べて高額となっているが、理由についての旅行命令時の確認が十分でなかった。	松阪工業高等学校
	(6) 【全日音研高等学校部会全国理事会・全国大会】 復命書の内容の記載が「別添のとおり」のみであり、研修内容等の記載がなかった。	
	(7) 【平成 22 年度健康教育指導者養成研修】 復命書に用務時間が記載されていなかった。	
	(8) 【全国高等学校協会総会他】 復命書に記載について日程のみの記述にとどまり、その内容の記述がなかった。	飯南高等学校
	(9) 【第 49 回全国高等学校教頭会総会・研究協議大会】 復命書の記載について項目のみの記述にとどまり、その内容の記述がなかった。	名張西高等学校
	(10) 【全国高等学校長協会・人権・同和教育研究協議会】 復命書の記載について項目のみの記述にとどまり、その内容の記述がなかった。	
	(11) 【全国総合学科高等学校長協会総会・研究協議会】 復命書の記載について項目のみの記述にとどまり、その内容の記述がなかった。	名張高等学校
ウ 物品等購入	(1) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。	亀山高等学校
	(2) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。	紀南高等学校
	(3) 短期間に同様の消耗品を分割して発注していた。	玉城わかば学園
	(4) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。	
	(5) 郵便切手を過剰に購入し、在庫枚数が使用枚数に比べて著しく多くなっていた。	
	(6) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。	度会特別支援学校

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
津商業高等学校	(1) 非常勤講師 1 名の報酬額が誤って支出されていた。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇所名
ア 財産管理状況	(1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	経営企画分野
	(2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	教育支援分野
	(3) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	
	(4) 学校用地の一部について、使用にかかる権利関係が未整理であった。	
	(5) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	学校教育分野
	(6) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が作成されていなかった。	社会教育・スポーツ分野
	(7) 毒物及び劇物取締法第に基づく劇物の保管場所に必要な表示がなかった。	埋蔵文化財センター
	(8) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が整理されていなかった。	四日市高等学校
	(9) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	
	(10) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	四日市南高等学校
	(11) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示がなかった。	
	(12) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	菰野高等学校
	(13) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	石薬師高等学校
	(14) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	津西高等学校
	(15) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	津工業高等学校
	(16) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	津商業高等学校
	(17) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示がなかった。	
	(18) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	白山高等学校
	(19) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	松阪工業高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	(20) 毒物及び劇物取締法に基づく盗難防止等の措置が、適切に行われていなかった。	飯南高等学校
	(21) 毒物及び劇物取締法に基づく劇物の保管場所に必要な表示がなかった。	宇治山田商業高等学校
	(22) 毒劇物の管理について、保管薬品のリストが作成されていなかった。	明野高等学校
	(23) 実習船の売却時に不用物品の決定及び処分にかかる手続きを行っていないかった。	水産高等学校
	(24) 農薬が薬品庫外に置かれていた。	上野農業高等学校
	(25) 農薬の使用量、残量の記録が適正にされていなかった。	
	(26) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	木本高等学校
	(27) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていないかった。	紀南高等学校
	(28) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていないかった。	
	(29) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていないかった。	盲学校
	(30) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示がなかった。	豊学校
	(31) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていないかった。	城山特別支援学校
	(32) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示がなかった。	杉の子特別支援学校
	(33) 教育財産目的外使用許可をしている水道管について、「教育財産使用許可（貸付）台帳」に記載されていないかった。	稲葉特別支援学校
	(34) 教育財産目的外使用の許可手続きについて、使用許可の更新手続きが行われていなかった。	玉城わかば学園
	(35) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	東紀州くろしお学園
	(36) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていないかった。	
イ 金品亡失	(1) パソコンの損傷（修理代 65,100 円）	学校教育分野
	(2) カメラの損傷（修理代 19,635 円）	埋蔵文化財センター
	(3) 外部侵入者による更衣ロッカー等が損傷したが、金品亡失（損傷）報告書が提出されていないかった。（損害額 90,195 円）	桑名工業高等学校
	(4) パソコンの損傷（修理代 21,000 円）	川越高等学校
	(5) パソコンの損傷（修理代 21,000 円）	四日市四郷高等学校
	(6) パソコンの損傷（修理代 73,500 円）	
	(7) パソコンの損傷（修理代 73,500 円）	四日市農芸高等学校

項 目	内 容	箇 所 名
	(8) 公用車の損傷（修理代 15,383 円）	菰野高等学校
	(9) パソコンの損傷（修理代 143,800 円）	津東高等学校
	(10) パソコンの損傷（修理代 73,500 円）	久居高等学校
	(11) パソコンの損傷（修理代 76,650 円）	松阪工業高等学校
	(12) パソコンの損傷（修理代 21,000 円）	明野高等学校
	(13) パソコンの損傷（修理代 21,000 円）	紀南高等学校
	(14) パソコンの損傷（修理代 26,250 円）	豊学校
	(15) パソコンの損傷（修理代 99,750 円）	伊賀つばさ学園
	(16) パソコンの損傷（3 台 修理代 171,150 円）	書面監査（3 校）
	(17) 公用車の損傷（1 台 修理代 250,309 円）	書面監査（1 校）
	(18) パソコンの盗難（1 台 損害額 200,000 円）	書面監査（1 校）
	(19) 外部侵入者による更衣ロッカー、片袖デスクの損傷（損害額 52,038 円）	書面監査（1 校）

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
桑名高等学校	(1) 確認不足により歳出戻入を行っていた。
桑名工業高等学校	(2) 誤払いにより歳出戻入を行っていた。
川越高等学校	(3) 誤った支出負担行為、支出命令による支払により歳出戻入を行っていた。
四日市南高等学校	(4) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
朝明高等学校	(5) 誤払いにより歳出戻入を行っていた。
四日市商業高等学校	(6) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
	(7) 二重払により歳出戻入を行っていた。
菰野高等学校	(8) 自己検査における物品照合の結果と管理状況に不整合があった。
石薬師高等学校	(9) 自己検査における物品照合の結果と管理状況に不整合があった。
津高等学校	(10) 支払い方法の誤りにより歳出戻入を行っていた。
津西高等学校	(11) 単価誤りにより歳出戻入を行っていた。
津東高等学校	(12) 支払対象の確認もれにより歳出戻入を行っていた。
津工業高等学校	(13) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった
	(14) 請求金額の見誤りにより歳出戻入を行っていた。

箇所名	内 容
久居高等学校	(15) 総務事務システムの入力誤りにより旅費の二重請求があった。
白山高等学校	(16) 支払額の誤りにより歳出戻入を行っていた。
相可高等学校	(17) 支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。
明野高等学校	(18) 発注誤りにより歳出戻入を行っていた。
志摩高等学校	(19) 支払先誤り等により歳出戻入を行っていた。
水産高等学校	(20) 支払先誤り等により歳出戻入を行っていた。
木本高等学校	(21) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
紀南高等学校	(22) 積算誤りによる過払いにより歳出戻入を行っていた。
城山特別支援学校	(23) 自己検査における物品照合の結果と管理状況に不整合があった。
玉城わかば学園	(24) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
	(25) 二重払により歳出戻入を行っていた。
東紀州くろしお学園	(26) 資金前渡通常払にかかる精算が行われていなかった。
書面監査(9校)	(27) 事務処理誤り等により歳出戻入を行っていた。

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
経営企画分野	(1) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （物損額：県 0 円 相手 89,200 円）
学校教育分野	(2) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 40,950 円 相手 128,312 円）
伊賀白鳳高等学校	(3) 人身事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円 相手 6,800 円） （治療費等：相手 895,610 円）
盲学校	(4) 物損事故（負担割合：県 30%・相手 70%） （物損額：県 42,352 円 相手 29,939 円）
書面監査(1校)	(5) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%） （物損額：県 503,600 円（新車購入） 相手 0 円）

※ 県費負担の発生しないもの（相手方全額負担等）を除く。

※ 内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

(7) その他

箇 所 名	内 容
経営企画分野	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で64法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。

労働委員会事務局

概ね適正に処理されていた。

海区漁業調整委員会(内水面漁場管理委員会)事務局**1 事業の執行に関する意見**

概ね適正に処理されていた。

2 財務等に関する意見**(1) 事務管理体制**

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
海区漁業調整委員会 事務局（内水面漁場 管理委員会）事務局	(1) 20・21年度の委員にかかる旅費の誤支給があり、雑入で受け入れていた。

警察本部**1 事業の執行に関する意見**

(職員服務規律の徹底)

- (1) 平成 22 年の懲戒処分については、前年から 2 人増加し 3 人が処分されており、その内、酒気帯び運転等により 2 人が懲戒免職処分となっている。

これらの事案は警察に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、今後とも、その要因を分析し的確な研修等を実施して、職員服務規律の徹底に一層厳正に取り組まれない。

(警務部監察課)

(交通事故の発生抑止)

- (2) 平成 22 年の交通事故死者数は 135 人で、前年に比べ 23 人増加しており、また、人口 10 万人当たりの死者数も、全国ワースト第 2 位（都道府県別）で、21 年の全国ワースト第 10 位から悪化している。

今後は、従前の発生抑止策の取組効果を検証のうえ、県内における交通死亡事故の特徴である、高齢者死亡事故が多いことやシートベルト非着用死者が多いこと、飲酒運転事故が後を絶たないことなどの実態を踏まえ、より効果的な発生抑止対策に一層取り組まれない。

(交通部交通企画課)

(検挙率の向上と犯罪の抑止)

- (3) 平成 22 年の刑法犯検挙率は 27.7%であり、前年の 25.9%から 1.8 ポイント上昇しているものの全国ワースト第 4 位（都道府県別）であり、また、依然として凶悪犯罪が後を絶たない状況である。

今後より一層、地域や関係機関との連携を密にし、検挙率の向上と犯罪の抑止に取り組まれない。

(刑事部刑事企画課、生活安全部生活安全企画課)

2 財務等に関する意見**(1) 収入に関する事務****ア 本庁分**

放置違反金等の収入未済額が 49,079,770 円（対前年度比 125.1%）あり、前年度と比べて 9,857,926 円増加しているので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

収入未済科目等	平成 22 年度		平成 21 年度	
放置違反金	現年度	15,549,000 円	現年度	12,401,000 円
	過年度	32,682,000 円	過年度	26,483,000 円
	計	48,231,000 円	計	38,884,000 円
弁償金	現年度	— 円	現年度	48,607 円
	過年度	247,800 円	過年度	247,800 円
	計	247,800 円	計	296,407 円
光熱水費負担金等	現年度	600,970 円	現年度	41,437 円
	過年度	— 円	過年度	— 円
	計	600,970 円	計	41,437 円

収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
合 計	49, 079, 770 円	39, 221, 844 円

イ 地域機関分

収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
亀山警察署	(1) 自動販売機にかかる使用料の過納付により歳入戻出を行っていた。
津警察署	(2) 駐在所等光熱水費分担金の計算誤りにより歳入戻出を行っていた。
	(3) 被留置者り病受診料過払い金返納処理に際しての事務処理誤りにより歳入戻出を行っていた。
鳥羽警察署	(4) 職員住宅にかかる家屋貸下料の調定が遅れていた。

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 業務委託 ◎は特命随意契約	◎(1) 【道路交通情報提供業務委託】 ・ 執行伺い 決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・ 契約履行完了時の確認・検収が不十分であった。	警務部会計課
	(2) 【三重県運転免許センター清掃管理業務委託】 契約履行完了時の確認・検収が不十分であった。	
	(3) 【自家用電気工作物保安管理業務】 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていないなかった。	いなべ警察署
	(4) 【自家用電気工作物の保安管理業務委託】 業務の内容について、入札時の仕様書には記述されているが、契約締結の決裁、及びこれに添付された契約書、仕様書に記述されていないなかった。	四日市西警察署
	(5) 【冷暖房設備保守点検業務委託】 ・ 再委託の承認にあたって決裁がされていないなかった。 ・ 再委託の承認にあたってその業務内容が明記されていないなかった。	
	(6) 【合併污水处理施設維持管理業務委託】 電子調達システムへの入力情報が誤っていた。	伊勢警察署
	(7) 【自家用電気工作物保安管理業務委託】 電子調達システムへの入力情報が誤っていた。	
イ 旅費	(1) 【航空機搭載装備品等高段階整備講習会】 復命書に用務内容を示す通知等の文書が添付されていないなかった。	生活安全部地域課

項 目	内 容	箇 所 名
	(2) 【アビオニクス（航空機用電子機器）基礎講習】 復命書に用務内容を示す通知等の文書が添付されていなかった。	
	(3) 【高輝度光化学研究センター研修】 復命書の用務内容の記載が不十分であった。	刑事部鑑識課
	(4) 【初動捜査の高度化に伴う証拠収集等支援のための画像処理技術研修】 復命書の用務内容等の記載が不十分であった。	
	(5) 【全日本ライフル射撃競技選手権大会】 復命書の用務内容の記載が不十分であった。	交通部高速道路 交通警察隊
	(6) 【22 年度中部管区青年警察職員合宿研修】 復命書の用務内容の記載が不十分であった。	四日市西警察署
ウ 物品等購入	(1) 物品の購入について、重複して決裁が行われていた。	鳥羽警察署

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇 所 名	内 容
刑事部鑑識課	(1) 通勤手当における通勤経路について、確認方法を検討すべきものがあつた。
鈴鹿警察署	(2) 報償費の誤払いがあつた。

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容	箇 所 名
ア 財産管理状況	(1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	生活安全部通信指令課
	(2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。	四日市南警察署
	(3) 行政財産の目的外使用手続きについて、使用許可面積や数量を誤って許可していた。	津南警察署
	(4) 職員住宅のプロパン用格納庫の破損について、適切な対応措置が講じられていなかった。	鳥羽警察署
イ 金品亡失	(1) 交通事故自動記録装置の損傷 (修理代 301,350 円)	四日市北警察署
	(2) 公用車の損傷（修理代 56,362 円）	四日市南警察署
	(3) 公用車の損傷（修理代 47,911 円）	鈴鹿警察署

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

箇所名	内 容
鈴鹿警察署	(1) 請求誤りによる旅費の過払いにより歳出戻入を行っていた。
	(2) 金額錯誤による修繕料の過払いにより歳出戻入を行っていた。
	(3) 債権者誤りによる旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
津警察署	(4) 印刷製本費・委託料等の二重払いにより歳出戻入を行っていた。
	(5) 誤請求による委託料の過払いにより歳出戻入を行っていた。
	(6) 金額錯誤による消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。
津南警察署	(7) 入力誤りによる手数料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(8) 請求誤りによる旅費の過払いにより歳出戻入を行っていた。
松阪警察署	(9) 旅費支給に係る事務取扱の変更について、警察本部との連携が不十分であったため、誤払いが発生し歳出戻入を行っていた。
	(10) 勤務管理表が一部作成されていなかった。
大台警察署	(11) 消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
伊勢警察署	(12) 債権者誤りによる修繕料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(13) 依頼旅費からの所得税源泉徴収もれのため、歳出戻入を行っていた。
尾鷲警察署	(14) 債権者誤りによる消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
	(15) 誤請求による使用料及び賃借料の過払いにより歳出戻入を行っていた。
名張警察署	(16) 請求誤りによる旅費の過払いにより歳出戻入を行っていた。

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

箇所名	内 容
警察本部	(1) 物損事故（負担割合：県 70%・相手 30%） （物損額：県 14,700 円 相手 84,000 円）
	(2) 自損事故（物損額：県 17,581 円）
	(3) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円 相手 124,575 円）
	(4) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 122,875 円 相手 0 円）
	(5) 自損事故（物損額：県 31,856 円）
	(6) 自損事故（物損額：県 49,822 円）
四日市北警察署	(7) 物損事故（負担割合：県 80%・相手 20%） （物損額：県 88,546 円 相手 248,000 円）
四日市南警察署	(8) 物損事故（負担割合：県 30%・相手 70%） （物損額：県 17,208 円 相手 0 円）
	(9) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%） （物損額：県 8,375 円 相手 28,366 円）
	(10) 物損事故（負担割合：県 90%・相手 10%） （物損額：県 126,000 円 相手 384,462 円）

箇所名	内 容
	(11) 物損事故 (負担割合：県 90%・相手 10%) (物損額：県 27,632 円 相手 82,725 円)
	(12) 物損事故 (負担割合：県 20%・相手 80%) (物損額：県 20,427 円 相手 23,881 円)
	(13) 自損事故 (物損額：県 92,169 円)
四日市西警察署	(14) 自損事故 (物損額：県 73,500 円)
津警察署	(15) 物損事故 (負担割合：相手方国有車両のため、保険対象外であり、 負担割合は定めず両車とも県費で修繕実施) (物損額：県 210,000 円 相手 99,865 円)
松阪警察署	(16) 物損事故 (負担割合：県 100%) (物損額：県 60,112 円 相手 0 円)
伊勢警察署	(17) 物損事故 (負担割合：県 100%) (物損額：県 37,464 円 相手 0 円)
鳥羽警察署	(18) 自損事故 (物損額：県 19,374 円)
	(19) 自損事故 (物損額：県 21,797 円)
紀宝警察署	(20) 自損事故 (物損額：県 229,527 円)
名張警察署	(21) 物損事故 (負担割合：県 100%) (物損額：県 48,853 円 相手 0 円)
	(22) 物損事故 (負担割合：県 100%) (物損額：県 118,093 円 相手 0 円)

※ 県有備品公用車分のみ記載。

※ 上記の事故は、通常の運転に関わるもので、パトロールカーでの追跡等、事件に関わる走行での事故は除いている。

※ 県費負担の発生しないもの（相手方全額負担等）を除く。

※ 内容欄の「県 円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手 円」は、県が契約している自動車保険等から相手方に支払いされた金額である。

(7) その他

箇所名	内 容
警務部厚生課 生活安全部生活安全企画課 交通部交通企画課 交通部交通規制課 交通部運転免許センター	(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在で 7 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。

別 表〔監査実施箇所一覧〕

1 総括本監査の実施年月日等

部 局 等	実施年月日	監査区分		部 局 等	実施年月日	監査区分	
		実地	書面			実地	書面
政策部	平成23年 9月 5日	○		企業庁	平成23年 8月 5日	○	
総務部	平成23年 9月 6日	○		病院事業庁	平成23年 8月 5日	○	
防災危機管理部	平成23年 9月 2日	○		議会事務局	平成23年 9月12日	○	
生活・文化部	平成23年 9月12日	○		監査委員事務局	平成23年 9月 2日	○	
健康福祉部	平成23年 9月 6日	○		人事委員会事務局	平成23年 9月 2日	○	
環境森林部	平成23年 9月12日	○		教育委員会事務局	平成23年 9月 5日	○	
農水商工部	平成23年 9月12日	○		労働委員会事務局	平成23年 9月12日		○
県土整備部	平成23年 9月6日	○		海区漁業調整委員会 (内水面漁場管理委員会) 事務局	平成23年 9月12日		○
出納局	平成23年 8月31日	○		警察本部	平成23年 9月 2日	○	

2 部局等別の監査実施箇所及び実施年月日等

(注) 共管の所属については、県民センターは政策部に、図書館・博物館・美術館・斎宮歴史博物館は生活・文化部に、保健環境研究所は健康福祉部に、農林水産商工環境事務所（農政環境事務所、農林商工環境事務所）は農水商工部に、記載している。

【政策部】

(実地監査 12 箇所)			(書面監査：4 箇所)	
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 23 年 9 月 12 日	
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成23年 9月 5日	・ 実施先 桑名県民センター 津県民センター 伊勢県民センター 尾鷲県民センター	
	政 策 企 画 分 野	平成23年 8月29日		
	地 域 支 援 分 野	平成23年 9月 5日		
	情 報 化 ・ 統 計 分 野	平成23年 8月29日		
	東 紀 州 対 策 局	平成23年 9月 5日		
	「美し国おこし・三重」推進室	平成23年 9月 5日		
	四 日 市 県 民 セ ン タ ー	平成23年 7月19日		
	鈴 鹿 県 民 セ ン タ ー	平成23年 6月30日		
	松 阪 県 民 セ ン タ ー	平成23年 7月27日		
	伊 賀 県 民 セ ン タ ー	平成23年 7月11日		
	熊 野 県 民 セ ン タ ー	平成23年 8月12日		
	東 京 事 務 所	平成23年 5月13日		

【総務部】

(実地監査：7 箇所)			(書面監査：5 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 23 年 9 月 12 日
箇所別	組 織 ・ 職 員 分 野	平成23年 9 月 6日	実施先 四日市県税事務所 津総合県税事務所 松阪県税事務所 紀州県税事務所 職員研修センター
	財 政 ・ 施 設 分 野	平成23年 8月30日	
	桑 名 県 税 事 務 所	平成23年 7月29日	
	鈴 鹿 県 税 事 務 所	平成23年 6月30日	
	自 動 車 税 事 務 所	平成23年 7月29日	
	伊 勢 県 税 事 務 所	平成23年 7月 6日	
	伊 賀 県 税 事 務 所	平成23年 7月11日	

【防災危機管理部】

(実地監査：2 箇所)			(書面監査：一箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 ー
箇所別	防 災 危 機 管 理 分 野	平成23年 9 月 2日	
	消 防 学 校	平成23年 4月21日	

【生活・文化部】

(実地監査：6 箇所)			(書面監査：4 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 23 年 9 月 12 日
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成23年 9月12日	実施先 津高等技術学校 図書館 美術館 斎宮歴史博物館
	文化・生涯学習分野	平成23年 8月31日	
	勤 労 ・ 生 活 分 野	平成23年 8月31日	
	人権・社会参画・国際分野	平成23年 8月31日	
	人 権 セ ン タ ー	平成23年 5月11日	
	博 物 館	平成23年 4月14日	

【健康福祉部】

(実地監査：13 箇所)			(書面監査：10 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 23 年 9 月 12 日
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成23年 9 月 6日	実施先 桑名保健福祉事務所 伊賀保健福祉事務所 松阪食肉衛生検査所 女性相談所 国児学園 草の実リハビリテーションセンター 公衆衛生学院 こころの健康センター 小児心療センターあすなろ学園 保健環境研究所
	健 康 ・ 安 全 分 野	平成23年 8月29日	
	保 健 ・ 医 療 分 野	平成23年 8月29日	
	福 祉 政 策 分 野	平成23年 8月29日	
	こ ど も 局	平成23年 9 月 6日	
	鈴鹿保健福祉事務所	平成23年 6月30日	
	津保健福祉事務所	平成23年 8月 1日	
	松阪保健福祉事務所	平成23年 8月 3日	
	伊勢保健福祉事務所	平成23年 7月 6日	
	尾鷲保健福祉事務所	平成23年 8月12日	
	熊野保健福祉事務所	平成23年 8月11日	
	児 童 相 談 セ ン タ ー	平成23年 8月 1日	
	障害者相談支援センター	平成23年 4月14日	

【環境森林部】

(実地監査：4 箇所)			(書面監査：1 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 23 年 9 月 12 日
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成23年 9月12日	・ 実施先 林業研究所
	循環型社会構築分野	平成23年 8月30日	
	地球環境・生活環境分野	平成23年 8月30日	
	森 林 ・ 林 業 分 野	平成23年 8月30日	

【農水商工部】

(実地監査：14 箇所)			(書面監査：13 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 23 年 9 月 12 日
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成23年 9月12日	・ 実施先 四日市農林商工環境事務所 伊勢農林水産商工環境事務所 病虫害防除所 北勢家畜保健衛生所 南勢家畜保健衛生所 大阪事務所 計量検定所 中央農業改良普及センター 農業大学校 工業研究所 農業研究所 畜産研究所 水産研究所
	農 産 振 興 分 野	平成23年 8月31日	
	農 業 基 盤 整 備 分 野	平成23年 8月31日	
	水 産 振 興 分 野	平成23年 8月31日	
	商工・科学技術振興分野	平成23年 9月12日	
	観 光 局	平成23年 9月12日	
	桑名農政環境事務所	平成23年 7月29日	
	津 農 林 水 産 商 工 環 境 事 務 所	平成23年 7月29日	
	松阪農林商工環境事務所	平成23年 8月 3日	
	伊賀農林商工環境事務所	平成23年 7月11日	
	尾 鷲 農 林 水 産 商 工 環 境 事 務 所	平成23年 8月12日	
	熊野農林商工環境事務所	平成23年 8月12日	
	中央家畜保健衛生所	平成23年 8月 1日	
	紀州家畜保健衛生所	平成23年 8月11日	

【県土整備部】

(実地監査：15 箇所)			(書面監査：3 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成 23 年 9 月 12 日
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成23年 9月 6日	・ 実施先 松阪建設事務所 志摩建設事務所 中勢流域下水道事務所
	公共事業総合政策分野	平成23年 8月29日	
	道 路 政 策 分 野	平成23年 8月29日	
	流 域 整 備 分 野	平成23年 8月29日	
	住まいまちづくり分野	平成23年 8月29日	
	工 事 検 査 担 当	平成23年 8月29日	
	桑 名 建 設 事 務 所	平成23年 7月29日	
	四 日 市 建 設 事 務 所	平成23年 7月19日	
	鈴 鹿 建 設 事 務 所	平成23年 6月30日	
	津 建 設 事 務 所	平成23年 8月 1日	
	伊 勢 建 設 事 務 所	平成23年 7月27日	
	伊 賀 建 設 事 務 所	平成23年 7月11日	
	尾 鷲 建 設 事 務 所	平成23年 8月12日	

	熊野建設事務所	平成23年 8月12日	
	北勢流域下水道事務所	平成23年 7月19日	

【出納局】

(実地監査：1 箇所)	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
出 納 分 野	平成23年 8月31日

【企業庁】

(実地監査：6 箇所)		(書面監査：3 箇所)
監 査 実 施 先		実施年月日 平成 23 年 9 月 12 日
箇所別	経 営 分 野	・ 実施先 南勢水道事務所 志摩水道事務所 三重ごみ固形燃料発電所
	事 業 分 野	
	北 勢 水 道 事 務 所	
	中 勢 水 道 事 務 所	
	三瀬谷発電管理事務所	
	水質管理情報センター	
		平成23年 8月 5日
		平成23年 8月 5日
		平成23年 7月25日
		平成23年 7月13日
		平成23年 7月27日
		平成23年 7月13日

【病院事業庁】

(実地監査：5 箇所)		(書面監査：一箇所)
監 査 実 施 先		実施年月日 ー
箇所別	県立病院経営分野	
	総合医療センター	
	こころの医療センター	
	一 志 病 院	
	志 摩 病 院	
		平成23年 8月 5日
		平成23年 7月25日
		平成23年 7月29日
		平成23年 7月13日
		平成23年 7月27日

【議会事務局】

(実地監査：1 箇所)	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
議 会 事 務 局	平成23年 9月12日

【監査委員事務局】

(実地監査：1 箇所)	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
監査委員事務局	平成23年 9月 2日

【人事委員会事務局】

(実地監査：1 箇所)	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
人事委員会事務局	平成23年 9月 2日

【教育委員会事務局】

(実地監査：39 箇所)			(書面監査：40 箇所)
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日 平成23年9月12日
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成23年 9月 5日	・ 実施先 埋蔵文化財センター 桑名西高等学校 桑名北高等学校 いなべ総合学園高等学校 四日市四郷高等学校 四日市中央工業高等学校 北星高等学校 神戸高等学校 白子高等学校 亀山高等学校 津高等学校 みえ夢学園高等学校 久居農林高等学校 白山高等学校 松阪高等学校 松阪工業高等学校 松阪商業高等学校 相可高等学校 宮川高等学校 昴学園高等学校 宇治山田高等学校 伊勢高等学校 伊勢工業高等学校 伊勢まなび高等学校 明野高等学校 南伊勢高等学校 鳥羽高等学校 水産高等学校 上野高等学校 上野農業高等学校 上野工業高等学校 上野商業高等学校 あけぼの学園高等学校 名張桔梗丘高等学校 尾鷲高等学校 盲学校 城山特別支援学校 特別支援学校伊賀つばさ学園 特別支援学校西日野にじ学園 度会特別支援学校
	教 育 支 援 分 野	平成23年 8月30日	
	学 校 教 育 分 野	平成23年 8月30日	
	社会教育・スポーツ分野	平成23年 8月30日	
	研 修 分 野	平成23年 8月30日	
	桑 名 高 等 学 校	平成23年 4月18日	
	桑 名 工 業 高 等 学 校	平成23年 4月18日	
	川 越 高 等 学 校	平成23年 4月26日	
	四 日 市 高 等 学 校	平成23年 4月11日	
	四 日 市 南 高 等 学 校	平成23年 4月11日	
	四 日 市 西 高 等 学 校	平成23年 5月18日	
	朝 明 高 等 学 校	平成23年 4月18日	
	四 日 市 農 芸 高 等 学 校	平成23年 5月18日	
	四 日 市 工 業 高 等 学 校	平成23年 4月11日	
	四 日 市 商 業 高 等 学 校	平成23年 4月26日	
	菰 野 高 等 学 校	平成23年 4月18日	
	石 薬 師 高 等 学 校	平成23年 4月21日	
	稲 生 高 等 学 校	平成23年 4月22日	
	飯 野 高 等 学 校	平成23年 4月22日	
	津 西 高 等 学 校	平成23年 5月 9日	
	津 東 高 等 学 校	平成23年 4月14日	
	津 工 業 高 等 学 校	平成23年 5月 9日	
	津 商 業 高 等 学 校	平成23年 4月14日	
	久 居 高 等 学 校	平成23年 4月25日	
	飯 南 高 等 学 校	平成23年 4月15日	
	宇治山田商業高等学校	平成23年 4月15日	
	志 摩 高 等 学 校	平成23年 4月21日	
	伊 賀 白 鳳 高 等 学 校	平成23年 4月25日	
	名 張 西 高 等 学 校	平成23年 4月11日	
	名 張 高 等 学 校	平成23年 4月11日	
	木 本 高 等 学 校	平成23年 8月11日	
	紀 南 高 等 学 校	平成23年 8月11日	
	豊 学 校	平成23年 4月12日	
	杉の子特別支援学校	平成23年 5月18日	

	緑ヶ丘特別支援学校	平成23年 4月12日	
	稲葉特別支援学校	平成23年 4月12日	
	特別支援学校 玉城わかば学園	平成23年 4月15日	
	特別支援学校 北勢きらら学園	平成23年 4月26日	
	特別支援学校 東紀州くろしお学園	平成23年 8月11日	

【労働委員会事務局】

(書面監査)

- ・ 実施年月日 平成23年9月12日
- ・ 実施先 1箇所 労働委員会事務局

【海区漁業調整委員会事務局（内水面漁場管理委員会事務局を含む）】

(書面監査)

- ・ 実施年月日 平成23年9月12日
- ・ 実施先 1箇所 海区漁業調整委員会事務局
(内水面漁場管理委員会事務局を含む)

【警察本部】

(実地監査：10箇所)		(書面監査：9箇所)
監 査 実 施 先		実施年月日 平成23年9月12日
箇 所 別	警察本部各部・警察学校	平成23年 9月 2日
	いなべ警察署	平成23年 4月18日
	四日市南警察署	平成23年 4月21日
	四日市西警察署	平成23年 4月18日
	津南警察署	平成23年 4月25日
	松阪警察署	平成23年 4月25日
	伊勢警察署	平成23年 4月21日
	鳥羽警察署	平成23年 4月21日
	紀宝警察署	平成23年 8月11日
	伊賀警察署	平成23年 4月25日
		・ 実施先 桑名警察署 四日市北警察署 亀山警察署 鈴鹿警察署 津警察署 大台警察署 尾鷲警察署 熊野警察署 名張警察署

監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した監査について、平成23年10月26日に県議会議長、知事、関係各種委員会等に提出した監査結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年11月4日

三重県監査委員	植	田	十	志	夫
三重県監査委員	山	本			勝
三重県監査委員	笹	井	健	司	
三重県監査委員	田	中	正	孝	

第1 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

県単独補助金について

2 選定理由

補助金は、福祉の向上や経済活動の支援等、一定の行政目的を達成するために交付されるものであり、特に県が独自に交付する補助金については、さまざまな県の政策や施策を推進するうえで重要な役割を担い、近年その種類や形態が広範囲に及んでいることから、厳しい財政状況のもと、適正かつ公正に執行する必要がある。

しかし、毎年度実施している定期監査、あるいは財政的援助団体等の監査においては、県の事務手続きの誤りやチェックが不十分なものなどが多々見受けられるところである。

そこで、このような状況をふまえ、県単独補助金について、事務手続き面に加え、適切に見直しが行われているか、補助の効果・成果が十分把握されているかなど、総合的な観点から監査を実施することにより、補助金を交付する県として改善すべき点を明らかにし、補助事業がより効果的かつ効率的に執行されることを目的として、本テーマを選定した。

第2 監査の概要

1 監査対象補助金及び対象機関

監査の対象とした補助金は、「三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「県規則」という。)第2条の規定に該当する補助金等のうち、県単独制度の補助金であり、その財源が県費のみで、平成22年度に補助実績のあったもの」とした。また、監査の対象機関は、監査対象補助金を所管する県の機関とした。

監査対象補助金を選定するにあたり、各部局に対し、補助金の概要等に関する調査を実施し、提出された調査票により273補助金を県単独補助金として把握した。

この中から、主に「事業費補助」、「運営費補助」について、

- (1) 複数の地域機関で執行しているもの
- (2) 平成22年度の補助額が高額なもの
- (3) 市町を通じ交付するもので、県民生活に密接に関係するもの

を中心に、執行部局のバランスを考慮し、約1割にあたる30補助金(別表)を抽出し、監査対象補助金とした。

(別表)

補助金名	22 年度補助額	担当部局	備考
1 市町村自主運行バス等維持費補助金	116, 119, 000 円	政策部 交通政策室	市町へ補助
2 過疎市町等地域づくり支援事業補助金	13, 100, 000 円	政策部 地域づくり支援室	複数地域機関で執行 市町へ補助
3 緊急地震対策促進事業補助金	92, 460, 000 円	防災危機管理部 地震対策室	複数地域機関で執行 市町へ補助
4 私立専修学校振興補助金	39, 101, 160 円	生活・文化部 生活・文化総務室	
5 斎宮跡体験学習施設維持管理費補助金	18, 412, 000 円	生活・文化部 文化振興室	市町へ補助
6 地域ニーズ対応型職業訓練事業費補助金	6, 171, 011 円	生活・文化部 勤労・雇用支援室	市町へ補助
7 三重県留学生等支援事業補助金	16, 830, 257 円	生活・文化部 国際室	
8 小児科医確保事業補助金	5, 921, 000 円	健康福祉部 医療政策室	
9 福祉活動指導員設置費補助金	41, 620, 000 円	健康福祉部 社会福祉室	
10 軽費老人ホーム運営費補助金	934, 709, 000 円	健康福祉部 長寿社会室	
11 障がい者小規模作業所事業費補助金	78, 097, 000 円	健康福祉部 障害福祉室	複数地域機関で執行 市町へ補助
12 放課後児童クラブ活動事業費補助金	9, 432, 000 円	健康福祉部 こども未来室	市町へ補助
13 家庭支援推進保育事業費補助金	4, 390, 000 円	健康福祉部 こども家庭室	市町へ補助
14 ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金	29, 000, 000 円	環境森林部 廃棄物対策室	
15 浄化槽設置促進事業補助金	361, 753, 000 円	環境森林部 水質改善室	市町へ補助
16 がんばる三重の林業創出事業費補助金	80, 722, 483 円	環境森林部 森林・林業経営室	複数地域機関で執行
17 運輸事業振興助成交付金	558, 867, 000 円	農水商工部 農水商工総務室	
18 多品目適量産地育成事業費補助金	9, 814, 000 円	農水商工部 農畜産室	複数地域機関で執行
19 農山漁村再生モデル支援事業費補助金	3, 000, 000 円	農水商工部 農山漁村室	複数地域機関で執行 市町へ補助
20 みえの真珠養殖再生支援交付金	50, 152, 000 円	農水商工部 水産資源室	
21 漁業就業研修支援事業費補助金	9, 828, 000 円	農水商工部 水産経営室	
22 中小企業の市場化支援事業費補助金	16, 521, 070 円	農水商工部 商工振興室	
23 小規模事業支援費補助金	1, 324, 847, 857 円	農水商工部 金融経営室	
24 地域資源活用型産業活性化支援事業費補助金	28, 507, 782 円	農水商工部 科学技術・地域資源室	

25 魅力ある観光地グレードアップ支援事業費補助金	14,650,000 円	農水商工部 観光・交流室	市町へ補助
26 下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	553,223,000 円	県土整備部 下水道室	市町へ補助
27 木造住宅耐震補強事業費補助金	50,708,000 円	県土整備部 住宅室	市町へ補助
28 全国及び近畿高等学校総合文化祭出演者補助金	10,164,722 円	教育委員会事務局 高校教育室	
29 文化財保護事業補助金	134,529,000 円	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護室	市町へ補助
30 みえ犯罪被害者総合支援センター補助金	5,000,000 円	警察本部 広聴広報課	
合 計	4,617,650,342 円		

※ 備考欄の「市町へ補助」は、平成 22 年度に市町に対して補助実績があるもの。

2 監査実施時期

平成 23 年 2 月から 23 年 10 月までの間に実施した。

3 監査対象年度

平成 22 年度とした。ただし、平成 21 年度からの繰越分を 22 年度に執行している場合は、合わせて対象とした。

4 監査実施方法

選定した 30 補助金について、事前に各監査対象機関に対し、監査調書の提出を求め、その概要を把握するとともに、実地調査等の結果をふまえ監査を実施した。

また、監査対象とした 30 補助金以外の県単独補助金についても、規定の状況、事務手続き等について、補足調査票の提出を求めた。

5 監査の着眼点

- (1) 補助制度
 - ・ 補助事業の見直しは適切に行われているか。
- (2) 補助事業に関する規定状況
 - ・ 補助金交付要綱、要領等は適正に定められているか。
- (3) 補助金交付等の事務手続き
 - ・ 補助金交付事務手続きは適正に行われているか。
 - ・ 補助事業の遂行状況、実績の確認は適切に行われているか。
- (4) 補助金の効果・成果の把握
 - ・ 補助事業の効果・成果の確認や検証は行われているか。
- (5) 地域機関への制度周知、指導
 - ・ 地域機関で交付事務等を実施している場合、本庁との協働体制はどうか。
 - ・ 地域機関で差異のない取扱いが確保されているか。

第3 監査の結果

1 総括意見

高度化・多様化した県民の行政ニーズに対応するため、県はこれまで施策の奨励や財政支援として、さまざまな県単独補助金を創設しており、これらの補助金を交付することにより、多様な行政目的を確実に効果的に達成していかなければならない。

しかしながら、地方分権の進展や厳しい行財政状況の中、社会経済情勢、官と民、県と市町との役割分担も変化しており、今後は限られた資源を有効に活用するとともに、補助事業者の自立促進を念頭においた制度としていくことが重要である。

一方手続き面については、県では、県規則により、補助金の交付に関する基本的な規定や手続きを定め、具体的な事項については、所管部局において補助金交付要綱・交付要領等を定めて事務処理が行われている。

近年、会計検査院により、国庫補助事業に関する事務費等の執行について、不適切な事例が報告されたところであるが、県単独補助金においても、このような事態が発生することのないよう、交付する側となる県が、交付事務が適正かつ円滑に進められるようしくみづくりを進めていく必要がある。

「第3 2 着眼点別意見」及び「第4 ◎補助金別の意見及び状況」で指摘した意見は、今回選定した30補助金に限るものではなく、他の補助金にも当てはまるものがあると思料されるので、今後の補助事業の執行にあたっては、県が交付するすべての補助金について、各補助金の趣旨や特性を勘案しつつ、下記の点に留意し取り組まれない。

1 補助制度について

終期を設定していない補助金については、終期を設定し、一定の期間ごとに、官と民、県と市町との役割分担、事業効果、公平性等の観点から、補助制度を検証し、廃止、統合、縮小、継続の判断を行うこと。

2 補助金交付要領等の適正な制定について

各補助金の交付要綱・交付要領等を再点検し、補助事業を適正かつ円滑に執行するために必要な事項を明示しておくこと。

3 補助事業の実績確認について

補助事業の実績を確認するにあたっては、書面検査に加え、可能な限り、現地での事業内容検査、経理検査など実効性のある方法により行うこと。

4 補助事業の効果・成果について

補助事業の効果・成果を客観的に評価し、県民にわかりやすく説明できるよう、具体的な成果指標の設定を検討するとともに、積極的にその内容を公表すること。

県単独補助金のあり方については、平成15年に「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成15年三重県条例第31号）」や「県単独補助金の見直し方針」（平成15年12月）が制定されて以降、継続的に見直し対象とされている。

また、県の予算調製方針においても、限られた財源を重点的・効率的に配分する必要があることから、「県単独補助金については、社会経済情勢の変化、官と民、県と市町との役割分担、事業効果、補助率の適正化、公平性等の観点から抜本的な見直しを行い、厳しい財政状況もふまえ、思い切った廃止、統合、縮小等を進め、行政のスリム化を図ること」を基本的事項としている。

今後とも、県単独補助金のあり方について、①公益性があるか、②制度創設時の目的を達成し、その役割を終えていないか、③県が担う領域であるか、④国等に類似の補助事業はないか、などの視点で継続的に見直しを行うとともに、補助金による支援が公益に資することを第一に、県民ニーズに適切かつ的確にこたえられるよう制度の充実、改正を図り、これまで以上に効果的・効率的なものとなるよう努められたい。

さらに、補助事業終了後も状況確認やフォローアップを継続して実施するなど、補助金の効果・成果の把握に努め、補助目的を効果的に達成させるとともに、以後の施策に反映させるしくみづくりが進められるよう望むものである。

2 着眼点別意見

(1) 補助制度について

〔意見〕 補助事業の定期的な見直し

- 補助事業をとりまく社会経済情勢は刻々と変化していることから、あらかじめ見直しを行う時期（終期）を設定して、一定の期間ごとに、官と民、県と市町との役割分担、事業効果による補助目的の達成状況、公平性等の観点から、補助事業の内容を見直すことにより、廃止、統合、縮小、継続の判断を行われたい。

〔状況〕

平成15年12月に示された「県単独補助金の見直し方針」において、「新規補助事業の創設にあたっては、既存補助事業を廃止するなど、スクラップ・アンド・ビルドを原則とするとともに、必ず終期設定を行ったうえで、新規補助制度を創設することとする。」とされている。

実地調査を行った補助金においては、終期を設定しリニューアルを行っているものや、補助対象事業・経費、補助率等を見直しを行っているものがある一方で、具体的な終期が設定されていないものが17補助金（56.7%）見受けられた。そのうち見直し方針が示された以後（平成16年度以降）に創設されたものが4補助金（13.3%）ある。

補助事業をとりまく社会経済情勢は刻々と変化していることから、あらかじめ見直しを行う時期（終期）を設定しておき、一定の期間ごとに、官と民、県と市町との役割分担、事業効果による補助目的の達成状況、公平性等の観点から、補助事業の検証を行い、廃止、統合、縮小、継続の判断を行う必要がある。

(2) 交付要領等における規定状況について

〔意見〕 交付申請書提出期限の設定

- 県規則第3条において、補助金等交付申請書の提出について規定されており、提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものが見受けられた。年間を通じて申請を受け付けるものなどもあるが、各補助金に応じた適切な事業期間を勘案したうえで、提出期限を定め、申請者に明示されたい。

〔状況〕

実地調査を行った30補助金について、交付申請書提出期限の設定状況をみると、要綱・要領等で規定されているものが10補助金（33.3%）、募集・内示等の通知文書で明示されているものが16補助金（53.3%）、口頭での通知を含め明示されていないものが4補助金（13.3%）あった。

明示されていない4補助金の中には、年間を通じて申請があるものもあるが、申請者が補助目的を達成できるよう、各補助金に応じた事業期間を勘案したうえで、提出期限を定め、申請者に明示する必要がある。

【4補助金：内訳】…3、19、22、27

（注）「【○補助金：内訳】…」は、改善や検討を要する事項のある補助金の数及びその内訳で、内訳の数字は、「第2 監査の概要」の別表（P107）における各補助金の整理番号を示す。

＜参考：三重県補助金等交付規則＞

（補助金等の交付の申請）

第3条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ）をしようとする者は、補助金等交付申請書（第一号様式。ただし、契約の申込みにあつては契約に関する書類）に次に掲げる書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書又はこれに代わる書類
- 三 工事の施行にあつては、実施設計書
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず知事がその必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

〔意見〕 申請の取下げ期限の設定

- 県規則第7条において、申請の取下げについて規定されており、取下げをすることができる期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものが多数見受けられたので、期限を定め、申請者に明示されたい。

〔状況〕

実地調査を行った30補助金について、申請の取下げができる期限の設定状況をみると、要綱・要領等で規定されているものが11補助金（36.7％）に対して、規定されていないものが19補助金（63.3％）と多数見受けられた。

補助金等の交付決定は行政行為であり、これが確定すると申請者においては、その内容に従って補助事業を遂行しなければならない義務を負うこととなる。しかしながら、補助金等の交付の決定は、申請の内容につき修正が加えられることもあり、また種々の条件も付けられるので、申請者としては、不服のある場合も考えられる。

このような場合に申請者の意思を尊重する必要があるため、県規則第7条において、「補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、知事が定める期日までに申請の取下げをすることができる」こととされている。

申請者の権利保護に係る規定であり、補助事業の性質によっては、申請者が交付決定後に申請を取り下げるケースが想定されにくいものもあるが、いつまでも交付決定を不確定のままにしておくことは適当ではないため、取下げができる期限を定め、申請者に明示する必要がある。

【19補助金：内訳】…1、2、3、4、5、6、8、9、11、12、13、14、15、17、18、19、20、21、26

＜参考：三重県補助金等交付規則＞

（申請の取下げ）

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、知事が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

〔意見〕 補助対象経費の明確化

- 交付要領等で補助対象経費が明確になっていないものが見受けられた。適正な補助額の算定や適切な事業の執行を行うため、交付要領等で補助対象経費を明確かつわかりやすく規定し、補助事業者に明示されたい。

なお、補助金によっては、具体的かつ詳細に規定することが困難な場合もあるが、対象外となる経費（食糧費等）について特記したり、具体的な事例を明示したりするなどしておくことが望ましい。

〔状況〕

実地調査を行った 30 補助金について、補助対象経費の規定状況をみると、交付要領等で詳細に規定されているものが多かったものの、「〇〇事業に要する経費」と記載されているなど、補助対象経費が明確になっていないものが 2 補助金（6.7%）見受けられた。

どのような経費が補助対象とされるのかは、補助事業者にとって重要な要件であり、適正な補助額の算定や、適切な事業執行を行うためにも、補助対象経費について、交付要領等で明確かつわかりやすく規定し、補助事業者に対して明示する必要がある。

また、補助金によっては、具体的かつ詳細に規定することが困難な場合もあるが、「人件費、運営費、維持管理費」等、経費の性質により規定している場合は、対象外となる経費（食糧費等）について特記しておくことや、事業費全体を対象とする場合にあっては、具体的な事例を明示するなどしておくことが望ましい。

【2 補助金：内訳】…18、29

〔意見〕 補助事業等状況報告書の添付書類

- 県規則第 10 条において、補助事業等状況報告書の提出について規定されており、添付すべき書類を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものが多数見受けられたので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示されたい。

〔状況〕

実地調査を行った 30 補助金について、補助事業等状況報告書に添付すべき書類の規定状況をみると、要綱・要領等で規定されているものが 12 補助金（40.0%）に対して、規定されていないものが 18 補助金（60.0%）と多数見受けられた。

補助事業等状況報告書は、補助事業が計画に基づき、確実に執行されているか、事業の遅れがないかなどについて進捗状況を確認するものであるため、交付要領等で添付すべき書類、提出時期等を定め、補助事業者に明示する必要がある。

【18 補助金：内訳】…1、2、3、4、6、8、9、12、13、14、16、17、21、25、26、27、28、

29

＜参考：三重県補助金等交付規則＞

（状況報告）

第 10 条 補助事業者等は、補助事業等の遂行の状況に関し、補助事業等状況報告書（第二号様式）に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

〔意見〕 取得財産の管理

- 補助事業により取得した財産については、事業終了後も適切に管理されるよう、交付要領等で管理台帳の整備など財産管理の方法等を規定し、補助事業者に明示することが望ましい。

〔状況〕

県規則第20条において、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産」の処分（譲渡、交換、貸付等）等を行う場合には、事業終了後に補助事業者の判断で処分等が行われることがないよう、知事が定める期間（耐用年数等）を経過した場合を除き、知事の承認を受けることとされており、処分制限の対象となる財産の範囲や処分制限期間については、各部関係補助金等交付要綱において別途規定されている。

しかしながら、当該財産等は、公金を投入して取得されたものであることから、補助事業者は、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって、適切に管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効果的運用を図る必要がある。

このため、処分制限の対象となる財産の範囲、処分制限期間に加えて、管理台帳の整備や取得年度及び補助金名を記載した標識を貼付するなどの財産管理の具体的な方法等を交付要領等で規定し、補助事業者に明示することが望まれる。

＜参考：三重県補助金等交付規則＞

（財産の処分制限）

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、知事の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第5条第1項第5号の規定による条件に基づき、補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 一 不動産及びその従物
- 二 機械及び重要な器具で知事が指定するもの
- 三 その他補助金等の交付を達成するため特に必要があると認め、知事が指定する財産

2 （略）

(3) 補助金交付等の事務手続きについて

〔意見〕 交付決定前の事業着手

- 交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前に事業着手されているものが見受けられた。

特に、継続的な運営費補助金等で、年度当初から直ちに経費が発生するような場合には、交付決定と事業着手の時期が乖離することのないよう、当初予算の成立以後速やかに交付決定に向けた準備作業を開始するか、または交付要領等で事前着手を認める補助対象を規定し、補助事業者に明示するなどされたい。

〔状況〕

実地調査を行った30補助金について、交付決定前の事業着手の状況をみると、事前着手を認めているものが11補助金（36.7%）あるが、うち7補助金（23.3%）については、交付要領等で事前着手を認める補助対象について明示されていなかった。

交付決定前の事業着手分を補助事業として採択するか否かは、個々の補助制度の目的に従って決定されるものである。

一方で、補助金の交付については、原則として申請主義が採られているため、交付決定前の事業着手については、緊急を要する事案など、相当の事由がある場合に限定されるべきである。

特に、継続的な運営費補助金等で、年度当初から直ちに経費が発生するような場合には、交付決定と事業着手の時期が乖離することのないよう、当初予算の成立以後速やかに交付決定に向けた準備作業を開始するか、または交付要領等で事前着手を認める補助対象を規定し、補助事業者にも明示するなどしておく必要がある。

【7 補助金：内訳】…8、9、10、11、13、15、30

〔意見〕 補助事業等状況報告書の提出

- 県規則第 10 条で提出を求めている「補助事業等状況報告書」について、未提出のものや交付要領等で定めた期限内に提出されていないものが見受けられたので、適時適切に提出するよう、補助事業者にも指導されたい。

ただし、あらかじめ補助金額が年額で定められているものや短期間で補助事業が完了するものなど、必ずしも状況報告を必要としないものもあることから、その必要性や提出のあり方について検討されたい。

〔状況〕

補助事業者は、補助金の交付決定を受ければ、補助事業を適正に遂行していく義務を負うこととなる。一方、県各部局は、補助事業が交付決定の内容やその付した条件等に従って適正に遂行されているかどうか、その状況を把握し、補助目的の達成のための適切な措置を講じる必要がある。このため、県規則第 10 条において、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況に関する報告書を提出する義務を課している。

実地調査を行った 30 補助金について、補助事業等状況報告書の提出状況をみると、20 補助金において提出されていなかった。また、提出されているものの、要領等で定めた期限内に提出されていない事例が見受けられた。

提出されていない 20 補助金の中には、適宜補助事業者を訪問し、遂行状況の説明を受けたり、別様式で補助事業の遂行状況を報告させたりするなどして、補助事業の遂行状況を把握しているものもある。また、要領等に「知事等が必要と認めるときに提出する」等の規定を設けているものもあるが、現状の県規則第 10 条には例外規定がなく、すべての補助事業者が補助事業等状況報告書を提出する義務を負っているため、要領等で例外規定を設けることはできず、県規則に基づき提出を求める必要がある。

ただし、あらかじめ補助金額が年額で定められているものや短期間で補助事業が完了するものなど、必ずしも状況報告を必要としないものもあることから、その必要性や提出のあり方について検討を行うとともに、必要に応じて県規則第 10 条の規定改正を検討する必要がある。

【20 補助金：内訳】…1、2、3、4、6、8、9、11、12、13、14、17、20、21、25、26、27、28、29、30

【補助事業等状況報告書の提出状況】

区 分		補助金数	割 合
状況報告書の提出 有	要領等に状況報告に関する規定 有	9	30.0%
	要領等に状況報告に関する規定 無	1	3.3%
状況報告書の提出 無	要領等に状況報告に関する規定 有	3	10.0%
	要領等に状況報告に関する規定 無	17	56.7%
合 計		30	100%

<参考：三重県補助金等交付規則>

(状況報告)

第10条 補助事業者等は、補助事業等の遂行の状況に関し、補助事業等状況報告書（第二号様式）に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

[意見] 補助金の概算払

● 補助金の支払において、必要性が明確になっていないまま、概算払が行われているものが見受けられた。概算払については、支出時期、支出内容、補助事業者の財務状況等を勘案し、その必要性を判断したうえで行われたい。

[状況]

補助金の概算払については、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第49条及び県規則第15条の規定により認められている。しかし、会計規則運用方針第49条関係に示されているとおり、支払は履行の確認後に行う精算払が原則であり、概算払は支出の特例であるため、これを濫用することはできない。従って、概算払を行う場合には、支出時期、支出内容、補助事業者の財務状況等を勘案し、その理由を明確にしておく必要がある。

実地調査を行った30補助金について、補助金の支払状況をみると、概算払が行われているものが17補助金あるが、うち7補助金については、その必要性が明確になっていなかった。

【7補助金：内訳】…14、17、18、19、23、27、30

<参考：三重県会計規則>

(概算払)

第49条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- 一 旅費（一の旅行命令において旅費額が1万円以上の旅行に係るもの又は職員以外のものに対する旅行依頼に係るものに限る。）
- 二 官公署に対して支払う経費
- 三 補助金、負担金及び交付金（特に定めのあるもののほか、指令金額の10分の9以内の金額に限る。）
- 四～八 （略）

<参考：三重県会計規則運用方針>

第49条関係

(解釈)

- 1 概算払とは、その支払うべき債務金額の確定前に概算でもって支出することをいう（令第162条）。概算払の要件は、債務関係が発生（債権者は確定）しているが履行期が未到来であること、及び債務金額が確定していないことの二つである。当支払方法については、金額が

確定していないことから必ず精算行為が伴う。また、概算払は、いわゆるできる規定であつて対象となる経費であっても、請求等行為があつたときその内容が適切である旨の判断は当然必要である。

(概算払の範囲)

2 概算払ができる経費については、第1項各号に定められている。支払は履行の確認後に行う精算払が原則であるなか、概算払は支出の特例であるため、これを濫用することはできない。

3 (略)

<参考：三重県補助金等交付規則>

(補助金等の交付)

第15条 補助金等の支払は、第13条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、知事が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。

2 知事は、前項ただし書の規定による概算払をする場合においては、三重県会計規則第49条第3号の規定にかかわらず、必要と認める額を概算払することができる。

[意見] 補助事業の履行確認

- 補助事業の履行の確認に係る事務が適切に行われていないものが見受けられたので、今後適正な事務執行に努められたい。

[状況]

三重県会計規則別表第三において、支出に係る証拠書類の記載要件及び添付書類が規定されている。補助金については、証拠書類に、①指令年月日及び指令番号、②概算払をしたものはその年月日、支払済額、精算年月日及び精算額、③履行を確認した日及び検査員の氏名、を記載し、概算払精算書を添付することとされている。

しかしながら、履行を確認した日及び検査員の氏名が証拠書類に記載されていないものが2補助金、概算払精算書が添付されていないものが1補助金見受けられた。

証拠書類に未記載 【2補助金：内訳】…2、30

概算払精算書未添付 【1補助金：内訳】…4

<参考：三重県会計規則運用方針>

第50条関係

(解釈)

1 概算払は、債務金額の確定前になされる支出であるから、その性質上事後において必ず精算を行い、過渡しについては返納を、不足については追加支払をすることを本質とするものである。たまたま、概算払額が精算額と同額であった場合においても、概算払の性質を左右するものではない。したがって、いずれの場合にあつても概算払精算書(様式二十三)により、精算を行わなければならないものである。

(精算をさせることの責任)

2 概算払を行った所属の長は、概算払を受けた者から概算払精算書(様式二十三)の提出を受けなければならない。なお、精算行為はさまざまな機関、団体、個人によって行われており、このため同様式は厳格に運用するものではなく、これに準じた精算書があれば当該様式を概算払精算書とみなすものである。

(精算期日)

3 概算払で行える経費であっても、会計年度独立の原則の例外ではなく、履行の確認(精算行為)は、年度末(3月31日)までに完了していなければならない。

〔意見〕 補助事業の検査

- 補助事業の検査にあたっては、書面検査と併せて実地検査を実施することにより、実績確認の精度が高まるとともに、補助目的の達成度合いもより明確に把握することが可能となるので、提出物の確認のみの書面検査にとどまらず、実地検査を実施することが望ましい。
- 実地検査を行うにあたっては、チェックシートなど具体的な検査基準を作成し、事前に検査ポイントの打ち合わせを行うなど、組織内の誰が検査を実施しても一定の検査水準が確保できるしくみづくりを進めるとともに、検査におけるけん制機能を発揮するため、交付事務担当者と異なる者を検査職員として指定することが望ましい。

〔状況〕**1) 検査方法について**

実地調査を行った 30 補助金について、補助事業の検査方法をみると、書面検査を実施しているものが 20 補助金（66.7%）、実地検査を実施しているものが 10 補助金（33.3%）となっている。

実地検査を実施しない理由については、補助事業者から提出される関係書類により十分確認できるとしているものが 17 補助金と多数を占めている。

しかしながら、毎年度実施している財政的援助団体（補助金交付団体）に対する監査において、事務処理誤りや補助対象経費の算定誤り等が指摘されており、所管部局による検査の強化が望まれる状況である。補助事業により、内容や事業量等が異なることから、一律に全件の実地検査を実施することは困難な場合もあるが、特に施設整備事業を対象としているものについては、可能な限り実地検査を行う必要がある。

2) 検査体制について

実地検査を実施している 10 補助金の中には、検査内容を均一化させるため、チェックリストや検査要領、検査の手引きを作成して実施しているものも見受けられた。このように、事業量や事業費の多寡に応じて、現地において最低限確認すべき事項は何か、それをどのような手法で確認するかなど、実地検査を行うためのしくみづくりを進めることが必要である。

また、検査の公正性の観点から、複数の職員により検査を実施することが望まれるが、実地検査を実施している 10 補助金の検査体制をみると、検査を 2 名で実施しているものが 9 補助金、3 名以上で実施しているものが 1 補助金となっており、複数名での検査体制が確保されていた。

ただし、2 名で実施されている 9 補助金すべてにおいて、交付事務担当者が検査を行っていた。職員数に限りがあり、体制の確保が困難な場合もあるが、検査におけるけん制機能を発揮するため、交付事務担当者と異なる者を検査職員として指定することが望まれる。

〔意見〕 不用額の削減

- 補助事業者の必要事業費の把握時期が遅れたことなどから、多額の不用額（2割以上）が発生しているものが見受けられた。

限られた財源をより適正に執行するとともに、補助目的を達成するため、利用者のニーズをよりの確に把握し、より活用しやすい制度への見直しを検討するほか、適切な時期に必要な事業費を把握し、不用額の削減に努められたい。

〔状況〕

実地調査を行った 30 補助金について、不用額の発生状況をみると、最終予算から 2 割以上発生したものが 2 補助金（6.7%）あった。30 補助金の不用額の合計は 85,602,658 円で、最終予算額合計 4,703,253,000 円の 1.8%となっている。

補助金の執行にあたっては、財政状況が厳しい中、限られた財源を有効に活用するため、適切な時期に的確に必要な事業費を把握し、不用額の削減に努める必要がある。

【2補助金：内訳】…6、8

(4) 補助金の効果・成果の把握について**〔意見〕 成果指標の設定**

- 補助金の効果・成果を数値化された指標で測定し、その結果を公表しているものがある一方で、数値による指標の設定が困難であることなどを理由に、成果指標を設定していないものが多数見受けられた。

直接的な指標の設定が困難な場合には、間接的あるいは側面的に評価できるものはないか幅広い視点で検討し、何らかの指標を設定して、効果・成果を具体的に検証できるしくみづくりを進めることが望ましい。

〔状況〕

実地調査を行った 30 補助金について、成果指標の設定状況をみると、設定しているものが 10 補助金（33.3%）、設定していないものが 20 補助金（66.7%）となっている。

成果指標を設定していない理由については、定量的な指標の設定が困難としているものが 11 補助金と多数を占めている。

補助金は、公益上必要と認めた場合に交付されるものであるため、すべての補助金が、補助金の交付により、ある一定の状況をめざすという目的を有している。

補助金の交付により、その目的がどれだけ達成されたかという効果・成果については、事業の実施後すぐに現れるものもあれば、一定期間を必要とするものもあり、補助目的によってさまざまであるが、より効果的・効率的な補助金の執行が求められる中で、補助金の効果・成果を客観的かつ具体的に検証できるしくみづくりを進めることが望まれる。

〔意見〕 効果・成果等の公表

- 補助事業の効果・成果等を公表していないものが見受けられたので、公益性、透明性の確保の観点から、県民にわかりやすく説明できるような方法で、積極的に効果・成果等を公表することが望ましい。

〔状況〕

実地調査を行った 30 補助金について、効果・成果等の公表状況をみると、公表しているものが 23 補助金（76.7%）、公表していないものが 7 補助金（23.3%）となっている。

公表している 23 補助金の公表方法については、基本事業目的評価表をはじめとする県全体の政策公表の中で行っているものが 15 補助金と多数を占めているが、成果発表会を開催したり、ホームページ等で写真等を使って内容紹介したりしているものもある。

「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」において、7,000 万円以上の補助金については、評価の結果を公表しなければならないと規定されているように、公益性、透明性の確保の観点から、県民にわかりやすく説明できるような方法で、積極的に効果・成果等を公表することが望まれる。

〔意見〕 効果・成果の継続的な把握

- 補助事業の効果・成果は、補助事業年度の翌年度のみではなく、それ以降にも及ぶものであることから、事業終了後も継続して状況確認やフォローアップを行い、補助目的を効果的に達成させるとともに、今後の施策に反映させることが望ましい。

〔状況〕

補助事業の効果・成果については、主として実績報告書により確認、把握している。しかしながら、事業によっては、事業終了後即座に効果が現れるものもあれば、2～3 年経過後に効果が現れるため、実績報告書だけでは効果が把握できないものもある。

また、補助要件として 5 か年程度の事業計画等の策定・承認を義務付けているものもある。

事業終了後即座に効果が現れない、これらの補助事業については、補助事業終了後も数年間継続して状況確認やフォローアップを行うなど、当該計画等の達成状況を確認し、補助目的を効果的に達成させるとともに、以後の施策に反映させるしくみづくりを進めることが望まれる。

(5) 地域機関への制度周知や指導について**〔意見〕 地域機関に対する制度周知の徹底**

- 地域機関で交付事務等が行われているものについて、地域機関によって事務手続きに差異があるなどの事例が見受けられたので、事務マニュアルを整備するとともに、その内容について担当者会議等で周知徹底するなど、本庁と地域機関が連携を密にして事業執行されたい。

〔状況〕

実地調査を行った 30 補助金のうち 6 補助金については、地域機関で交付決定、指導監督等の事務手続きが行われている。そのうち 5 補助金については、事務マニュアルの内容が明

確でなかったり、周知が不十分でマニュアルに基づく取扱いが徹底されていなかったりしたため、地域機関によって状況報告や概算払等の事務手続きに差異が見受けられた。

地域機関での事務手続きが均一化されるとともに、処理誤りが発生することのないよう、わかりやすい事務マニュアルを策定し、説明会等で周知徹底を図るなどして、適正に事務を執行する必要がある。

【5補助金：内訳】…2、3、16、18、19

第4 監査対象補助金の状況

◎ 監査対象補助金の概要	123
◎ 補助金別の意見及び状況	126
(参考) 「補助金別の意見及び状況」各ページの見方	126
1 市町村自主運行バス等維持費補助金	128
2 過疎市町等地域づくり支援事業補助金	130
3 緊急地震対策促進事業補助金	133
4 私立専修学校振興補助金	136
5 斎宮跡体験学習施設維持管理費補助金	138
6 地域ニーズ対応型職業訓練事業費補助金	140
7 三重県留学生等支援事業補助金	142
8 小児科医確保事業補助金	145
9 福祉活動指導員設置費補助金	147
10 軽費老人ホーム運営費補助金	149
11 障がい者小規模作業所事業費補助金	151
12 放課後児童クラブ活動事業費補助金	153
13 家庭支援推進保育事業費補助金	155
14 ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金	157
15 浄化槽設置促進事業補助金	160
16 がんばる三重の林業創出事業費補助金	162
17 運輸事業振興助成交付金	165
18 多品目適量産地育成事業費補助金	167
19 農山漁村再生モデル支援事業費補助金	169
20 みえの真珠養殖再生支援交付金	172
21 漁業就業研修支援事業費補助金	174
22 中小企業の市場化支援事業費補助金	176
23 小規模事業支援費補助金	178
24 地域資源活用型産業活性化支援事業費補助金	180
25 魅力ある観光地グレードアップ支援事業費補助金	183
26 下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	186
27 木造住宅耐震補強事業費補助金	188
28 全国及び近畿高等学校総合文化祭出演者補助金	190
29 文化財保護事業補助金	192
30 みえ犯罪被害者総合支援センター補助金	194

◎ 監査対象補助金の概要

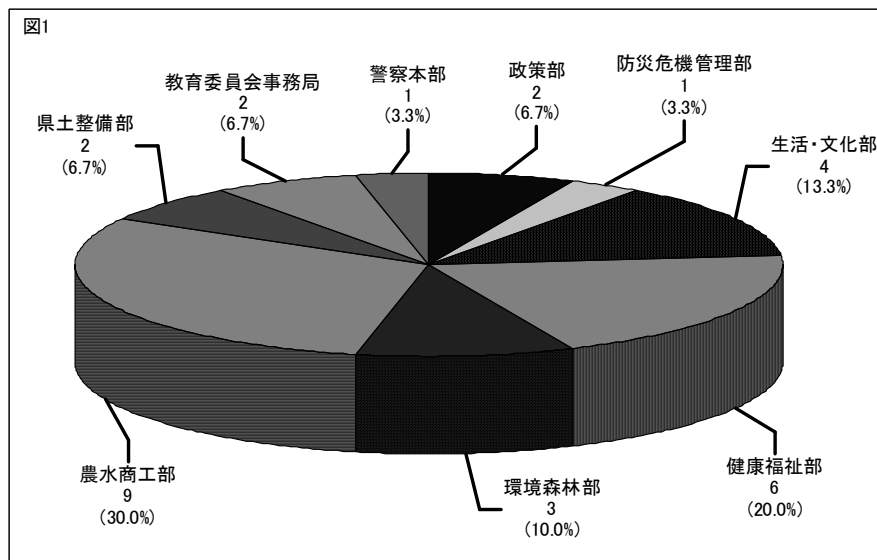
1 所管部局別の補助金数

各所管部局から事前調査票により報告された平成22年度交付の県単独補助金のうち、監査対象としたものは30補助金である。

所管部局別の補助金数は表1及び図1のとおり、農水商工部が9補助金（30.0%）で最も多く、次いで健康福祉部6補助金（20.0%）、生活・文化部4補助金（13.3%）の順となっている。

表1【所管部局別の補助金数】

部局名	補助金数
政策部	2
防災危機管理部	1
生活・文化部	4
健康福祉部	6
環境森林部	3
農水商工部	9
県土整備部	2
教育委員会事務局	2
警察本部	1
合計	30

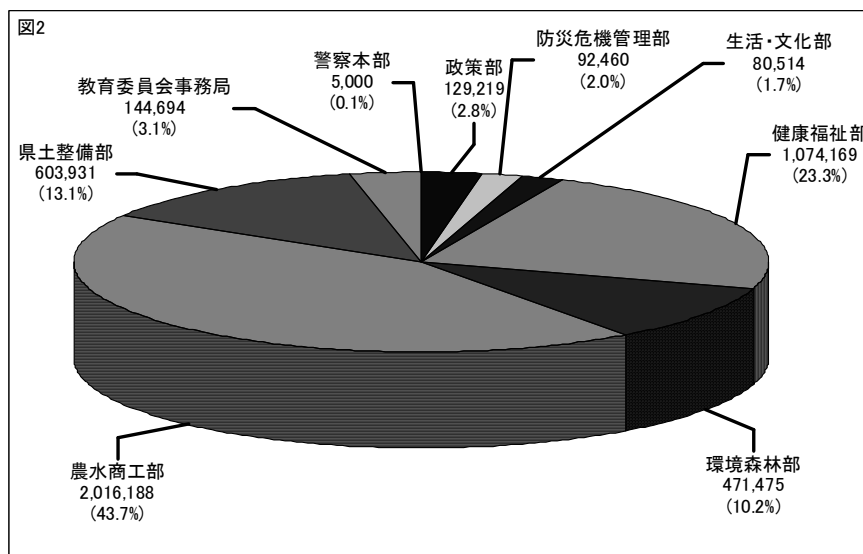


2 所管部局別の交付実績額

30補助金の交付実績額（平成22年度決算額）は総額4,617,650千円で、所管部局別の状況は表2及び図2のとおり、農水商工部が2,016,188千円（43.7%）で最も多く、次いで健康福祉部1,074,169千円（23.3%）、県土整備部603,931千円（13.1%）の順となっている。

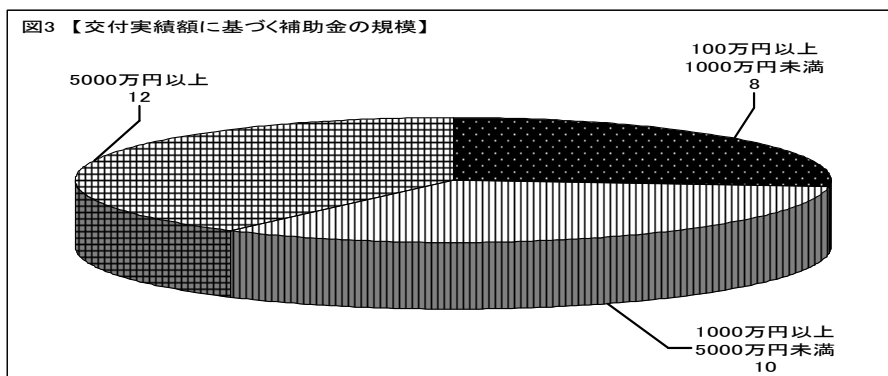
表2【所管部局別の交付実績額（決算額：千円）】

部局名	交付実績額
政策部	129,219
防災危機管理部	92,460
生活・文化部	80,514
健康福祉部	1,074,169
環境森林部	471,475
農水商工部	2,016,188
県土整備部	603,931
教育委員会事務局	144,694
警察本部	5,000
合計	4,617,650



3 補助金の規模

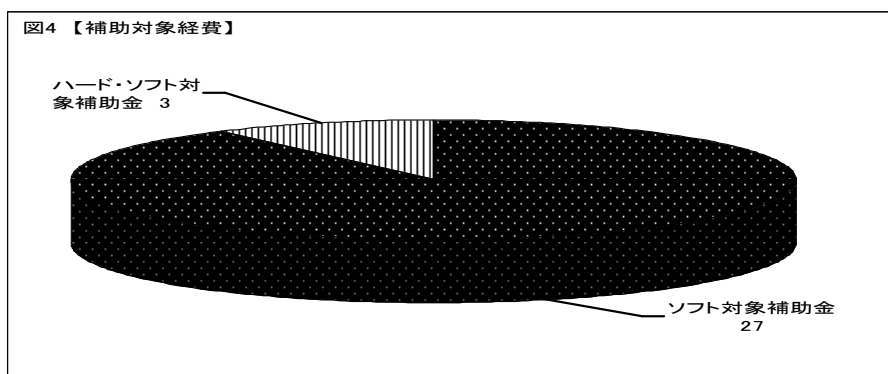
30 補助金の規模について、交付実績額で分類すると図 3 のとおり、5000 万円以上のものが 12 補助金（40.0%）で最も多い。



4 補助対象経費

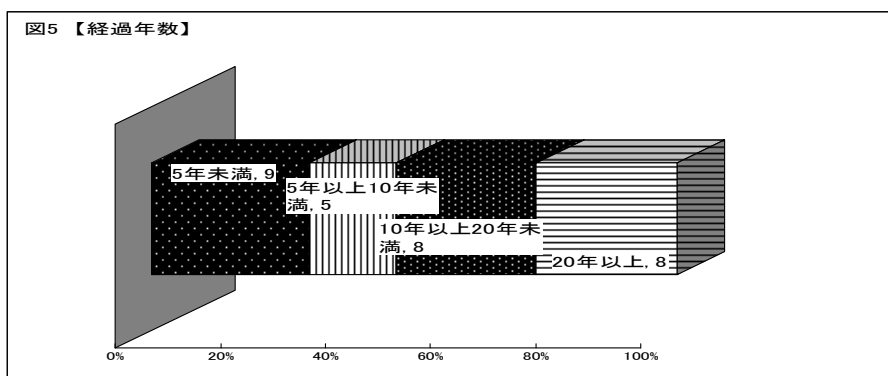
補助対象経費については、施設整備費や用地取得費などのハードを対象としているもの（ハード対象補助金）、事業費や運営費などのソフトを対象としているもの（ソフト対象補助金）及びこれら両方を対象としているもの（ハード・ソフト対象補助金）に区分することができる。

30 補助金を補助対象経費で区分すると図 4 のとおり、ソフト対象のものが 27 補助金（90.0%）で大半を占めている。



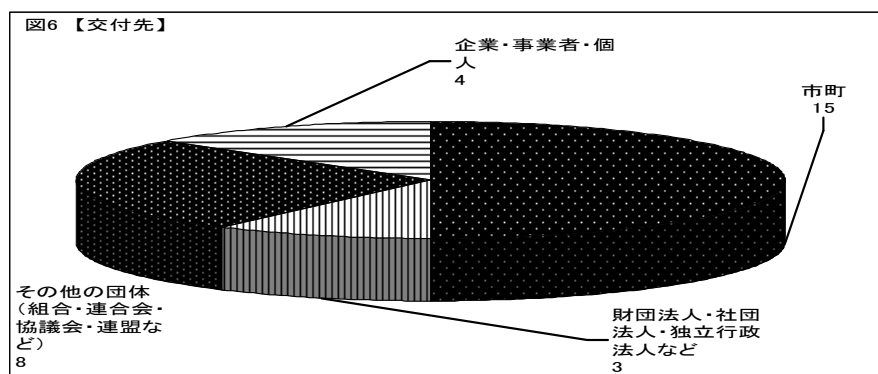
5 経過年数

30 補助金の制度創設からの経過年数については図 5 のとおり、5 年未満のものが 9 補助金（30.0%）、5 年以上 10 年未満のものが 5 補助金（16.6%）、10 年以上 20 年未満のものが 8 補助金（26.7%）、20 年以上のものが 8 補助金（26.7%）となっている。



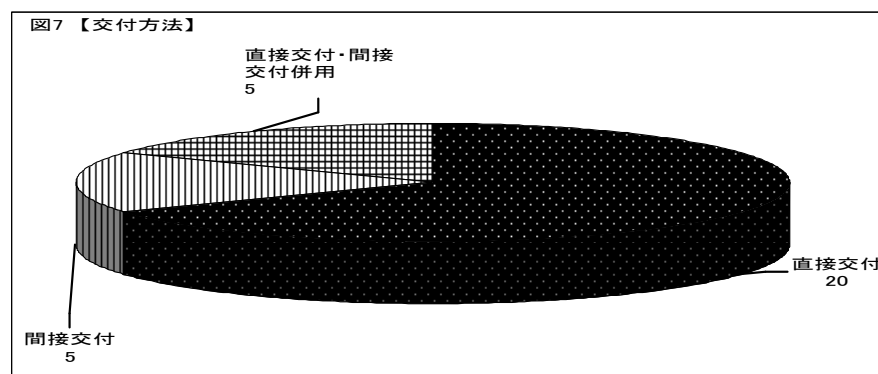
6 交付先及び交付方法

30補助金の交付先については図6のとおり、市町を対象としたものが15補助金(50.0%)、財団法人・社団法人・独立行政法人などを対象としたものが3補助金(10.0%)、その他の団体(組合・連合会・協議会・連盟など)を対象としたものが8補助金(26.7%)、企業・事業者・個人を対象としたものが4補助金(13.3%)となっている。



※ 市町を対象としたものには、交付先が市町だけの補助金のほか、市町及び市町以外の者を交付の対象としている補助金も含めた。

また、補助金の交付方法は図7のとおり、県が補助事業者に対して直接交付しているものが20補助金(66.6%)、市町や財団法人等を通じて間接交付しているものが5補助金(16.7%)、直接交付と間接交付を併用しているものが5補助金(16.7%)となっている。



◎ 補助金別の意見及び状況

(参考) 「補助金別の意見及び状況」各ページの見方

〇〇〇〇補助金	担当部 〇〇〇〇部 〇〇〇〇室
---------	-----------------

Ⅰ 補助金の概要

創設年度	平成○年度	22 年度交付額	○円	補助実施件数	○件
補助金の目的	担当部室より提出された監査提出調書等に基づき、 当該補助金の目的、補助要件、補助率、補助対象者、補助対象経費、 県の戦略計画の関連施策名等、 <u>その補助金の概要を記述しています。</u>				
補助要件					
補助率		補助種別	直接 ・間接		
			運営費 ・事業費・その他（）		
補助対象者	「補助種別」について、該当する区分を囲んでいます。 （「直接交付または間接交付」「運営費、事業費またはその他」）				
補助対象経費					
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策○○○：・・・・・・・・ 基本事業○○○○○：・・・・・・・・				

「事務手続き」、「効果・成果の把握」、「地域機関が行う事務」について、
 監査において把握した状況を記述しています。

- ・ 各項目について、該当する区分を囲んでいます。(人数・金額の項目を除く。)
- ・ 該当がない項目は、「－」と表示しています。

(注)「事前着手」 交付決定前に補助事業を開始

「状況報告提出」 県規則に規定する補助事業等状況報告書の提出

「検査方法」 補助事業完了に伴う検査の方法

「決算不用額」 最終予算額と実際の交付額との差額 (予算残額)

Ⅱ 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	☒ 有 ・ ☐ 無	☒ 有 ・ ☐ 無	☒ 有 ・ ☐ 無	書面 ・ ☒ 実地	〇人
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	☒ 有 ・ ☐ 無		☒ 9/10 以内 ・ ☐ 9/10 超		〇円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	☒ 有 ・ ☐ 無			☒ 有 ・ ☐ 無	
地域機関が行う事務	☒ 有 ・ ☐ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			☒ 有 ・ ☐ 無		☒ 有 ・ ☐ 無

Ⅲ 各視点における監査の結果

1 補助制度について

.....

意見	
●	。
○	。

2 交付要領等における規定状況について 意見	
●	。
○	。

補助金に対する監査結果です。

- ・監査の着眼点ごとに監査結果を記述しています。
- ・意見のうち、「●」は速やかに是正、改善を求める事項、「○」は改善または改善についての検討を求める事項を記述しています。
- ・意見がない場合でも、それぞれの項目において、必要に応じて、その状況等を説明しています。
- ・「5」は、地域機関が行う事務がある補助金について記述しています。

3 補助金交付等の事務手続きについて

概ね適正に処理されていた。

4 補助金の効果・成果の把握について

.....

意見	
●	。
○	。

5 地域機関への制度周知や指導について

概ね適正に処理されていた。

1 市町村自主運行バス等維持費補助金

担当部 政策部 交通政策室

I 補助金の概要

創設年度	平成7年度	22年度交付額	116,119,000円	補助実施件数	22件
補助金の目的	市町等が運営するバス路線等を維持することにより、地域住民の交通の利便の確保を図る。				
補助要件	1. 運行費補助金 ・「道路運送法」の許可若しくは登録を受けて市町が運営する自主運行バス等による路線 ・実証実験・実証運行に対する国の運行費補助を受けていない路線 ・輸送対象又は輸送目的が特定されていない路線 2. 車両購入費補助金 市町村自主運行バス等維持費補助金の対象路線の運行の用に供する車両であること。 3. 初度開設費補助金 市町村自主運行バス等維持費補助金の対象路線の運行に要する経費を支出する市町であること。 4. NPO等運営バス支援補助金 市町がNPO等に対して補助金を支出していること。				
補助率	1/4 ほか	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（施設整備費）		
補助対象者	市町				
補助対象経費	1. 運行費補助金 実車走行距離×106円（ただし、欠損額を限度とする。） 2. 車両購入費補助金 市町村自主運行バス等維持費補助金の対象路線の運行の用に供する車両に係る購入費 3. 初度開設費補助金 市町村自主運行バス等維持費補助金の対象路線の運行に要する経費を支出する市町が整備する車庫、停留所施設、旅客待合所、その他当該路線の運行に必要な施設の整備に要する経費 4. NPO等運営バス支援補助金 経常損失額（経常経費と経常収益との差額）				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 552：交通網の整備 基本事業 55201：生活交通の確保				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	—
	概算払（22年度）		概算払金額割合		決算不用額（22年度）
	有 ・ 無		—		0円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

Ⅲ 各視点における監査の結果

1 補助制度について

地方バス路線については、バス事業の自立を図り、地域住民の福祉を確保することを目的として、国庫補助が行われてきたが、市町村の廃止路線代替バスの補助については、平成7年度から国と県の財政負担の見直しにより一般財源化されたことから、当該補助制度が創設された。

また、県では、平成21年度に効率的で持続可能なバス路線と県の支援のあり方について、国や学識経験者、事業者、市町の代表者と検討を行った。さらに、平成22年度には「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の検討会議において、市町と役割分担について協議を行い、「地域間バス」は県が、日常生活の移動ニーズに対応した「地域内バス」は市町が、それぞれ主体的に担うこととしている。

なお、平成23年度から国の地域公共交通に対する支援制度が改正され、地域のニーズをふまえた最適な交通手段の維持確保のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画に基づき実施される取組を一体的かつ継続的に支援することにより、より効果的・効率的な支援が実施されることとなった。

当該補助制度により、地域における生活交通は維持・確保されているものの、バス利用者の減少や運行経費の増加に伴い、バス路線の維持・確保は限られた財源では厳しくなっている。

これを契機に、今後は、市町や事業者等と連携して、地域の移動ニーズに対応した県内公共交通のネットワーク化に向けた具体的な検討を行う中で、県の補助制度の見直しを図ることが望ましい。

意見

- 自主運行バスの収支改善を図るためには、収入増加や経費削減の取組のインセンティブが働く制度とするなど、関係機関と協議のうえ、より効果的な運行支援となるよう検討することが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

平成22年度には、県内9地区に設置された地域検討ワーキンググループにおいて市町、事業者と生活交通路線のアセスメントや収支改善計画について協議を行ったほか、各市町において開催された地域公共交通会議等に延べ34回参加し、市町、住民、事業者とともに生活交通確保策を検討するなど、厳しい現状の改善に向けた取組を行っている。

成果指標は設定していないが、補助対象となる自主運行バスの系統数や利用者数を実績数値として確認している。

- ・ 平成22年度の自主運行バスの系統数及び利用者数（補助対象分）

系統数：22市町 339系統 利用者数：2,203千人

2 過疎市町等地域づくり支援事業補助金

担当部 政策部 地域づくり支援室

I 補助金の概要

創設年度	平成 18 年度	22 年度交付額	13, 100, 000 円	補助実施件数	6 件
補助金の目的	過疎・準過疎・離島・東紀州地域において、持続可能な地域社会の維持・構築を図る。				
補助要件	過疎地域、準過疎地域、離島振興対策実施地域、東紀州地域の市町。（市町の一部地域がその指定を受けている場合は、その地域のみ。） 補助金の目的にそって上記市町が行う事業とし、次のいずれかに該当する事業。 (1)市町の「交流・定住」促進支援事業 市町が策定する「過疎地域自立促進計画」等に基づく事業で、「交流・定住」の促進に該当するソフト事業及び連携するハード事業 (2)市町の「地域の将来像」策定支援事業 市町が地域住民と連携して地域の「地区力」を確認し、持続可能な地域社会づくりに向けた「地域の将来像」策定のための調査研究事業				
補助率	1/2 以内	補助種別	直接・間接 運営費・事業費・その他（施設整備費）		
補助対象者	過疎地域、準過疎地域、離島振興対策実施地域、東紀州地域の市町				
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費から経常的な経費を除いたもの及び他の負担金、補助金の交付を受ける場合は、その額を事業の実施に要する経費から除いた額				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 531：地域の特性を生かした地域づくり 基本事業 53103：過疎・離島・半島地域の振興				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	☒ 有 ・ ☒ 無	☒ 有 ・ ☒ 無	☒ 有 ・ ☒ 無	☒ 書面 ・ ☒ 実地	—
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	☒ 有 ・ ☒ 無		—		2, 550, 000 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	☒ 有 ・ ☒ 無			☒ 有 ・ ☒ 無	
地域機関が行う事務	☒ 有 ・ ☒ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			☒ 有 ・ ☒ 無		☒ 有 ・ ☒ 無

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

当該補助制度は、人口の減少や高齢化の進展により地域の活力が失われつつある過疎、準過疎及び離島地域において、交流・定住の促進や集落消滅の危機に対応するため平成 18 年度に創設された。

第二次戦略計画の重点事業であったため、平成 22 年度を終期として設定していたが、22 年度に過疎法が改正されたことに伴い、新たな三重県過疎方針が策定され、23 年度に補助制度がリニューアルされた。

補助制度のリニューアルにより、県内市町の実施する身近な生活課題の解決や地域活性化の取組に対して支援（県 1/2 以内、過疎・準過疎・離島・東紀州地域、辺地を対象）することとしたが、市町に対する地域づくりへの他の支援事業として、地域課題の解決に寄与する事業に対して補助する「三重県地域づくり支援補助金」があり、これらの補助制度は、補助要件が類似している。

意見

- 当該補助制度は、制度としての意義は認められるものの、地域づくりに関する類似した補助制度が存在するため、両補助制度の補助要件を整理するなど、効率的な補助制度となるよう見直すことが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について**意見**

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。
 - ・ 交付額算定方法について、千円未満を切り捨てているが、その処理について要領等に明示されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて**意見**

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 一部の地域機関において、事業計画の承認から交付決定にいたるまでの事務処理が遅延していたため、補助事業の一部が交付決定前に着手されていた。
 - ・ 補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 一部の地域機関において、支払に際して、履行確認に関する事項（履行を確認した日及び検査員の氏名）が記載されていなかった。
- 実績報告書に添付された証拠書類、写真等をもとに書面により検査を実施しているが、施設整備事業も補助対象であることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。
- 平成22年度は、事業計画の承認が6月1日以降に行われており、交付決定も遅いものは8月に入ってから行われていたため、事業計画の提出からヒアリング、承認、交付申請、交付決定といった一連の事務処理のスケジュールを早期化し、補助事業が円滑に行われるように配慮することが望ましい。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助制度は、過疎・離島地域等条件不利地域の市町が、「地域資源の掘り起こし」「地域の資源を生かした他の地域との交流」「地域づくりの計画策定」等を進めた結果として、こうした条件不利地域の交流人口・定住人口が増加することを目的としている。このため、成果指標は第二次戦略計画の基本事業の目標項目である「過疎・離島地域における交流人口」が用いられており、平成22年度は交流人口の目標値446万人に対し実績は421万人であった。（目標の達成状況は94%）

しかし、平成22年度から鳥羽市が過疎地域の指定を受けたため、当該指標には鳥羽市の観光客数の数値が反映されることとなり、条件不利地域における交流人口・定住人口との乖離が大きくなる可能性がある。

意見

- 成果指標として、「過疎・離島地域における交流人口」を設定している。この数値は三重県観光統計による数値を用いているが、平成22年度から新たに鳥羽市が過疎地域の指定を受けたことから、鳥羽市の観光客の数値が反映されることとなるため、当該補助事業により増加をめざしている「条件不利地域における交流人口・定住人口」と乖離が大きくなる可能性がある。
- 平成23年度に補助制度がリニューアルされたことから、成果指標についても見直すことが望ましい。

5 地域機関への制度周知や指導について**意見**

- 平成 18 年度の補助制度策定時にQ&Aを作成しているが、以降の改正に対応しておらず、地域機関もQ&Aについて把握していなかった。

平成 23 年度に補助制度がリニューアルされたことから、これに対応する新たな事務マニュアルを作成するなどして、各地域機関での事務処理が一律かつ円滑（効率的）に行われるように配慮された。

3 緊急地震対策促進事業補助金

担当部 防災危機管理部 地震対策室

I 補助金の概要

創設年度	平成 19 年度	22 年度交付額	92,460,000 円	補助実施件数	78 件
補助金の目的	災害に強い県土づくりをめざし、減災に向けた市町の積極的な取組を促進するため、市町が実施する津波対策、孤立対策、避難所耐震化対策、災害時要援護者対策について支援を行う。				
補助要件	特になし				
補助率	1/2 以内（事業区分によっては、下記の場合もあり。） 1/3 以内：東海地震に係る強化地域、東紀州地域、過疎・準過疎地域のいずれにも該当しない地域 1/4 以内：防災基盤整備事業要綱の対象事業	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（施設整備費）		
補助対象者	市町及び一部事務組合				
補助対象経費	1. 津波対策促進事業 平成 15 年度に県が作成した津波浸水予測図の浸水予測区域における津波避難施設の建設工事等に要する費用、津波避難路の安全性を確保するために実施する避難路の整備及びその周辺の危険箇所の整備に要する費用、迅速な避難体制を確保するために実施する防災行政無線等の情報収集・伝達手段の整備や避難誘導標識の設置等に要する費用 2. 孤立対策促進事業 「孤立が予想される地区」における孤立対策を計画的に進めるため、市町等が策定する「孤立対策推進計画」に位置づけられた事業に要する費用（通信、運搬整備等） 3. 緊急避難所（公共的施設）耐震化対策促進事業 公共的施設（自治体が所有するものを除く）のうち、市町地域防災計画に基づき、避難所に指定されている建築物及び敷地の耐震改修工事及び耐震診断、耐震補強計画策定、耐震改修工事設計に要した費用 【要件】昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された、I s 値が木造 1.0 未満、木造以外 0.75 未満と診断された建築物に対して、I s 値をそれぞれ 1.0 以上、0.75 以上とする耐震改修であること。 4. 災害時要援護者対策促進事業 災害時要援護者（高齢者、身体障がい者、幼児等）の支援体制を整え、被害軽減を図るため、市町等が策定する「災害時要援護者対策推進計画」に位置づけられた事業に要する費用（粉ミルク等資機材備蓄、家具固定、耐震シェルター設置等）				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 311：防災対策の推進 基本事業 31101：防災体制の整備				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	☒ 有 ・ ☐ 無	☒ 有 ・ ☐ 無	☒ 有 ・ ☐ 無	☒ 書面 ・ ☐ 実地	—
	概算払（22 年度）		概算払金額割合		決算不用額（22 年度）
	☒ 有 ・ ☐ 無		—		12,240,000 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	☒ 有 ・ ☐ 無			☒ 有 ・ ☐ 無	
地域機関が行う事務	☒ 有 ・ ☐ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			☒ 有 ・ ☐ 無		☒ 有 ・ ☐ 無

Ⅲ 各視点における監査の結果

1 補助制度について

第二次戦略計画において、特に県民の生命を守る地震対策に重点化して、また被害の軽減を「第2次三重地震対策アクションプログラム」にそって着実に進めるため、市町が実施する「津波対策」「孤立対策」「避難所耐震化対策」「災害時要援護者対策」について支援することを目的として当該補助制度が創設された。

当該補助制度は、平成23年度当初から「地域減災力強化推進補助金」としてリニューアルされ、「避難対策（津波対策）」「強震動対策（避難所耐震化、シェルター設置等）」が実施されている。

さらに、東日本大震災の検証や市町からの要望を鑑み、平成23年6月から「孤立化防止対策（衛星携帯電話整備）」「避難所緊急整備対策（発電機、投光器、間仕切り等整備）」が追加されている。

2 交付要領等における規定状況について

意見
● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 ・ 交付申請書提出期限が規定されていない。 ・ 申請取下げ期限が規定されていない。 ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見
● 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 ・ 補助事業者に対して、文書による枠付け（予算配分）の通知がされておらず、交付申請書提出期限など交付申請事務についての指示も明確にされていなかった。 ・ 交付申請書に指定避難路を示した地図を添付することが規定されている事業があるが、一部の地域機関において、補助事業者から提出された交付申請書添付の地図に指定避難路が明示されていなかった。 ・ 一部の地域機関において、交付決定の際に付する条件の交付決定書への記載が不十分であった。 ・ 一部の地域機関において、事業費の変更に伴う補助事業者からの変更交付申請が行われていなかったものや申請が遅れていたものがあつた。 ・ 補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ・ 一部の地域機関において、補助事業者から提出された実績報告書に、交付要領で添付を規定する完成認定書の写しが添付されていなかった。 ・ 一部の地域機関において、補助事業者からの実績報告書が期限内に提出されていなかった。 ● 写真で確認可能である、市町の検査機関による検査を経ている、等の理由により書面のみで履行確認が可能であるとしているところであるが、施設整備事業も補助対象であることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。 ○ 年間を通じ補助事業者に対して補助要望・執行状況を調査し調整のうえ、4月中旬の第1回以降年度末まで計8回の予算枠付け（内示）を行っているが、補助事業者によっては4月当初からの事業開始を希望する事例があり、また、災害時要援護者対策促進事業における家具固定や耐震シェルター設置については、補助事業者が実施・助成を希望する住民を募集する事業形態であるため、応募者が少なく年度末の予算枠付けで減額する例が多く見られた。事業の円滑な実施及び予算の有効活用の観点から、補助事業者の要望や執行状況のよりの確な把握方法や予算枠付け（内示）の時期について検討することが望ましい。 ○ 補助対象が多岐にわたっており、補助事業者に対する指導、助言、検査の際に、施設整備に係る構造計算など建築等に関する技術的な知識が必要な場合がある。

本庁と地域機関の間における指導・報告体制を確立するとともに、適正な事務を執行するためには、専門知識を有する他部署との連携も検討することが望ましい。

4 補助金の効果・成果の把握について

第二次戦略計画の中の重点事業「いのちを守る減災対策推進事業」、「第2次三重地震対策アクションプログラム」において事業目標が定められており、毎年度実施実績の確認が行われている。

【いのちを守る減災対策推進事業】

事業目標 4 か年 (H19～H22) : 目標 157 件 実績 177 件

[平成 22 年度]

- ①津波対策 : 目標 10 件 実績 11 件 (11 市町、計 25 件補助)
- ②孤立対策 : 目標 11 件 実績 7 件 (7 市町 4 消防本部、計 12 件補助)
- ③避難所耐震化対策 : 目標 9 件 実績 6 件 (3 市町、計 6 件補助)
- ④災害時要援護者対策 : 目標 14 件 実績 17 件 (17 市町、計 35 件補助)

【第2次三重地震対策アクションプログラム】

[4 か年 (H19～H22)]

- ①津波避難施設の整備・確保 : 目標 10 施設 実績 7 施設 (70%)
- ②孤立対策の促進 : 目標 21 市町 実績 21 市町 (100%)
- ③自治会所有の避難所の耐震化 : 目標 50% 実績 48.4% (68.6%)
- ④災害時要援護者対策の促進 : 目標 29 市町 実績 29 市町 (100%)

5 地域機関への制度周知や指導について

意見

- 詳細なマニュアルは作成されているが、助成募集型事業について各地域機関で事務手続きに差異があったほか、補助対象経費、添付書類、軽微な変更の範囲等事務手続き上の解釈や判断が難しい項目があり、その都度、本庁への相談対応となっているため、各地域機関から意見を聴取するなどして事務手続き上の課題を整理し、対応方法を明示されたい。
- 本庁は各地域機関に通知・連絡した内容がどのように処理されたかについての把握が十分でないので、今後は処理状況の把握に努めることが望ましい。

4 私立専修学校振興補助金

担当部 生活・文化部 生活・文化総務室

I 補助金の概要

創設年度	昭和 54 年度	22 年度交付額	39, 101, 160 円	補助実施件数	17 件
補助金の目的	私立専修学校における教育に係る経常経費に対して補助を行うことにより、専修学校における教育の振興及び健全な発展に資する。				
補助要件	県内私立専修学校を設置・経営する学校法人及び個人であること。				
補助率	定額 (1) 学校割：別に定める額 (2) 生徒割：下記の課程ごとに別に定める額に当該年度の 5 月 1 日現在の在籍生徒数を乗じて得た額 ・ 高等課程（大学入学資格付与学科ならびにそれ以外） ・ 専門課程 ・ 一般課程	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	私立専修学校を設置・経営する学校法人及び個人				
補助対象経費	私立専修学校における教育に係る経常的経費				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 122：学校教育の充実 基本事業 12209：私学教育の振興				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ ☐ 無	有 ・ ☐ 無	有 ・ ☐ 無	☐ 書面 ・ ☐ 実地	—
	概算払（22 年度）		概算払金額割合		決算不用額（22 年度）
	☐ 有 ・ ☐ 無		9/10 以内 ・ 9/10 超		840 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	有 ・ ☐ 無			☐ 有 ・ ☐ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ ☐ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

昭和 50 年に私立学校振興助成法が成立し、私立学校に対する助成措置について法的根拠が整備され、平成 18 年には、教育基本法の改正により、地方公共団体による私立学校教育の振興が明確に位置づけられた。

当該補助制度は、経営に必要な経常経費の一部を補助することにより、経営を安定させ、教育条件の維持・向上を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減するために創設された。

2 交付要領等における規定状況について

意見
● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 ・ 申請取下げ期限が規定されていない。 ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 実績報告書が一部提出期限内に提出されていなかった。
 - ・ 概算払精算書が添付されていなかった。
- 取扱要領では、実績報告書の添付書類として「事業実績書」及び「収支決算見込書」が規定されているが、事業実績書には、在籍生徒数と生徒数に基づく補助金額、交付申請額が記載されているのみであり、また、収支決算見込書には県補助金額、消費支出総額（決算見込額）が記載されているのみとなっている。一部の補助事業者からは、それらにあわせて財務諸表が添付され提出されているが、今後は、すべての補助事業者に対し財務諸表の提出を求めるなど、財務内容・経営内容を客観的に確認できるよう検討されたい。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助金は、経常的経費補助として、人件費、教育研究経費、管理経費、設備費を補助対象としており、教育条件の維持向上を図り、経営の安定性を高めるため、教育環境の整備・充実等に充てられている。

なお、法人運営等については、事務全般を含め、3年に1度立入調査を実施しており、不備があれば指摘し、改善を促している。

補助対象校生徒数

（単位：人）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
高等課程（大学入学資格）	583	538	517
高等課程（その他）	43	43	85
専門課程・一般課程	1,273	1,215	1,332
計	1,899	1,796	1,934

5 斎宮跡体験学習施設維持管理費補助金

担当部 生活・文化部 文化振興室

I 補助金の概要

創設年度	平成 11 年度	22 年度交付額	18, 412, 000 円	補助実施件数	1 件
補助金の目的	「史跡斎宮跡」の保存活用・整備の一環として建設された斎宮跡体験学習施設（いつきのみや歴史体験館）維持管理事業に要する経費を補助金として交付することにより、効果的・効率的な普及・啓発活動を展開する。				
補助要件	特になし				
補助率	別に定める	補助 種別	直接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	明和町				
補助対象経費	斎宮跡体験学習施設の維持管理に要する経費。 ただし、行政財産の使用許可に係る光熱水費（電気料金・水道・ガス料金）及び通信運搬費（電話料金）については、使用者である明和町と按分し、町負担額に相当する部分は対象経費から除く。 (1)町負担電気料金率（％） 当該使用許可面積／当該施設全建物面積×100 (2)町負担水道料金及びガス料金率（％） 当該部分での勤務人数／当該施設の総勤務員数×100 (3)町負担通信運搬費（％） 50				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 131：文化にふれ親しむことができる環境づくり 基本事業 13103：埋蔵文化財の保存・継承・活用				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	—
	概算払（22 年度）		概算払金額割合		決算不用額（22 年度）
	有 ・ 無		9/10 以内 ・ 9/10 超		0 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

史跡の整備・維持管理は、本来、市町村等の管理団体が行うものであるが、史跡斎宮跡は 137ha と広大な面積であることから、昭和 53 年度に県副知事と明和町長との間で覚書「斎宮跡の保存にかかる業務分担について」が交わされ、史跡整備は県が、土地の公有化及び維持管理は町が実施することになった。斎宮跡体験学習施設「いつきのみや歴史体験館」は史跡整備の一環として建設され、平成 11 年に開館した。

しかし、将来的に土地の公有化及びその維持管理費の増加を勘案すると、明和町単独でこれらの経費を負担することは町の財政規模からみて困難であると考えられた。このため、県は土地公有化に係る補助率の上乗せを行ったほか、平成 11 年 9 月に明和町と「いつきのみや歴史体験館」に関する協定を締結して、当該施設を無償貸付し、維持管理について支援するため当該補助制度を創設した。

２ 交付要領等における規定状況について**意見**

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。

３ 補助金交付等の事務手続きについて**意見**

- 交付要領では、補助対象経費は維持管理に要する経費で、光熱水費については一部按分することとなっているが、実際は定額補助となっていることから、要領を見直すなどにより、実態に即した支出方法となるよう検討することが望ましい。
- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 実績報告書において、最終実績額ではなく、当初計画額の支出内容がそのまま事業実績として報告されていた。

４ 補助金の効果・成果の把握について

県では、「いつきのみや歴史体験館」の維持管理を十分に行うことで、来館者に快適に利用してもらうとともに、より充実したサービスの提供、講座や体験事業等の普及・啓発活動の実施にもつながるとしている。また、明和町に対し、施設の維持管理について支援することで、県と町との協働により史跡斎宮跡の保存・活用・継承の実現につなげているとしているが、施設の維持管理以外の効果・成果が明らかとなっていない。

意見

- 施設における効果的・効率的な普及・啓発活動に対し、補助事業がどの程度寄与しているかについて成果指標を設定していない。今後は、維持管理以外の効果・成果が、具体的かつ客観的に把握できるような指標の設定を検討することが望ましい。

6 地域ニーズ対応型職業訓練事業費補助金

担当部 生活・文化部 勤労・雇用支援室

I 補助金の概要

創設年度	平成 21 年度	22 年度交付額	6, 171, 011 円	補助実施件数	1 件
補助金の目的	企業や店舗の進出などに伴う地域の雇用ニーズに対応し、早期の雇用創出につながる訓練を実施（実施を委託する場合を含む。）する市町に訓練経費を助成するとともに、当該訓練を受講する者に対して市町が受講支援のための経費を支出した場合に助成することにより、雇用の拡大を図る。				
補助要件	1. 市町が地域の雇用ニーズに対応して実施する職業訓練事業であること。 2. 実施主体となる市町は、次の要件を満たす地域に存すること。（地域要件） 直近 1 年間の有効求人倍率が継続して概ね 1.0 倍以下、または、直近の有効求人倍率、新規求人倍率のいずれかが 0.5 倍未満である地域。（当該市町を管轄するハローワークにおける数値） 3. 10 人以上の雇用の創出につながる事。なお、雇用期間は原則 1 年以上であること。 4. 国、県等が実施する職業訓練や助成制度の対象とならないこと。				
補助率	10/10 1/2	補助種別	直接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	市町				
補助対象経費	1. 訓練実施に関する経費（補助率 10/10） ・ 直営の場合：講師謝金及び旅費、会場使用料、訓練に使用する機器使用料 ・ 委託の場合：訓練委託料、会場使用料 2. 市町が受講者に対して受講支援のため支出した経費（補助率 1/2） 単価は最低賃金を目安とする				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 212：職業能力の開発と勤労者生活の支援 基本事業 21201：多様な職業能力開発の推進と技能の継承				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	☒ 有 ・ ☐ 無 (23 年度終了)	☒ 有 ・ ☐ 無	☒ 有 ・ ☐ 無	☒ 書面 ・ ☐ 実地	—
	概算払（22 年度）	概算払金額割合		決算不用額（22 年度）	
	☒ 有 ・ ☐ 無	—		3,828,989 円	

効果・成果の把握	成果指標設定	公表（効果・成果等）
	☒ 有 ・ ☐ 無	☒ 有 ・ ☐ 無

地域機関が行う事務	☒ 有 ・ ☐ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル
			—	—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

国や県では離職者向けの職業訓練を多数実施しているが、それらは、地域の個別具体的な雇用ニーズに対応したものではないため、市町がそのニーズに対応した職業訓練を実施する場合に助成を行うことで雇用情勢の回復に資することを目的に当該補助制度が創設された。

平成 21 年度から 3 か年の緊急雇用対策として期間を限定して実施されている。

2 交付要領等における規定状況について

意見
● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 ・ 申請取下げ期限が規定されていない。 ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見
● 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ・ 最終予算額の3割以上が不用額となっていた。

4 補助金の効果・成果の把握について

平成22年度の成果としては、コールセンター業務（電話業務）を担うオペレーターとして働きたい人を対象に必要な基礎技術を習得するための養成講座が開講され、受講者の就職につながった。（事業修了時点で18名が就職）

ただし、当該補助金の交付先は、前年度に引き続き同じ1市のみとなっている。

意見
○ 説明会等により事業の周知に努めているものの、当該補助金の交付先は、平成21年度、22年度とも同じ1市のみとなっていることから、補助要件等の見直し検討や、未実施市町への一層の周知などにより補助効果が高まるよう改善に努められたい。

7 三重県留学生等支援事業補助金

担当部 生活・文化部 国際室

I 補助金の概要

創設年度	平成 12 年度	22 年度交付額	16,830,257 円	補助実施件数	31 件
補助金の目的	「三重県昭和学寮顕彰人材育成基金条例」に基づき、三重県に住所を有する子等のうち、私費で海外の大学等に留学する成績、人物ともに優秀な者に対し奨学金を給付し、次代を担う国際的な感覚と視野に富んだ人材を育成するとともに、県内大学等に留学する成績、人物ともに優秀な外国籍留学生及び看護専門学校等に在籍する成績、人物ともに優秀な外国籍学生に対し奨学金を給付し、本県の教育、文化及び産業の発展、広く多文化共生社会実現に資する。				
補助要件	1. 三重県私費海外留学生奨学金 (1)4 月 1 日現在、1 年以上継続して三重県に住所を有する者の子等、または 1 年以上継続して三重県に住所を有する者 (2)4 月 1 日現在に、40 歳未満であること (3)他機関から給与される奨学金や授業料の全額免除を受けていないこと 等 2. 三重県私費外国人学生奨学金 (1)私費外国人留学生 ア 「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」の在留資格を有する者 イ 三重県内の市町村に外国人登録をしている者 ウ 4 月 1 日現在において 40 歳未満であること 等 (2)医療・看護系外国人学生 ア 外国籍であり、かつ、「出入国管理及び難民認定法」に定める「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格を有し、奨学金の給付を申請する年度の 4 月 1 日現在 1 年以上継続して三重県に住所を有すること等 イ 三重県内の市町に外国人登録をしている者 ウ 奨学金の給付を申請する年度の 4 月 1 日現在において 40 歳未満の者 エ 三重県内の医師・看護師養成機関等の正規課程に在籍し、医師・看護師・准看護師のいずれかの免許の取得が見込まれる者 オ 学業終了後、三重県内の医療機関において、奨学金の受給年数に 1 年を加えた期間以上勤務する意思があること 等				
補助率	年間授業料相当額	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	1. (1)私費留学生 (2)学校間協定留学生 日本国内の大学等に在学し、海外の大学等との学生交流に関する協定に基づいて海外の大学等に私費で留学する者 2. (1)私費外国人留学生 三重県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4 学年以上）（以下「大学等」という。）の正規課程に私費で留学する者 (2)医療・看護系外国人学生 三重県内の大学、看護専門学校、看護短期大学、高等学校衛生看護科、准看護師学校（以下「医師・看護師養成機関等」という。）の正規課程に在籍し、医師・看護師・准看護師のいずれかの免許の取得が見込まれる者				
補助対象経費	1. (1)私費留学生 年間授業料。ただし 120 万円を上限とする。 (2)学校間協定留学生 在籍する国内大学または留学先の海外大学の留学期間の授業料相当額。ただし 84 万円を上限とする。 2. (1)私費外国人留学生 奨学金は、在籍する大学の授業料相当分とし、月額 50,000 円を上限とする。				

	(2)医療・看護系外国人学生 ア 看護師・准看護師をめざす外国人学生 在籍する県内の大学（医学部または看護学部）、看護専門学校、高等学校衛生看護科、准看護師学校の年間授業料等（入学金・実習費を含む）相当額。 60 万円を上限とし、授業料の減免を受ける場合は、減免後の額をもとに決定。 イ 医師をめざす外国人学生 在籍する県内の大学医学部医学科の年間授業料等（入学金・実習費を含む）相当額。 60 万円を上限とし、授業料の減免を受ける場合は、減免後の額をもとに決定。 （ただし、申請年度に入学する場合は、入学金を加えた額を上限とする。）
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 511：多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進 基本事業 51101：多文化共生社会づくりの推進

Ⅱ 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	☒ 有・無	☒ 書面・実地	—
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	☒ 有・無		9/10 以内・ ☒ 9/10 超		1,353,743 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	有・ ☐ 無			☒ 有・無	
地域機関が行う事務	有・ ☐ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

Ⅲ 各視点における監査の結果

1 補助制度について

当該補助制度は、昭和学寮創設の精神を継承し、国際化社会に資する人材を育成する事業に要する経費の財源に充てるために設置された三重県昭和学寮顕彰人材育成基金を財源に、国際化社会に資する県出身者及び県に有用な人材を育成する事業として創設された。

2 交付要領等における規定状況について

概ね適正に処理されていた。

3 補助金交付等の事務手続きについて

概ね適正に処理されていた。

4 補助金の効果・成果の把握について

奨学金受給中の留学生については、就学状況報告等により現況を把握するとともに、在住外国人支援や国際交流に関する企画への参加協力などを依頼しているが、卒業または修了した留学生については、ボランティアでの協力等にとどまっており、これまでその成果を十分生かしきっているとは言えなかった。そこで、現在、過去の奨学金受給者についても人材活用のしくみづくり等の検討に取り組みは始めている。

平成 22 年度奨学金給付実績

1. 海外に留学する日本人留学生 私費留学生：12 名、学校間協定留学生：3 名
2. 私費外国人留学生：16 名

意見
○ これまでの成果を検証するとともに、多文化共生社会づくり、国際交流活動の推進に向け、奨学金受給者の人材活用のしくみづくり等を一層進めることが望ましい。

8 小児科医確保事業補助金

担当部 健康福祉部 医療政策室

I 補助金の概要

創設年度	平成 17 年度	22 年度交付額	5,921,000 円	補助実施件数	3 件
補助金の目的	小児救急輪番制運営事業に参加している病院で、非常勤の小児科医を確保することにより小児の二次救急医療体制の充実を図る。				
補助要件	小児救急輪番制等の当番日に小児科医が当直した場合				
補助率	補助基準額の 1/2 以内	補助種別	直 接 ・ 間 接		
			運営費 ・ 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	小児救急輪番制等に参加する病院の開設者				
補助対象経費	小児救急輪番制等の当番日に小児科医が当直した場合に必要な次に掲げる経費 1. 給与費:非常勤職員給与費 (医師) 2. 報償費: (医師雇上謝金)				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 341: 医療体制の整備 基本事業 34103: 救急・へき地医療体制の整備				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	—
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	有 ・ 無		—		7,813,000 円

効果・成果の把握	成果指標設定		公表 (効果・成果等)	
	有 ・ 無		有 ・ 無	

地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル
			—	—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

小児科医をはじめとする医師不足の深刻化により、地域の小児救急輪番体制の確保が困難な状況となったことから、非常勤医師等を雇用し輪番体制の維持を講じる医療機関を支援することにより、小児救急医療体制の充実を図るため当該補助制度が創設された。

当該補助制度は、小児救急を行う輪番制病院の意向をふまえた補助制度であり、制度の周知は市町担当課長会議等で行うとともに、各二次救急医療機関、病院協会及び各地域の医師会へ直接通知を行うなど、補助金の活用を促している。

2 交付要領等における規定状況について

意見
● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 ・ 申請取下げ期限が規定されていない。 ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 給与費等については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。
 - ・ 最終予算額の5割以上が不用額となっていた。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助制度による支援により小児科非常勤医師等を招へいすることで、各地域における適切な救急搬送の受入先医療機関が確保され、平成22年度の小児の二次救急医療体制が維持されている。

(参考) 平成22年度の輪番当番日の患者数実績

病院名	輪番当番日 小児救急患者数	左記のうち非常勤 医師担当患者数	延べ派遣 医師日数	派遣元
山本総合病院	924 人	86 人	7 日	桑名市民病院
名張市民病院	506 人	68 人	48 日	関西医科大学
松阪中央総合病院	2,857 人	800 人	134 日	三重大学 他

9 福祉活動指導員設置費補助金

担当部 健康福祉部 社会福祉室

I 補助金の概要

創設年度	平成 6 年度	22 年度交付額	41, 620, 000 円	補助実施件数	1 件
補助金の目的	県内における民間社会福祉活動の推進方策について調査、研究及び企画立案を行うほか広報、指導その他の活動に従事する福祉活動指導員に要する経費を補助することにより、三重県社会福祉協議会の推進指導体制を整備し、民間社会福祉活動の充実と発展を図る。				
補助要件	県社協が任用する福祉活動指導員 7 名。 福祉活動指導員は原則、社会福祉士または社会福祉主事の資格を任用資格とするが、これ以外の者については任用協議を必要とする。				
補助率	補助対象経費の 85%	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	社会福祉法人三重県社会福祉協議会				
補助対象経費	三重県社会福祉協議会の給与規定に基づく給料、諸手当及び社会保険料等事業主負担金				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 333：地域とともに進める福祉社会づくり 基本事業 33301：地域福祉活動の推進				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	—
	概算払 (22年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22年度)
	有 ・ 無		9/10以内 ・ 9/10超		0円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

福祉活動指導員設置費については、社会福祉協議会の推進指導体制を整備し、民間社会福祉活動の充実と発展を図ることを目的として、平成5年度まで国庫補助が行われてきたが、6年度から国と県の財政負担の見直しにより一般財源化されたことから、当該補助制度が創設された。

厳しい県の財政状況にも鑑み、平成23年度からは、年度当初の福祉活動指導員の任用状況について、報告形式から協議・承認形式に改め、精査に努めるとともに、これまで補助対象としていた時間外勤務手当については対象外としたところであり、当該補助制度をより適正で効率的な制度とするため、引き続き補助制度の見直しに努めている。

意見

- 当該補助制度は、三重県社会福祉協議会を対象として7名の福祉活動指導員設置に係る人件費のうち85%の補助を行っているが、同協議会の更なる自主財源の確保を促し、引き続き当該補助制度のあり方について、検討を行うことが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 4月1日現在の福祉活動指導員の任用状況の報告の提出を求め、その内容によっては、必要な助言・指導を行ったのちに交付申請を行っているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

三重県社会福祉協議会の福祉活動指導員が、各種の地域社会福祉の増進を図るため、計画の策定や人材の育成等が行われている。

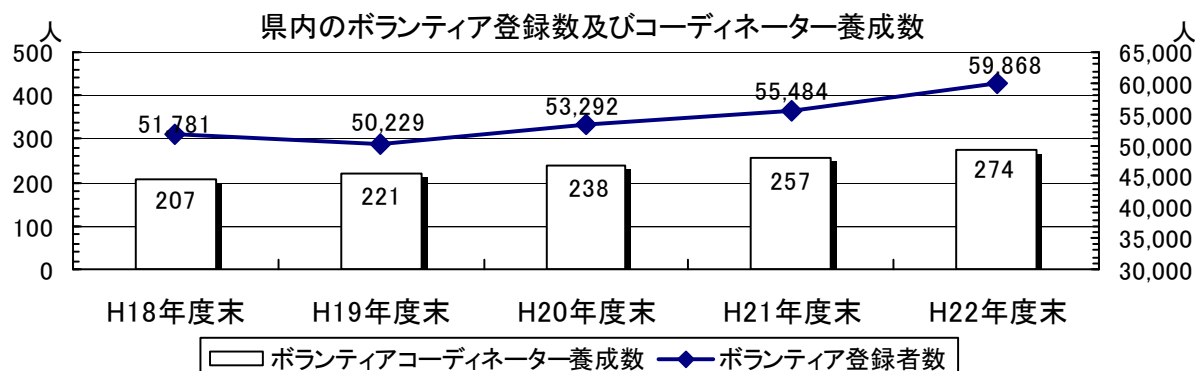
主なものは、

- ・ 「ウェルビーイングみえ 21 プラン」の企画・策定
三重県社会福祉協議会が市町福祉協議会や、民生委員・児童委員、社会福祉施設などと協働して行う、社会福祉全般に係る計画の策定を行った。
- ・ 社会福祉施設経営指導
社会福祉施設に対して経営指導を行い、適正かつ安定的な経営と利用者処遇の向上を図った。

市町の地域福祉計画の策定状況

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
策定市町数	4 市町	1 市町	0 市町	4 市町	1 市町
策定市町数累計	10 市町	11 市町	11 市町	15 市町	16 市町
改定市町数	—	2 市町	1 市町	1 市町	1 市町

- ・ 福祉人材の育成・確保
人材難が続く福祉・介護サービス分野で、無料職業紹介やマッチング支援などを行い、一定の人材確保を図るとともに、研修事業を行い、社会福祉施設職員の資質向上を図った。



10 軽費老人ホーム運営費補助金

担当部 健康福祉部 長寿社会室

I 補助金の概要

創設年度	昭和 52 年度	22 年度交付額	934,709,000 円	補助実施件数	35 件
補助金の目的	自宅での生活が困難な高齢者が「老人福祉法」第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームを低額で利用できるように、施設運営費の一部を補助し、施設の健全な運営を確保する。				
補助要件	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、徴収すべきサービス提供費用の一部を減免した場合にその減免した費用。なお、60 歳未満の入所者については、交付の対象外。				
補助率	補助基準額以内 (補助対象者が市町等の場合は補助基準額の 1/3)	補助種別	直接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	1. 「三重県高齢者福祉計画」内において設置された軽費老人ホーム A 型及びケアハウスを設置する三重県内にある社会福祉法人等 2. 「三重県高齢者福祉計画」内において設置された軽費老人ホーム A 型及びケアハウスを設置する市町、広域連合及び一部事務組合				
補助対象経費	施設を運営するために必要な職員俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等ならびに人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、本部経理区分繰入金に充当する経費。				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 343：高齢者保健福祉の推進 基本事業 34303：在宅生活支援体制の充実				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	2 人
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	有 ・ 無		9/10 以内 ・ 9/10 超		25,475,000 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

当該補助制度は、自宅での生活が困難な低所得者層に属する高齢者が、軽費老人ホームを低額な料金で利用できるようにし、高齢者の福祉の向上を図るため創設された。創設当初は県が軽費老人ホームを運営している法人に補助を行い、国が 1/3 に相当する額を県に対して間接補助していたが、平成 16 年度から一般財源化され、継続して補助が行われている。

2 交付要領等における規定状況について

意見
● 要領第 12 条に規定する実績報告の提出期限では、審査を行い出納閉鎖までに額の確定を行うのは困難であることから、適切な時期に行えるよう提出期限を検討されたい。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 運営経費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。
 - ・ 補助金を3期（1期50%、2期30%、3期20%）に分けて概算払しているが、平成22年度の3期の概算払は3月31日に行われており、同日付で概算払の精算も行っていることから、概算払の効用は少ない。
- 変更交付申請が年度末に集中しており、最終補正等にも間に合わないことから、事業の変更がある場合は、適宜、変更申請等を促すことが望ましい。

4 補助金の効果・成果の把握について

県では、高齢者が自らの収入に応じた利用料負担で入所できる軽費老人ホームは、高齢者の福祉の向上の観点から必要なものであり、軽費老人ホームA型及びケアハウスの事業者が当該補助制度を活用することで、自宅での生活が困難な低所得者層に属する高齢者が低額な料金で施設を利用し、安心して生活できる住まいの確保がなされているとしている。

具体的には、各事業者からの状況報告等から、階層別利用人員の入所状況を確認するとともに、施設が補助金を活用して効果的な運営をし、自宅での生活が困難な高齢者の住まいが確保されているかという観点からも評価を行っている。入所率等から分析すると、当該補助制度により低額の利用料で入所することが可能となることで、高齢者に対する多様な住まいの提供に寄与しているとしている。

平成20年度～22年度までの利用実績

	A 型			ケアハウス		
	定員	実績	入所率	定員	実績	入所率
平成20年度	2,400人	2,281人	95.0%	14,802人	13,902人	93.9%
平成21年度	2,400人	2,292人	95.5%	15,252人	14,122人	92.6%
平成22年度	2,400人	2,308人	96.2%	15,300人	14,304人	93.5%

11 障がい者小規模作業所事業費補助金

担当部 健康福祉部 障害福祉室

I 補助金の概要

創設年度	昭和 53 年度	22 年度交付額	78,097,000 円	補助実施件数	16 件
補助金の目的	就業又は一般企業に雇用されることが困難な障がい者及び社会参加の機会が必要な在宅の障がい者に対し、集団による作業活動・訓練、創作活動、生活交流の場を提供するとともに、生活指導、作業指導等必要な指導支援を行い、障がい者の社会参加の促進及び社会的自立と福祉の向上を図る小規模作業所に対し、経費を支弁する市町に補助を行う。				
補助要件	三重県障がい者小規模作業所設置運営要綱に基づき、市町が設置する障がい者小規模作業所又は当該事業を実施する民間社会福祉団体等に対して、市町が補助を行う事業				
補助率	補助基準額の 1/2 以内	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	1. 障がい者小規模作業所を運営する市町等 2. 民間社会福祉関係団体等が行う障がい者小規模作業所の運営経費を補助する市町等				
補助対象経費	1. 市町等が行う小規模作業所の運営に係る報酬、指導員俸給、諸手当、法定福利費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料、その他小規模作業所の運営管理を行うために必要な経費 2. 市町等が、民間社会福祉関係団体等が行う小規模作業所の運営に対して、支弁する補助金、扶助費				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 344：障がい者保健福祉の推進 基本事業 34402：障がい者福祉サービス提供基盤の整備促進				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定		事前着手	状況報告提出		検査方法	実地検査実施人数
	有・無(23年度終了)		有・無	有・無		書面・実地	—
	概算払(22年度)			概算払金額割合			決算不用額(22年度)
	有・無		9/10以内・9/10超			763,000円	

効果・成果の把握	成果指標設定			公表(効果・成果等)		
	有・無			有・無		

地域機関が行う事務	有・無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル	
			有・無		有・無	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

小規模作業所は、昭和 53 年当時、規模が小さいため法定認可作業所基準には適合しなかったが、障がい者の「地域の中で生活する場」として重要な役割を担っていた。しかし、小規模であるため運営基盤が脆弱で、安定的なサービス提供を図るためには運営上の支援が必要であったため、当該補助制度が創設された。

平成 18 年度の障害者自立支援法の施行以降も、同法による新体系サービス事業所へ移行するまでの過渡期として補助が継続されてきたが、23 年度で終了する。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 補助対象に広域連合（「地方自治法」第284条第3項）が明示されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 一部の地域機関において、市町への内示が遅延しており、要領第4条に規定する交付申請の期限を過ぎていた場合も散見された。
 - ・ 補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 一部の地域機関において、補助事業者からの実績報告書の提出が遅れていた。
 - ・ 運営経費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。

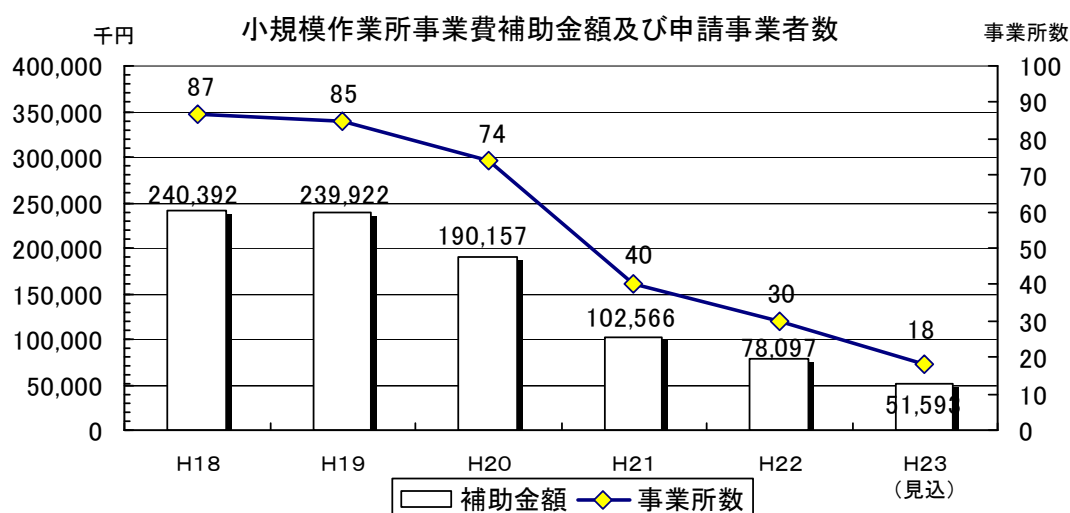
4 補助金の効果・成果の把握について

小規模作業所は、障がいの程度に応じたきめ細やかな作業支援を行っており、これを管轄する市町へ補助を行い、安定運営に資することで、障がい者が安心して日中の社会活動を行い、社会の一員として働く場を提供できることから、基本事業の目的である「障がい者の地域で活動できる環境整備」に貢献している。

また、当該補助金は、障害者自立支援法施行後は、小規模作業所が同法に基づく新体系サービス事業所へ円滑に移行できるまでの過渡的な支援制度として継続されてきた。

このため、各地域機関では、当該補助金による支援から同法の新体系への移行に向けて、現地等を訪問して課題や問題点を共有するとともに、円滑な移行に向けて必要な指導助言を行った。

その結果、小規模作業所の新体系への移行が徐々に進み、当該補助金による申請事業者が年々減少し、平成23年度末で、20人以上の作業所または地域活動支援センター等の新体系サービス事業所へ移行する予定である。



5 地域機関への制度周知や指導について

概ね適正に処理されていた。

12 放課後児童クラブ活動事業費補助金

担当部 健康福祉部 こども未来室

I 補助金の概要

創設年度	平成9年度	22年度交付額	9,432,000円	補助実施件数	11件
補助金の目的	児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブのうち、児童数が国庫補助の基準に満たない小規模な児童クラブの運営を補助し、放課後児童等の健全育成に資するとともに、児童クラブの設置を促進する。				
補助要件	1. 国庫補助金の対象とならない小規模な放課後児童クラブ（放課後児童が5人以上20人未満、年間開設日数200日以上に限る。ただし、開設日数が250日以上の場合は、放課後児童が5人以上10人未満に限る。） 2. 障がい児を3人以上受け入れるクラブ				
補助率	補助基準額の1/2以内	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	市町				
補助対象経費	1. 運営事業費 放課後児童クラブの運営に要する経費（飲食物費を除く） 補助基準限度額：1クラブあたり年額1,118,000円 2. 初度設備加算 放課後児童クラブに必要な備品購入費 補助基準限度額：1クラブあたり250,000円 3. 障がい児受入推進事業 補助基準限度額：1クラブあたり1,472,000円				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策332：子育て環境の整備 基本事業33201：保育・放課後児童対策等の充実				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	—
	概算払（22年度）		概算払金額割合		決算不用額（22年度）
	有 ・ 無		—		818,000円

効果・成果の把握	成果指標設定		公表（効果・成果等）	
	有 ・ 無		有 ・ 無	

地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル
			—	—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通学する児童たちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る施設であり、女性の社会進出の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っているが、国庫補助は一定の児童数のクラブを対象としており、基準に満たない小規模な児童クラブの運営を支援する必要があるため、当該補助制度が創設された。

すべての放課後児童クラブが、一定の基準（国庫補助の採択基準等）に達し、継続して安定的な運営が行えると判断された時に、当該補助制度は終了する予定である。

2 交付要領等における規定状況について

意見
● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 ・ 申請取下げ期限が規定されていない。 ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見
● 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

平成 23 年度に国庫補助の基準を満たす施設は、260 か所となり、前年比 6.6%増加しており、当該補助制度により運営基盤を安定させ、一定の成果がある。

放課後児童クラブの実績

	平成 22 年度	平成 23 年度
国庫補助施設数	244 施設	260 施設
県補助施設数	16 施設	15 施設
未補助施設数	12 施設	7 施設
合 計	272 施設	282 施設

13 家庭支援推進保育事業費補助金

担当部 健康福祉部 こども家庭室

I 補助金の概要

創設年度	昭和 55 年度	22 年度交付額	4,390,000 円	補助実施件数	3 件
補助金の目的	日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮などが必要とされる児童の処遇向上を図ることを目的に、児童を多数受け入れている保育所の保育内容の充実を図るため、保育士の加配等に必要な経費の補助を行う。				
補助要件	1. 加配保育士の配置を行う私立保育所に対して市町が補助を行っていること。 2. 児童の状況や家庭環境について、保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から対象児童を判断していること。 ・保育児童台帳等において、本事業の対象児童である旨を明らかにしておくこと。 ・対象児童の判断に係る書類について整備しておくこと。				
補助率	補助基準額の 1/2 以内	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	加配保育士の配置を行う私立保育所に対して補助を行っている市町				
補助対象経費	家庭支援推進保育事業に必要な経費				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 332：子育て環境の整備 基本事業 33201：保育・放課後児童対策等の充実				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	—
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	有 ・ 無		—		0 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など、保育を行ううえで特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所は、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る必要があるため、家庭支援推進保育事業を実施する私立保育所に補助を行っている市町に対して、交付要領に定められた加配保育士に係る人件費を対象に当該補助金が交付されている。

また、平成17年度から当該補助制度のうち、国庫補助事業分は国から市町村への直接交付金化（次世代育成支援対策交付金）された。平成21年度から、県単独事業分のうち、公立保育所に対する支援は廃止されている。

2 交付要領等における規定状況について

意見
● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 ・ 申請取下げ期限が規定されていない。 ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 人件費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

家庭環境に対する配慮などが必要とされる児童に対して、保育士の加配により、家庭訪問や子育て相談等の支援を行うことで、児童の処遇向上を図り、良好な保育環境の構築につながっている。

補助対象加配保育士及び対象児童数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
加配保育士数	4 名	4 名	4 名
対象児童数	76 名	83 名	82 名

14 ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金

担当部 環境森林部 廃棄物対策室

I 補助金の概要

創設年度	平成 13 年度	22 年度交付額	29,000,000 円	補助実施件数	1 件
補助金の目的	P C B 廃棄物の処理費用負担能力の小さい中小企業を支援するため、独立行政法人環境再生保全機構に設置された P C B 廃棄物処理基金に国とともに拠出し、同基金から中小企業の行う処理費用の一部を補助することで、中小企業の負担を軽減し、P C B 廃棄物の早期処理を図る。				
補助要件	中小企業が、日本環境安全事業株式会社において実施するPCB廃棄物の処理費用				
補助率	10/10	補助種別	直 接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他 (基金造成のための拠出金)		
補助対象者	独立行政法人環境再生保全機構				
補助対象経費	補助対象者の基金の造成に要する経費				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 411：廃棄物対策の推進 基本事業 41102：産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	—
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	有 ・ 無		9/10 以内 ・ 9/10 超		0 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

P C B (ポリ塩化ビフェニル) は昭和 47 年に製造が中止されているが、事業者による保管が長期にわたり、紛失などによる環境汚染が懸念されたため、平成 13 年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、P C B 廃棄物を保管する事業者は平成 28 年 7 月 15 日までに適正に処理することが義務づけられた。

しかし、P C B 廃棄物処理には多額の費用を要するため、国は、日本環境安全事業株式会社 (以下、「J E S C O」という。) を活用して全国的な P C B 廃棄物の処理体制 (拠点的処理施設) の整備を図ることに加え、国及び都道府県の補助により、独立行政法人環境再生保全機構に基金を造成し、中小企業者に対して、処理費用の一部を基金から助成することにより、中小企業者の負担を軽減し、P C B 廃棄物の早期処理の実現を図ることとした。

当該補助金は、基金造成のための拠出金であるが、平成 13 年度から 22 年度までに本県が基金へ拠出を行った額は、既に 2 億 9,000 万円となっている。しかしながら、J E S C O において平成 20 年度から 22 年度までに処理された県内の P C B 廃棄物は、J E S C O 処理対象物 7,020 台 (22 年度末集計) のうち 795 台であり、そのうち補助金を活用して処理されたのは 218 台で、22 年度末における本県分の造成金残高 (利息を含む) は 277,914,974 円となっている。現在、基金の造成に関する具体的な終期は明確になっていないが、国及び各都道府県の補助による基金造成金額が 560 億円に達するまで継続することとなっている。

また、国は、基金創設当初から、各都道府県の拠出金額を人口割りとし、ＰＣＢ廃棄物処理事業の進捗及び助成の対象となる中小企業者のＰＣＢ廃棄物の保有台数等を勘案しつつ、必要な見直しを行うことを表明しているが、現時点では見直しの動向は明らかとなっていない。

意見

- 基金の助成対象者となる中小企業者のＰＣＢ廃棄物の処理が依然として進んでおらず、基金へ拠出した本県分の造成金残高も多額となっていることから、拠出金額の見直しについての検討を国へ要望することが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 全額概算払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

本県のＰＣＢ廃棄物は、ＪＥＳＣＯが全国に５か所整備している広域的なＰＣＢ廃棄物処理施設のうち、愛知県豊田市内に設置された豊田事業所において処理されることになっており、処理が開始されたのは平成２０年度からである。

また、平成２０年度から２２年度までの３年間で、当該補助金を利用して豊田事業所で処理された三重県内のＰＣＢ廃棄物は、豊田事業所に受け入れられているコンデンサ６３６台のうち２１８台にとどまっている。（トランスは未処理）

平成２３年度までは、豊田事業所がある愛知県内のＰＣＢ廃棄物が優先処理されるが、２４年度以降は、三重県内のＰＣＢ廃棄物の受入予定台数が増加される予定であり、２８年７月の処理期限までには完了する見込となっている。

しかし、県内には、県が把握しているＰＣＢ廃棄物７,０２０台以外にもＪＥＳＣＯ処理対象物が約１,０００台あると見込まれており、これらについても平成２８年度の処理期限内に確実に処理されるよう、補助事業者と協議を行い、計画的に処理を進める必要がある。

また、中小企業者等が保管するＰＣＢ廃棄物の適正な処理を推進するため、ＰＣＢ廃棄物専門員等による廃棄物保管事業者への立入調査やパンフレットの送付、すべての市町への個別説明の実施等の取組は行われているものの、引き続き、ＰＣＢ廃棄物保管事業者等への指導等を行っていく必要がある。

・豊田事業所における三重県内の主なP C B廃棄物の処理見通し

		トランス		コンデンサ	
		台数 (台)	進捗率 (%)	台数 (台)	進捗率 (%)
受入状況	平成 20 年度	91	22. 6	105	1. 6
	平成 21 年度	30	7. 4	243	3. 7
	平成 22 年度	38	9. 4	288	4. 4
	合 計	159	39. 5	636	9. 6
処理見通し	平成 23 年度 (見込)	43	10. 7	480	7. 3
	平成 24 年度 (見込)	65	16. 1	1, 800	27. 2
	平成 25 年度 (見込)	65	16. 1	1, 800	27. 2
	平成 26 年度 (見込)	71	17. 6	1, 901	28. 7
	合 計	403	100. 0	6, 617	100. 0

意見

- 豊田事業所に受け入れられた本県のP C B廃棄物台数は、現在のところ、J E S C O処理対象物 7,020 台（平成 22 年度末集計）のうち、795 台にとどまっている。
- 平成 28 年 7 月の処理期限までに、これらについてはすべて処理される予定ではあるものの、未だ県が把握できていないP C B廃棄物もあることから、県内に長期保管されているP C B廃棄物の処理が処理期限までに確実に実施されるよう、補助事業者に強く働きかける必要がある。
- 基金の助成対象者となる中小企業者のP C B廃棄物の保有台数の確実な把握を進めるための取組や、P C B廃棄物の適正な処理を推進するための情報提供及び周知の徹底等の取組について、県としても、一層強化していくことが望ましい。

15 浄化槽設置促進事業補助金

担当部 環境森林部 水質改善室

I 補助金の概要

創設年度	平成元年度	22 年度交付額	361,753,000 円	補助実施件数	21 件
補助金の目的	浄化槽の計画的な整備を促進することにより公共用水域の水質汚濁を防止し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。				
補助要件	対象となる浄化槽の要件 (1) 生物化学的酸素要求量 (BOD) 除去率が 90%以上であって放流水の BOD が 20mg/1 (日間平均値) 以下の機能を有する浄化槽 (2) 高度処理型の浄化槽 (10 人槽まで) ア 放流水の総窒素濃度が 20mg/1 以下又は総磷濃度が 1mg/1 以下の機能を有する窒素又は磷除去型浄化槽 イ BOD 除去率が 97%以上であって放流水の BOD が 5mg/1 (日間平均値) 以下の機能を有する BOD 除去型浄化槽 (50 人槽まで)				
補助率	1/3	補助種別	直接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	市町				
補助対象経費	市町が浄化槽の設置者に対し助成した額。(ただし、人槽区分ごとの基準額等による上限あり。)				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 413：水環境の保全 基本事業 41302：生活排水対策の推進				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ ☒ 無	☒ 有 ・ 無	☒ 有 ・ 無	☒ 書面 ・ ☐ 実地	—
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	有 ・ ☒ 無		—		19,634,000 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	☒ 有 ・ 無			☒ 有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ ☒ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			☒ 有 ・ 無		—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

本県では、より計画的・効率的な生活排水処理施設の整備を行うため、「三重県生活排水処理施設整備計画 (生活排水処理施設アクションプログラム)」に基づき、下水道、集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を市町及び関係部局と連携して推進しており、当該補助制度は、浄化槽の整備を促進するために創設された。

厳しい財政状況の中、より効果的で効率的な生活排水処理施設の整備を推進していくためには、汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合に必要な工事費、撤去費等も補助対象とするなど、個人が行う浄化槽の整備が一層促進されるよう、補助制度について見直していく必要がある。

意見

- 当該補助制度が補助目的を達成するため、生活排水処理施設の整備により一層貢献し、効果的かつ効率的なものとなるよう、補助対象等の見直しについて検討することが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

意見
● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 ・ 申請取下げ期限が規定されていない。 ・ 補助事業により設置した浄化槽の管理、処分に関する規定が不十分である。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見
● 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 ・ 一部の交付申請書が期限内に提出されていなかった。 ・ 市町が補助した個々の浄化槽について「浄化槽維持管理状況報告書」により維持管理の事後確認を市町に求めているが、管理が不十分なものがあつた。 ・ 浄化槽設置費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助制度は、生活排水処理施設アクションプログラムの推進施策の一環として実施されていることから、このプログラムの指標である「生活排水処理施設の整備率」が成果指標として設定されている。

平成22年度末の「生活排水処理施設の整備率」は78.0%で、21年度末の76.5%から1.5ポイント上昇しており、このうち浄化槽設置整備事業による整備率の上昇分は0.5ポイントを占めている。当該補助制度により、平成22年度は21市町において2,920基の浄化槽が整備されており、整備率の上昇に寄与していると言えるが、整備率の全国平均（22年度末で86.9%）に比べれば未だに低い状況にある。

本県は、東紀州地域をはじめとして山間地域や家屋が散在する地域が多く、生活排水処理施設の整備手法としては、下水道整備が非効率的な場合もある一方で、浄化槽設置は極めて短期かつ比較的安価に整備できる有効な手法であることから、今後も、市町と連携しながら当該補助制度の普及啓発を行い、より一層浄化槽による生活排水処理施設の整備推進を図っていくことが望ましい。

・生活排水処理施設の整備率の状況

	平成21年度		平成22年度		増 減	
	三重県	全 国	三重県	全 国	三重県	全 国
生活排水処理施設の整備率	76.5%	85.7%	78.0%	86.9%	+1.5	+1.2
うち浄化槽設置整備事業による整備率	11.8%	4.3%	12.3%	4.3%	+0.5	±0

意見
○ 当該補助制度の成果指標として「生活排水処理施設の整備率」を設定している。平成22年度は78.0%と、目標値である76.5%を達成しているが、全国平均86.9%と比較すると、未だ低い状況である。 整備率の低い市町において、浄化槽の設置を促進することは、費用面や工期の面からも有効な生活排水処理施設の整備手法であるので、今後も市町と連携し、当該補助事業をより効果的かつ効率的に推進することにより、補助目的の達成に努めることが望ましい。

16 がんばる三重の林業創出事業費補助金

担当部 環境森林部 森林・林業経営室

I 補助金の概要

創設年度	平成 21 年度	22 年度交付額	80,722,483 円	補助実施件数	13 件
補助金の目的	木材価格の長期的な低迷から、林業採算性の悪化により林業経営意欲が低下し、生産活動が停滞するとともに適正に管理されない森林が増加している。一方で、県産材の需給量は減少が続く中、近年の木材需要が合板用材やチップ用材などの大ロット化へ変化していることから、大ロット需要に対応する安定した生産供給体制の整備が急務となっている。このようなことから、県産材の増産を図るとともに、柱材に加え、合板用材やチップ用材などに多段階に利用する「木材のカスケード利用」を進めるため、森林の団地化・施業の集約化により、作業路の整備や高性能林業機械の導入を進めることで低コスト化を図り、安定的な生産供給体制の整備を推進する。				
補助要件	事業を実施しようとする森林組合、素材生産事業体、木材加工事業体等は、地域林業活性化協議会を設置すること。 地域林業活性化協議会は、がんばる林業合理化計画を作成し、環境森林部長の認定を受けること。				
補助率	1. 団地化推進事業：事業費の 1/2 以内 2. 人材育成事業：事業費の 1/2 以内 3. 選別及び仕分け合理化事業：1,100 円/㎡(定額) 4. カスケード利用材直送推進事業：700 円～1,000 円/㎡(定額) 5. カスケード利用材生産促進事業：事業費の 1/2 以内（一部、他の事業を併用する場合、その補助と併せて 10/10 以内) 6. 高性能林業機械導入推進事業：事業費の 1/2 以内 7. 森林組合・事業体連携強化事業：事業費の 1/2 以内（一部、800 円/㎡（定額）) 8. チップ化施設整備事業：事業費の 2/10 以内（一部、他の事業を併用する場合は、その補助と併せて 7/10 以内)	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	○1. 団地化推進事業、3. 選別及び仕分け合理化事業、4. カスケード利用材直送推進事業、5. カスケード利用材生産促進事業、6. 高性能林業機械導入推進事業、7. 森林組合・事業体連携強化事業：森林組合、素材生産事業体、木材加工事業体等で設置した協議会 ○2. 人材育成事業：三重県森林組合連合会 ○8. チップ化施設整備事業：市町、森林組合等林業事業体、三重県森林組合連合会又は林業者等の組織する団体				
補助対象経費	1. 団地化推進事業：賃金、印刷費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、報償費 2. 人材育成事業：賃金、印刷費、会議費、旅費、通信運搬費、報償費、役務費 3. 選別及び仕分け合理化事業：人件費、賃金、その他 4. カスケード利用材直送推進事業（直送材に係る搬出経費）：運搬費 5. カスケード利用材生産促進事業（山土場、作業道整備に係る経費）：整備費 6. 高性能林業機械導入推進事業：機械リース料 7. 森林組合・事業体連携強化事業：運搬費、報償費、旅費、機械の経費、燃料費、消耗品費 8. チップ化施設整備事業：整備費				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 225：安心して使える県産材等の提供 基本事業 22501：県産材等の安定供給の推進				

Ⅱ 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	☒ 有・ ☐ 無	☒ 有・ ☐ 無	☒ 有・ ☐ 無	書面・ ☒ 実地	2人
	概算払（22年度）		概算払金額割合		決算不用額（22年度）
	☒ 有・ ☐ 無		9/10 以内・ ☒ 9/10 超		269,517 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	☒ 有・ ☐ 無			☒ 有・ ☐ 無	

地域機関が行う事務	☒ 有・ ☐ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル
			☒ 有・ ☐ 無	☒ 有・ ☐ 無

Ⅲ 各視点における監査の結果

1 補助制度について

本県は、尾鷲ヒノキ等の優良木材生産地として全国的に認知されていたことにより、木材単価が高い時代は林家、素材生産業者、市場、製材業者などの間で小規模、多段階の流通が成り立っていたが、優良材需要の減少や木材価格の下落により、三重県の木材流通は全国的にも遅れたものとなっていた。近年、40年生以上の樹木が増え、利用価値が増加したこともあり、国産材の需要構造の変化に対応し県産材を安定的に供給できる体制を構築する必要性が生じていたことから、当該補助制度が創設された。なお、当該補助事業については、平成21年度から25年度までの5か年間の目標を立てて取り組むこととしている。

「三重の森林づくり基本計画」では、「県産材の素材生産量」の平成22年度目標値を324,000 m³として、「三重の木」認証制度や東京での販路拡大等に取り組んできたが、リーマンショック以降の経済不況の影響が大きく、実績は239,000 m³（73.5%）となり、目標との乖離が大きい状況にある。

「県産材の素材生産量」の目標を達成するには「伐り捨て間伐」から「搬出間伐」への転換を進める必要があることから、間伐材等の搬出量を増加させるため、県では施業地の集約化と作業道の開設を進める「がんばる三重の林業創出事業」に取り組み、平成22年度には、「県産材の素材生産量」の実績値の12.5%にあたる29,965 m³の素材が搬出された。

一方、国が策定した「森林・林業再生プラン」では、10年後に国産材自給率を50%にするという目標が示され、この目標達成に向け、森林・林業施策が大きく転換される。県ではこれに対応して、「素材生産量」の更なる増加をめざし、平成23年度に行う計画の見直しにおいて、新たな目標値の設定と、その目標達成に向けた方策を示すこととしている。

意見

○ 当該補助制度は、一定の成果（団地数や集約化による直送量の増加等）を挙げているが、県産材に係るコストの平均単価は約12,000円/m³であるのに対し、先進地である東北や九州では約8,000円/m³でかなり乖離している。

今後も引き続き、当該補助事業も含めた支援策について、市場の動向、国や他県の支援策等も勘案し、木材生産の低コスト化、木材利用の拡大、県産材のブランド化など多面的角度から、より効果のあるかたちでの見直しについて検討することが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 一部の地域機関及び本庁において、補助事業者への内示文書に補助金交付申請の提出期限が明示されていないかった。
 - ・ 一部の地域機関において、補助事業者から提出された補助金変更申請書に添付すべき変更理由書が添付されていないかった。
 - ・ 一部の地域機関及び本庁において、補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていないかった。
 - ・ 一部の地域機関において、事業実施要領第 18 で定めた事務所長から部長への「事業成績書」が提出期限内に提出されていないかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

「森林の団地数」と「集約化による原木の直送量」を成果指標として定め、年度途中と年度末に各地域機関を通じ、補助事業者から随時の林業普及活動、協議会との情報交換や実績報告書等により進捗状況を把握している。

- ・ 森林の団地数

平成 21 年度：目標 20 団地 実績 48 団地

平成 22 年度：目標 25 団地 実績 28 団地

- ・ 集約化による原木（B 材、C 材）※の直送量

平成 21 年度：目標 3,800 m³ 実績 7,249 m³

平成 22 年度：目標 12,200 m³ 実績 13,465 m³

※ がんばる三重の林業創出事業は、木材を、柱材に加え合板用材やチップ用材等として多段階に利用し、県産材の増産を図ることを目的に、森林の団地化、作業道の整備等を行い低コスト化を図り安定的な生産供給体制の整備を推進するものであることから、A 材は助成対象外としている。

A 材・・・主に柱材に加工される木材。

B 材・・・主に合板や集成材に加工される木材。

C 材・・・主にチップに加工される木材。

5 地域機関への制度周知や指導について

意見

- 事務処理マニュアル（Q&A）が作成されているが、地域機関において制度解釈に苦慮しているところがあったため、今後、適正な事務処理に向け地域機関の指導を行うとともに、適切かつ効果的な運用に向け、事務処理マニュアル（Q&A）の充実等に努められたい。

17 運輸事業振興助成交付金

担当部 農水商工部 農水商工総務室

I 補助金の概要

創設年度	昭和 51 年度	22 年度交付額	558,867,000 円	補助実施件数	2 件
補助金の目的	社会経済や県民生活において重要な役割を担う、運輸業界の健全な育成や環境問題への対応等が求められている中で、バス事業者またはトラック事業者によって構成される県内の公益法人に対して助成を行い、トラックやバスという公共性の高い輸送手段の安全性やサービスの向上、環境問題への対応等を促進するとともに、中小企業が事業活動の維持・発展に必要な経営基盤を確保・確立できるようにする。				
補助要件	事業計画は、知事が交付決定するまでに中部運輸局長の承認を受けなければならない。				
補助率	定額	補助種別	直接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	バス事業者またはトラック事業者によって構成される県内の公益法人				
補助対象経費	自治事務次官通知「運輸事業振興助成交付金の交付について」（昭和 51 年 11 月 8 日付け自治府第 112 号）に定めた次の事業 (1) 震災等災害発生時における緊急物資輸送体制の整備、安全運行の確保等交通安全対策及び自動車交通公害対策に関する事業 (2) バスターミナル、トラックターミナル、共同輸送サービスセンター、配送センター、バス停留所の上屋等各種共同施設の整備・運営に関する事業 (3) バスの乗継機能の強化、トラック輸送情報システムの整備等輸送サービスの改善、その他公共の利便の増進に資するための事業及びバス事業者が行うこれらの事業に対する助成 (4) 運転者、乗務員のための共同休憩所施設及び共同福利厚生施設の整備運営に関する事業 (5) 車両等の買替、物流施設の整備、バス事業の経営基盤の安全確保等に要する費用に係る融資を円滑にするための基金の造成 (6) バス事業者又はトラック事業者によって構成される全国を単位とする公益法人が行うこれらの事業（(2) を除く）に対する出捐				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 232：活力ある地域産業の振興 基本事業 23205：経営基盤の強化				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	—
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	有 ・ 無		9/10 以内 ・ 9/10 超		0 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

当該補助制度は、昭和 51 年度に軽油引取税 (都道府県税) の暫定税率が引き上げられた際、軽油を大量に使う運送業者への配慮から自治事務次官通知 (当時) により、国が都道府県に要望し導入された制度で、当初、通知では、2 年間の時限的な措置として創設され、以降、制度の延長を繰り返して現在にいたっている。

県は、国の普通交付税措置を受け、自治事務次官通知で定められた交付金の対象者、対象事業、交付金の積算基準、交付時期等に基づき、「運輸事業振興助成交付金交付要領」で具体的な事務手続きについて定め運用している。

昨今の財政状況が厳しい中、国の事業仕分けや県の包括外部監査等で、制度のあり方（全国を構成単位とする公益法人への出捐に対する助成や交付税措置に基づく助成措置の自主性確保等）についてさまざまな意見が出されている。

このような状況の中、県は、国の動向を注視するとともに、毎年、予算策定時に全国都道府県の実施状況を調査し、次年度の交付額（全額か削減）を決定している。県は、全額を交付しているが、全国の都道府県では削減を行っているところもある。

なお、平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日）では、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税に関して、「運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め継続します。なお、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等を受け所要の措置を講じます。」と報告され、平成23年8月30日に「運輸事業の振興の助成に関する法律」が公布され、9月30日から施行されることとなり、政令等により交付金の算定や使途の基準等が示される予定である。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
- 実績報告書に基づき、書面で検査を行っているが、当該交付金を受け、その構成事業者への多岐・多額の助成に利用されていることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。
- 自治事務次官通知では交付の時期を、原則9月と3月にそれぞれ交付金の1/2を交付するものと定めているが、本県では2件の補助事業者に対し、いずれも1回目に1/2以上を支払っているものの、その内容、理由について精査していない。支出している交付金は多額であり、県の財産の適正な管理という観点から、概算払の時期や額について、精査・検討されたい。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助制度においては、補助事業者から構成事業者に対して施設整備、車両購入や人材育成等、多岐・多額の助成が行われている。県では、実績報告書に基づき年度単位でそれらの数量、経費、実施期間等は確認しているが、充足度や達成度等を把握していない。

意見

- 交付金の定量的効果（充足度や達成度等）を把握していないので、把握方法について検討することが望ましい。

18 多品目適量産地育成事業費補助金	担当部 農水商工部 農畜産室
--------------------	----------------

I 補助金の概要

創設年度	平成 21 年度	22 年度交付額	9,814,000 円	補助実施件数	9 件
補助金の目的	県内において多品目適量産地の育成をめざした、「みえの安全・安心農業」の実践プログラムの策定活動とその実践活動を支援することにより、県民（消費者）とともに支え合う地域密着型のモデル産地を育成し、三重県型C S A（消費者に支持される農業）の普及啓発及び実践を推進する。				
補助要件	安全・安心農業を実践して、商品力、販売力強化、経営力の向上を図るためのアイデアやプランをまとめた「みえの安全・安心農業実践プログラム」を策定し、知事の認定を受けること。				
補助率	1/2 以内 上限（1 事業主体あたり） ・ 1 年目 3,000 千円 ・ 2 年目（継続する場合）1,500 千円	補助種別	直接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	事業の実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有する以下の団体とし、受益者は3 戸以上とする。ただし、受益者の中に 2 戸以上の農家が参加していること。 (1) 農業協同組合 (2) 農事組合法人 (3) 農事組合法人以外の農業生産法人 (4) 特定農業団体 (5) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、農地の利用権を有する者を含み、「みえの安全・安心農業」の実践（産地育成）プログラム認定委員会が適当と認めた団体。）				
補助対象経費	1. 「みえの安全・安心農業」の実践（産地育成）プログラム（(1) G A P の導入、(2) 持続可能性・永続性確保のための生産方式改善、(3) 生産品目・生産量拡大計画、(4) インショップ、農場開放等県民とのコミュニケーション手法、(5) 価格形成のプロセス等）を実践するために要する経費 2. 機械施設等の整備に要する経費				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 221：安全で安心な農産物の安定的な提供 基本事業 22102：消費者ニーズに応えた農畜産物の安定供給				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定		事前着手		状況報告提出		検査方法		実地検査実施人数	
	☐ 有	・ 無(22年度終了)	☐ 有	・ ☐ 無	☐	☐ 有	・ 無	書面	・ ☐ 実地	2人
	概算払（22年度）			概算払金額割合				決算不用額（22年度）		
	☐	☐ 有	・ 無	9/10 以内			・ ☐ 9/10 超	470,000 円		

効果・成果の把握	成果指標設定				公表（効果・成果等）				
	☐ 有				・ ☐ 無	☐ 有			

地域機関が行う事務	☐ 有	・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議			事務マニュアル	
				☐	☐ 有	・ 無	☐ 有	・ ☐ 無

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

当該補助制度は、産地直結型の農産物供給体制への消費者からのニーズにより、各地域で直売所等が設置されたことを背景に、取扱品目の増加など更なる消費者の要望への対応、直売施設の拡充等、及び産地規模・栽培品目の増加・食料自給率の向上を目的として創設された。

平成 22 年度末で、一旦事業を終了し、23 年度に過去 2 か年の事業成果や社会情勢、県民ニーズの状況も勘案したうえで、他補助金と統合してリニューアルされている。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 交付要領等において、補助対象経費が明確にされていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 一部の地域機関において、要領第6条に規定する補助事業者からの補助事業等状況報告書が、未提出または期限内に提出されていなかった。
 - ・ 3月に全額概算払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

補助事業者において、生産方式の改善、GAP手法（注）の導入、生産品目・生産量の拡大のための視察、研修会、イベントの開催等に取り組んだ結果、生産・販売力の強化、消費者とのコミュニケーションの強化が進んでいる。

県は、補助金独自の成果指標を設定していないが、受益事業者の販売実績や販売商品点数等の実績数値の変化を確認し、成果の把握に努めている。

※事業受益事業者の変化

- ・ 販売実績 …… 平成21年度末 26億1,824万円 → 22年度末 28億1,443万円
- ・ 出荷会員数 …… 平成21年度末 1,689人 → 22年度末 1,796人
- ・ 販売商品点数 …… 平成21年度末 46,140点 → 22年度末 53,420点

※県全体の変化

- ・ 産直、青空市設置数 平成21年度末 208か所 → 22年度末 223か所

（注）GAP手法… 農業生産工程管理(Good Agricultural Practice)のこと。農業生産現場において、生産者自らが農産物の安全確保、農産物の品質向上、環境保全、労働安全の確保等を達成するために、一連の生産工程を管理するプロセスチェック手法のことをいう。

5 地域機関への制度周知や指導について

意見

- 各地域機関で指導、監督の状況に差異があるので、指導、監督を行うにあたり必要とする事項等を定め、一定の指導水準が確保できるようにしておくことが望ましい。

19 農山漁村再生モデル支援事業費補助金

担当部 農水商工部 農山漁村室

I 補助金の概要

創設年度	平成 19 年度	22 年度交付額	3,000,000 円	補助実施件数	5 件
補助金の目的	人口減少が加速する農山漁村において、地域住民の力だけで集落を維持するのは困難であり、都市との交流・共生が必要とされている。一方、都市側においても農山漁村で過ごしたいとのニーズが高まっている。 そのため、農山漁村の魅力や地域資源を活用した都市との交流・共生を通じ、農山漁村を再生することを目的とする持続的な活動のために創意工夫された先進的又はモデル的な取組を支援する。				
補助要件	農山漁村再生モデル支援事業実施計画を策定し、承認されること。				
補助率	1. 地域連携推進事業：1/2 以内 2. 資源利活用簡易整備事業：1/3 以内	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	市町、農業協同組合、土地改良区、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合、農林漁業者等が組織する団体、地方公共団体等が出資する法人				
補助対象経費	1. 地域連携推進事業 (1) 地域連携体制整備事業：多様な関係者が参画し、農山漁村の再生に向けた自発的で持続的な活動につながるよう位置づけられた取組を行うための地域連携体制の整備に関する取組 (2) 農山漁村再生推進事業：多様な関係者が参画した地域連携体制の協力のもとに行う農山漁村の再生のための持続的な活動につながるよう位置づけられた次の取組 ア 地域資源の発掘・再評価・活用 イ 受入体制の整備 ウ 交流イベント等の開催 エ 情報発信機能の強化 ：報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、保険料、負担金、その他 2. 資源利活用簡易整備事業 農山漁村地域の遊休農地、空き家、古民家、廃屋等を活用し、農山漁村を再生するための持続的な活動を実施するために必要となる簡易な条件整備に関する取組（農林漁業体験民宿の開業における旅館業法や食品衛生法による営業許可を取得するために必要な改修及び備品購入に係る経費等）：委託料、備品購入費、工事費、その他				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 532：元気で魅力ある農山漁村づくり 基本事業 53202：都市との交流・共生による元気なむらづくり				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定		事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・無(22年度終了)		有・無	有・無	書面・実地	2人
	概算払(22年度)		概算払金額割合		決算不用額(22年度)	
	有・無		9/10以内・9/10超		0円	

効果・成果の把握	成果指標設定		公表(効果・成果等)	
	有・無		有・無	

地域機関が行う事務	有・無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル
			有・無	有・無

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

人口減少が加速する農山漁村地域においては、地域住民の力だけで集落を維持するのは困難であり、都市との交流・共生が必要とされている。

一方、都市側においても、団塊の世代の大量退職を前に、農山漁村で余暇・休暇を過ごしたいと

のニーズが高まっている。

そこで、県では、農山漁村が有する多面的機能や、直面する課題なども含め、交流情報を広く発信し、「三重の田舎ファン」を増やすとともに、都市との交流により農山漁村を再生しようとする市町や地域を支援して、遊休資源のリニューアルや地域の推進体制づくりをして次世代へ継承することとし、そのための支援策として、当該補助制度が創設された。

当該補助金はソフト事業及びセミハード事業（簡易施設整備事業）を対象とし、要望があっても国の補助事業等では支援されない、隙間を埋めるような補助金としての位置づけで創設されたものである。

なお、当該補助事業の最終年度である平成 22 年度に今後のあり方について検討が行われた結果、23 年度から国が実施する「豊かな地域資源を活かし、集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を直接支援する『食と地域の交流促進対策交付金』」が創設され、事業内容の多くが重複することから、当該補助金は廃止された。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 交付申請書提出期限が規定されていない。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 一部の地域機関において、要領第 7 条に規定する補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 一部の地域機関において、年度末に全額概算払を行っていたが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助事業は、農山漁村を再生することを目的とする持続的な活動のために創意工夫された先進的またはモデル的な取組を支援するものであるため、多種多様な事業が行われており、統一した成果指標は設定されていない。

しかしながら、過年度に補助した案件も含め、随時、本庁及び各地域機関が現場確認を行ったり、市町等関係機関との情報交換を行ったりするほか、実績報告書等により効果・成果の把握に努めている。

平成 22 年度は、以下のような取組を支援することにより、農山漁村の魅力や地域資源を活用した都市との交流・共生が図られている。

いなべ市： そばまつりの開催で約 1 万人を集客し、「いなべの蕎麦」ファン拡大を図った。

伊賀市： 地域資源として定着しつつある「菜の花」を活用して、農村景観と地域食材をいかした都市農村交流事業を推進した。

大台町(2地区)： 地区の景観を活用した地域づくり及び熊野古道客等の交流人口の増加を図った。

玉城町： 遊休農地を活用して遊休鉄骨ハウス 2 棟を移設し、直売所への農産物の安定供給を図った。

尾鷲市： 滞在型グリーンツーリズム事業を展開するための「滞在型体験プログラム」の開発等をした。

5 地域機関への制度周知や指導について**意見**

- 状況報告、概算払、完了検査において、各地域機関での取扱いに差異が見られたため、当該補助金に限らず、各地域機関に手引き等に基づく取扱いを徹底させるなど、担当国会議や研修等を通じて定期的に周知を図られたい。

20 みえの真珠養殖再生支援交付金

担当部 農水商工部 水産資源室

I 補助金の概要

創設年度	平成 22 年度	22 年度交付額	50, 152, 000 円	補助実施件数	1 件
補助金の目的	三重県真珠養殖連絡協議会（県内の 7 真珠養殖漁協で構成）、関係市町（志摩市、南伊勢町）、県、(財)三重県水産振興事業団で構成する「みえの真珠養殖再生支援協議会」に交付金を交付し、基金を創設し、真珠養殖再生のための各種支援事業を行う。				
補助要件	特になし				
補助率	定額	補助種別	直 接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	みえの真珠養殖再生支援協議会				
補助対象経費	1. みえの真珠養殖再生支援対策実施要領第 4 の 2 の (1) に基づき協議会が行う支援事業に要する経費 2. 協議会運営事業の経費に充てるために要する経費 共済費（社会保険料）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食料費、印刷製本費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 226：安全で安心な水産物の安定的な提供 基本事業 22601：水産資源の持続的利用と安全・安心の確保				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	2 人
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	有 ・ 無		9/10 以内 ・ 9/10 超		0 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

真珠共販や調整保管に必要な資金を借り入れる際の債務保証を行うことを目的に、漁協等からの拠出金や国・県からの補助・出捐を受け設立された財団法人全国真珠信用保証基金協会（以下、協会）は、昨今の低金利や真珠の需要減少から存在意義が低下し、平成 21 年 4 月に解散した。

協会の残余財産については、農林水産大臣の許可後、設立当時補助した国及び三重県ほか 4 県、協会と類似の目的を持つ全国真珠養殖漁業協同組合連合会等に寄附されることが決定され、本県への寄附は、協会設立当初に本県が補助した額に相当する 50, 152 千円とされる予定であった。

本県では、寄附金をもとに、みえの真珠養殖再生支援協議会（三重県真珠養殖連絡協議会と関係市町、県、財団法人三重県水産振興事業団により構成、事務局は当該事業団と県）に交付金を交付し、基金を創設し、概ね 10 年程度、真珠のための各種支援事業を行うこととした。

その後、一部団体が公益法人でないことから寄附対象となる類似団体とは認められないことが判明し、農林水産大臣の許可が遅れ、最終的には、国及び各県からの補助金相当額を差し引いた後の残余財産を各真珠養殖漁協別の共販実績に応じて按分し、真珠養殖漁協が所在する各県あて配分されることとなり、本県では平成 22 年 12 月に寄附金（274, 368 千円）を受け入れた。ただし、平成 22 年度は当初予算どおり「みえの真珠養殖再生支援事業」として 50, 152 千円で事業を実施した。

寄附増額分 224, 216 千円は、原資が協会設立以前に各真珠養殖漁協から拠出した調整保管真珠の販売利益及び運用益であることから、県は平成 23 年度当初予算で「みえの真珠養殖振興支援事業費」として計上した。現在、みえの真珠養殖再生支援協議会は、県から同額の交付金を受け、基金による各種事業を進めるため、10 年間の事業計画の検討をしているところである。

県は、交付先である協議会に、支援事業及び協議会運営事業の事業計画、実績報告、基金の資金管理報告等を求め、協議会の適切かつ適正な事業の実施を促すなどしている。

なお、費用対効果等の観点から、交付金の条件として、協議会運営事業費は各年度の支援事業費の 15%以内で県の承認を受けた範囲内の額としている。

2 交付要領等における規定状況について

意見
● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 ・ 申請取下げ期限が規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見
● 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ・ 実施要領で定めた、業務方法書の承認（変更）申請及び事業計画書の承認（変更）申請が提出されていないほか、資金管理状況報告書の承認がされていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

毎年度当初の協議会総会において作成される事業計画及び前年度実績報告について、県への提出を求め、内容を確認しており、効果・成果についてもそれらの報告で確認している。

制度創設後間もなく、経済状況が厳しい中、成果・効果は顕著に見られないが、真珠の品質向上や安定供給に向け、その基盤構築のきっかけとなっている。

【補助事業者による平成 22 年度の取組状況】

真珠品質の向上のため、支援事業により、県水産研究所に委託を行い、母貝へ細胞を提供するピース貝の優劣等について調査・研究を行った。一部、成果はあったものの解明できない部分も多いことから、今後も継続することとしている。

また、三重県真珠養殖連絡協議会が、一定品質以下の真珠を集荷し、市場への流通を防止する取組や漁場環境の自動観測を行う機器(自動観測ブイ)のシステム変更によって、養殖業者が必要とする漁場環境データを提供する取組について、補助を行うことにより、真珠品質向上のための取組を進めている。

21 漁業就業研修支援事業費補助金

担当部 農水商工部 水産経営室

I 補助金の概要

創設年度	平成 20 年度	22 年度交付額	9,828,000 円	補助実施件数	10 件
補助金の目的	新規就業希望者に研修支援費を助成し、就業から一定所得が得られるまでの収入空白期間の支援を行うことにより、スムーズな就業を促進する。				
補助要件	1. 16 歳以上の漁業就業を希望する者が、3 か月以上 10 か月以内の漁業技術の習得を目的とした長期漁業技術研修を受講すること。 2. 研修生との同意に基づく労働契約書もしくは研修条件確認書を作成すること。 3. 事業実施主体は、漁業就業環境の整備に努めること。				
補助率	定額	補助種別	直接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	漁業協同組合又は漁業を営む事業主（法人、個人）				
補助対象経費	長期漁業技術研修受講時に係る研修支援費				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 226：安全で安心な水産物の安定的な提供 基本事業 22602：水産経営基盤の確保・充実				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定		事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・無(23年度終了)		有・無	有・無	書面・実地	2人
	概算払(22年度)		概算払金額割合		決算不用額(22年度)	
	有・無		—		0円	

効果・成果の把握	成果指標設定		公表(効果・成果等)	
	有・無		有・無	

地域機関が行う事務	有・無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル
			有・無	—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

リーマンショック以降の経済悪化に伴う派遣切り等失業者の急増に相応して、第 1 次産業への就業希望者からの就業に関する問い合わせが急増したことから、就業希望者を対象として失業期間中の収入空白期間の支援を行うことにより、高齢化や後継者不足に悩む水産業界における担い手確保を目的として当該補助制度が創設された。

平成 21 年度から 3 か年の緊急経済対策として位置づけられた事業であり、23 年度が最終年度となっている。

2 交付要領等における規定状況について

意見
● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 ・ 申請取下げ期限が規定されていない。 ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
- 予算措置や対象研修期間の関係でやむを得ない状況であったため、追加募集期間が10日間しか確保されていなかった。県民に広く呼びかけ事業を実施する場合は、公平性の確保の観点から、可能な限り募集期間を確保するよう努める必要がある。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助事業により、研修を受けた者（平成21年度：19名、22年度：21名、23年度：18名予定）のうち県内漁業に29名が新規に就業（5名は研修継続中）し、定着率は、当初予定した2倍程度のほぼ100%に達している。

さらに、他の後継者対策関連事業（①漁業研修生募集PR広報事業 ②漁業体験研修実施支援事業等）との連携により、平成22年度新規就業者数が昨年度の約2倍の62名（21年度は37名）となっている。

成果指標は設定していないが、研修終了後の漁業就業者数を実績数値として直接確認している。

就業後も、本庁職員や地域機関の水産普及指導員が、研修受講修了生と面談を行うなどし、相談・指導に応じるとともに、今後の施策の参考としている。

22 中小企業の市場化支援事業費補助金

担当部 農水商工部 商工振興室

I 補助金の概要

創設年度	平成 22 年度	22 年度交付額	16, 521, 070 円	補助実施件数	11 件
補助金の目的	1. 国内販路開拓分 中小企業者が自社の強みを活用した新たな販路開拓のために取り組むマーケティング調査、展示会等の出展について必要な経費の一部を補助することにより、中小企業の活性化を図る。 2. 海外販路開拓分 海外市場における販路開拓や取引の促進を図るため、海外で開催される見本市等への出展、商談会等への参加を積極的に支援することにより、マーケティング能力や販売力の強化など、県内中小企業等の活性化を図る。				
補助要件	「中小企業の市場化支援事業計画書」を提出し、知事の承認を受けること。				
補助率	1/2 以内	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	1. 国内販路開拓分 中小企業者（「中小企業基本法」第 2 条第 1 項に規定するもの）、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合、有限責任事業組合 2. 海外販路開拓分 中小企業者（「中小企業基本法」第 2 条第 1 項に規定するもの）、製造業に属する企業で資本の額又は出資の総額が 30 億円以下の者、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等、企業組合及び協業組合、有限責任事業組合等				
補助対象経費	1. 国内販路開拓分 県等による補助金や技術指導等の支援を受けて中小企業が研究開発もしくは事業化した新商品・新技術等について、国内を対象とした市場化のためのマーケティング調査もしくは展示会等の出展に必要な経費であって、知事が定めるもの。（謝金、旅費、マーケティング調査費、展示会等出展事業費） 2. 海外販路開拓分 日本国外で開催される見本市等の出展に必要な経費であって、知事が定めるもの。（会場費、現地通訳費、輸送費、広報・宣伝活動費、専門家謝金、旅費・宿泊費）				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 232：活力ある地域産業の振興 基本事業 23201：ものづくり産業の高度化				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定		事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・無(22年度終了)		有・無	有・無	書面・実地	2人
	概算払(22年度)		概算払金額割合		決算不用額(22年度)	
	有・無		—		3,022,930円	

効果・成果の把握	成果指標設定		公表(効果・成果等)	
	有・無		有・無	

地域機関が行う事務	有・無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル
			—	—

Ⅲ 各視点における監査の結果

1 補助制度について

県内の製造業等ものづくり中小企業は、リーマンショックによる景気の冷え込みや、経済グローバル化の進展による競争激化などにより売上の低迷や利益の確保に苦慮している。県が実施している景況調査においても、課題として「利益の確保」を挙げる中小企業者が多数を占めていた。

このため、即効性・実効性のある支援方法が必要と判断し、中小企業自らが取り組むマーケティングや展示会出展などによる販路の拡大を支援するため当該補助制度が創設された。

販路開拓は、本来中小企業自身が行うべき営業活動であり、公的支援を必ずしも行うべきものではないが、昨今の厳しい経済状況に対処するための緊急経済対策、きっかけづくりとして、終期を限定して実施されている。

2 交付要領等における規定状況について

意見
● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 ・ 国内販路開拓分について、交付申請書提出期限が規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

概ね適正に処理されていた。

4 補助金の効果・成果の把握について

平成22年度は、国内販路開拓分で6社、海外販路開拓分で5社、計11社の支援が行われた。

国内販路開拓分では、展示会への出展をして、商談を実施し、引き合いや成約まで発展したケースもあり、一方で今後の販路開拓に生かすため、マーケティング調査により、具体的な需要者のニーズ把握を行っているものもある。

海外販路開拓分では、アメリカ、フランス、韓国、中国の展示会へ出展し、取引拡大につながり輸出体制の整備着手までいたったものなど、海外での販売先獲得のきっかけづくりが進んでいる。

23 小規模事業支援費補助金

担当部 農水商工部 金融経営室

I 補助金の概要

創設年度	昭和 36 年度	22 年度交付額	1, 324, 847, 857 円	補助実施件数	13 件
補助金の目的	商工会若しくは商工会議所又は商工会連合会の行う小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の充実を図るとともに、商工会に対する三重県商工会連合会の指導の推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与する。				
補助要件	商工会等が経営指導員等を設置し、経営改善普及事業を実施すること。				
補助率	1/2 以内：指導施設の修繕経費 10/10 以内：その他	補助種別	直 接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	商工会、商工会議所、商工会連合会				
補助対象経費	交付要領別表（小規模事業支援費補助金補助事業別補助対象経費）に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めたもの。				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 232：活力ある地域産業の振興 基本事業 23203：経営支援機能の充実（H22） 23205：商工団体等を通じた経営支援の強化（H23）				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	3 人以上
	概算払（22 年度）		概算払金額割合		決算不用額（22 年度）
	有 ・ 無		9/10 以内 ・ 9/10 超		799, 143 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

事業所の多くを占める小規模事業者は、日本経済の発展に大きな役割を果たすものであるが、事業規模が小さく、自助努力では経営の改善発展を図れない状況であった。このため、国は商工会等の機能を活用して、小規模事業者の経営改善の支援を促進するため、商工会等に経営指導員等を設置して経営改善普及事業を実施付託した。

当該補助事業は、平成 18 年度に国庫補助事業から一般財源化されたことにより、県単独補助事業に切り替わった。

合併等を経て人員削減が進んだ結果、経営指導員等の定数は減少しており、本来経営改善普及事業に専従することが望ましい経営指導員等が、それ以外の業務にやむを得ず携わる状況も見受けられる。国庫補助事業から一般財源化されたことにより、県の裁量を発揮しやすくなっていることから、商工会等が会費ですべきこと、補助を受けてすべきことを明確にすべきである。

意見

○ 当該補助事業は、創設時の目的、趣旨から判断すると、小規模事業者の経営及び技術の改善発達を支援する事業費補助である。

しかしながら、補助額の9割以上は、補助対象業務を実施するため各商工会等に設置された経営指導員等に対する人件費に係るものであり、また、経営指導員等が経営改善普及事業以外の業務に携わる場合もあるなど、商工会等の運営費補助的な側面も見受けられる。

運営支援ではなく、事業支援であることが明確となるよう、事業に対する県の支援のあり方を再度検討することが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

概ね適正に処理されていた。

3 補助金交付等の事務手続きについて**意見**

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
- ・ 概算払により1月までに交付決定額の95%を支払っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

県では、効果・成果について、経営改善普及事業実績報告書の提出を求め、事業実施結果データ及びその記述により確認している。また、経営改善普及事業について、小規模事業者への支援をより効果的・効率的なものとするため、毎年度「補助金に係る商工団体評価要領」を定めて、試行的に評価を行っている。

補助事業者としては、経営改善普及事業に関して、経営指導員等による巡回や窓口での経営課題の相談・指導、講習会の開催、金融の斡旋、専門家派遣のほか、創業塾（10件）や経営革新塾（4件）等の事業採択を受け、経営革新・創業など小規模事業者の自立的発展の支援、農商工連携、地域資源を活用した商品・サービスの開発等の地域産業創出の支援を行っている。

また、金融や雇用制度の改正等を周知・普及するとともに年末に夜間・休日の特別相談窓口を開設する等、小規模事業者等のセーフティネット支援に取り組んでいる。

24 地域資源活用型産業活性化支援事業費補助金

担当部 農水商工部 科学技術・地域資源室

I 補助金の概要

創設年度	平成 22 年度	22 年度交付額	28,507,782 円	補助実施件数	6 件
補助金の目的	県内の農林水産物、産地の技術、観光資源等の地域資源を活用した事業活動を営む中小企業者等が、地域経済に好影響を与え、新たな雇用創出につながるような、生産設備の導入（付随する販路開拓や人材育成を含む。※）を実施するために必要な経費の一部を県が補助することによって、地域資源活用型産業の活性化を図る。 （※平成 23 年度より、販路開拓、人材育成は対象外）				
補助要件	全社又は当該事業部門の雇用数において、本事業実施に伴って、新規の常用雇用者を 1 名以上増員することとし、補助金交付事業完了後 2 年間以上は、その雇用数を維持しなければならない。				
補助率	1/2 以内	補助種別	直 接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	県内の農林水産物、産地の技術、観光資源等の地域資源を活用した事業活動を営む中小企業者等				
補助対象経費	地域資源活用型産業に属する中小企業者等が行う次に掲げる事業に必要な経費であつて、下記の「補助対象経費」に掲げるもののうち知事が必要かつ適正と認めるもの。 なお、1. は必須で、2、3. は 1. に関連して実施する場合に対象となり、2. 又は 3. を単独、或いは 2. と 3. のみの実施は対象外。 （※平成 23 年度より、2. 販路開拓事業、3. 人材育成事業は対象外） 1. 生産設備等導入事業 （1）新商品等の開発又はサービスの実施に必要な設備機器の導入 （2）既存商品等の生産拡大又はサービスの拡大に必要な設備機器の導入 （3）既存商品等の生産効率向上又はサービスの向上に必要な設備機器の導入 （4）その他知事が適当と認めた設備機器の導入 謝金（専門家謝金）、旅費（専門家旅費、職員旅費）、設備機器導入（設備機器の購入（改修を含む）及びその設置に係る経費）、庁費（印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費） →平成 23 年度より、謝金、旅費、庁費については、設備機器導入に関連することを明示。 2. 販路開拓事業※ （1）国内外の展示会・見本市への参加・開催 （2）専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査及び指導 （3）新製品等の販路開拓のための広報事業 （4）その他販路開拓事業として知事が適当と認めた事業 謝金（委員謝金、専門家謝金）、旅費（委員旅費、専門家旅費、職員旅費）、庁費（会議費、会場借料、会場設備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、原稿料、資料作成費、出展料） 3. 人材育成事業※ （1）中小企業等に必要な経営、技術、工程管理等に関する研修等であつて、新たに雇用する常用雇用者や従業員等を対象とする事業 （2）その他人材育成事業として知事が適当と認めた事業 謝金（委員謝金、専門家謝金、実習企業謝金）、旅費（委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費、研修旅費）、庁費（会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、教材費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、原稿料、受講料、設備の賃借料及び保守料、資料作成費）				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 232：活力ある地域産業の振興 基本事業 23202：地域産業の活性化				

Ⅱ 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	☐ 有・無	書面・ ☐ 実地	2人
	概算払（22年度）		概算払金額割合		決算不用額（22年度）
	有・ ☐ 無		—		62,218円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	有・ ☐ 無			有・ ☐ 無	
地域機関が行う事務	有・ ☐ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

Ⅲ 各視点における監査の結果

1 補助制度について

リーマンショック等に起因する県内経済情勢の冷え込みと雇用情勢の悪化が続く中、地域経済の活性化と雇用対策を目的とした施策が必要とされていたため、地域経済に波及効果の大きい「地域資源活用産業」の活性化に加え、新規雇用を創出することができる当該補助制度が創設された。

中小企業が抱える大きな課題として、施設整備に係る資金と販路の確保が挙げられるため、設備機器導入にインセンティブを与える補助を中心に、販路開拓や人材育成も視野に入れ、かつ雇用と連動させる制度とされた。

なお、補助対象経費の一部に他の補助制度（三重県産業支援センターが実施するファンド）との重複があったため、平成23年度から販路開拓事業及び人材育成事業は補助対象経費から除外されている。

緊急的な雇用対策、経済対策を目的とした事業であるため、明確な終期は設定せず、毎年度、雇用・経済情勢等を考慮したうえで、補助制度の必要性の議論を行い、継続の是非を判断することとしている。

2 交付要領等における規定状況について

概ね適正に処理されていた。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見
● 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 - 一部の実績報告書が期限内に提出されていなかった。 - 一部の実績報告書において、一部事業区分について、報告様式に定める実績評価が記載されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

平成22年度の補助事業数は6件で、補助事業の実施により、すべての補助事業者において、地域資源を活用した事業の拡大や新商品開発、新分野への進出が行われるとともに、それに伴い当該地域資源の生産者等との連携が図られるなど一定の成果があった。

また、平成23年3月31日現在で8名の新規雇用が創出され、一部の補助事業者では、事業拡大に伴い、追加雇用も予定している。

平成22年度の補助事業の例

- ・ 忍者の森プロジェクト 忍者修行の森整備事業

忍者修行施設の充実や、それに伴う新たな国内外のメディアの取材やパンフレットによる情報提供により、当該施設や当該施設が立地する地区への新たな客層の来訪が図られた。

- ・ 南勢・東紀州沿岸で漁獲される前浜小魚の加工

導入した小魚フィーレマシンにより、小魚がフライ・寿司ネタ用商材となることで、付加価値を高めることが可能となったとともに、加工済みの魚を包装・冷凍することで二次加工を施し地域色豊かな商品の開発につなげることが可能となった。

- ・ しいたけの佃煮等食材加工

導入した佃煮用回転式蒸気釜等により、当該事業者及び連携する地元農業者が生産するしいたけ等を素材としてだけでなく、加工品としての新たな商品開発を行うことが可能となったとともに、原料から加工販売までを一貫して行うことにより価格競争における優位性が図られた。

25 魅力ある観光地グレードアップ支援事業費補助金

担当部 農水商工部 観光・交流室

I 補助金の概要

創設年度	平成 17 年度	22 年度交付額	14,650,000 円	補助実施件数	19 件
補助金の目的	魅力ある観光地に必要な、快適性・利便性・話題性を創出するために策定した観光振興計画に基づき、市町、広域の協議会等が実施する地域の主体的な観光地づくりを促進する。				
補助要件	市町の観光振興計画（三重県観光振興プランと同じ方向性を持ち、かつ、地域の観光に係る課題や方向性などが記載された計画）に基づき実施される事業でなければならない。				
補助率	事業費の 1/2 以内	補助種別	直接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	市町又は広域の協議会等(単独の市町、単独の観光協会、市町を含む任意の協議会、観光協会を含む任意の協議会等)				
補助対象経費	魅力ある観光地に必要な、快適性・利便性・話題性を創出し、より多くの来訪者の確保につながる魅力ある観光地創出のためのソフト事業等に要する経費。 （事業イメージ） (1) 統一性のある案内標識等の観光客への情報提供の充実 (2) 観光地散策をサポートする散策ルートの設定、仕掛けづくり、語り部の育成等 (3) 医療・健康・福祉、体験型、産業観光等新しいツーリズムの創出に係る取組 (4) 散策マップ作成等地域情報の提供に係る取組 (5) 自然・歴史・文化資源の発掘・保全・活用に係る取組 (6) 観光地づくりと一体となったマーケティング等調査、研究、開発及び観光商品づくり (7) モニターツアー、開発商品の P R に係る取組 (8) 観光地づくりと一体となった観光地マネージャー、観光従事者等の育成に係る取組 (9) 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく観光圏整備計画又は観光圏整備実施計画の作成 (10) まち（観光地）としての新たな魅力を発掘し、にぎわいを創出することにより、結果として来訪者の話題を呼び、リピーターの確保につながる取組 等 なお、通常の維持管理及び運営に係る経費、通常使用する消耗品に係る経費、先進地視察に係る経費、各種会議等における食事、菓子類に係る経費、販促活動・会議・研修会等出席のための旅費・手土産等に係る経費などは、補助対象外。				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 233：観光・交流産業の振興 基本事業 23302：多様な主体による観光の魅力づくり・人づくり				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	—
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	有 ・ 無		9/10 以内 ・ 9/10 超		550,000 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

Ⅲ 各視点における監査の結果

1 補助制度について

愛知万博や熊野古道の世界遺産登録などを契機に、伊勢志摩や東紀州地域において、地域住民と行政が連携した観光交流空間づくりの機運が高まっていた。また「観光まちづくり」とも言われるように、その地域に住む人のみならず、そこを訪れる人びとにとっても快適な空間となるよう「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりへの取組が始まった。これらのことから、県内に魅力ある観光地づくりの取組が広がるよう、当該補助制度が創設された。

本県では、消費者ニーズの多様化や旅行形態の変化などによる多様な観光需要、観光地間競争の激化に対応するため、

- ・ 地域が主体となった魅力ある観光地づくりへの支援
- ・ 三重の観光プロデューサーによるノウハウの提供
- ・ 観光商品の企画・販売

が三位一体となった、魅力ある観光地に必要な、快適性・利便性・話題性を創出する取組が行われており、当該補助制度もこれに含まれる。

各地域の魅力の増加が県全体への誘客にもつながるとして、魅力ある観光地づくり支援件数を重点事業における数値目標として掲げており、平成22年度までの累計取組目標94件のところ、実績は100件となっている。

一方、当該補助制度は終期を設定しておらず、また、制度創設から6年を経過しているが、その間補助対象事業等の見直しは行われていない。

意見

- 制度創設から6年を経過し、各市町や協議会等において、数多くの取組が創出されてきている。その間補助対象事業等の見直しが行われていないことから、当該事業の実施による波及効果や、各地域における主体的な観光地づくりについての機運の醸成等も検証しながら、官と民、県と市町との役割分担や、支援のあり方等、事業内容の抜本的な見直しを行うことが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 交付申請書に添付する市町による副申書が交付申請の翌日（申請締切日の翌日）の日付となっていた。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助事業は、「三重の観光プロデューサー」制度と連携しつつ、財政面での側面的支援として、地域の主体的・意欲的な取組につながるとされている。

平成22年度は、多様な主体により、それぞれの主体のレベルに相応した19の取組が実施され、補助が行われた。重点事業における数値目標として掲げる魅力ある観光地づくり支援件数は、目標を上回り平成22年度までの実績は100件となっている。（下記（参考）参照）

補助終了後も、三重の観光プロデューサーや地域担当職員が事業実績内容を確認し、地域と協働して更なる活用策を検討し誘客につなげるように努めているところであるが、このフォローアップは定期的に実施されるものではない。また、実施事業の公表は県政報告書、事務事業評価表によるものや、年度当初の三重県観光事業説明会における当該補助制度の説明と合わせ、代表的な取組事例や成果を紹介するにとどまっている。

意見

- | |
|--|
| ○ 補助終了後も当該補助事業の効果やその後の展開状況を定期的に把握するしくみや、補助事業内容を参考事例として幅広く公表する方法を構築し、それらの活用により、補助件数の増加のみにとどまらず、各地域における更なる取組の広がりにも資するよう努められたい。 |
|--|

（参考）

重点事業 「住んでよし、訪れてよし」の観光みえ・魅力増進対策

数値目標：魅力ある観光地づくり支援件数（累計）

平成22年度まで 実績100件（目標94件）

平成22年度の補助事業の例

- ・ 地域の新たな話題を創造し、地域の知名度の向上・交流人口の増加をめざす事業展開の一つとして、B級グルメ大会を開催し、ご当地グルメ「くわなめし」を創り出し、話題づくりを行った。
- ・ 全国放送のNHK大河ドラマの放送を契機に、県内外からの集客を図り、地域の活性化と知名度アップにつなげるため、関連イベントの実施、広報宣伝活動、観光客受入体制整備を行った。
- ・ にぎわいを創出するソフト事業に重点を置き、独自性と魅力ある散歩道として、自然と共存する観光地づくりをめざして、ビン玉ロードのシンボルモニュメントや町歩きイベント、情報提供及び話題づくりを行った。

26 下水道普及率ジャンプアップ事業補助金

担当部 県土整備部 下水道室

I 補助金の概要

創設年度	平成 8 年度	22 年度交付額	553, 223, 000 円	補助実施件数	21 件
補助金の目的	公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善を図り、併せて公共水域の水質保全に寄与する。 全国と比べ遅れている県内の下水道整備の促進を図り、下水道普及率の向上を図る。				
補助要件	平成 7 年度から 12 年度までの間に、汚水排除を目的とする公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を市町村単独事業として実施すること。				
補助率	定額	補助種別	直 接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（地方債の償還補助）		
補助対象者	市町				
補助対象経費	汚水排除を目的とする公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に係る平成 7 年度から 12 年度までの各年度に実施される市町村単独事業費のうち、平成 3 年度から 7 年度までに実施された単独事業費の平均値を上回る部分に係る地方債の借入後 15 年以内における元利償還額から交付税措置相当額を減じた額に市町の財政力による補正係数を乗じた額。				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 541：快適な都市環境の整備 基本事業 54102：清潔で快適な都市環境づくり				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	—
	概算払（22年度）		概算払金額割合		決算不用額（22年度）
	有 ・ 無		—		0円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

全国と比べ県内の下水道整備は非常に遅れており、下水道普及率の向上が急務となっていた。こうしたことから、事業主体となる市町村での整備促進を図るため、市町村単独事業の実施に伴う財政負担を軽減することを目的に県費助成制度が設けられた。（国の「第8次下水道整備五箇年計画」（平成8年～12年）に合わせて、県内の下水道普及率を向上させるため当該補助制度が創設された。）

なお、公共下水道の整備・維持・管理は原則として市町村であるため、支援方法としては補助金が選択された。

当該補助金は、平成7年度から12年度までの各年度に市町村が実施した公共下水道事業等に係る事業費について、借り入れた地方債の償還を15年以内の期間で補助するものである。

既に対象となる事業は終了しているため、制度の見直しは行われていない。

2 交付要領等における規定状況について**意見**

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて**意見**

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

事業対象となる平成7年度から12年度にかけて、県内全体の下水道普及率は12.5ポイント上昇している。(7年度末13.8%⇒12年度末26.3%)

平成27年度における県内の下水道普及率の中間目標は48.0%で、21年度末の実績は45.1%となっている。

生活排水処理については、下水道による処理が最も環境負荷が小さいため、伊勢湾への環境負荷を考慮した場合の下水道普及率として80%を最終目標としている。

27 木造住宅耐震補強事業費補助金

担当部 県土整備部 住宅室

I 補助金の概要

創設年度	平成 14 年度	22 年度交付額	50,708,000 円	補助実施件数	25 件
補助金の目的	三重県耐震改修促進計画に基づき、大規模地震によって倒壊のおそれのある木造住宅の居住者（所有者）に対して、耐震化に要する工事費の一部を補助することによって、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、もって震災被害を軽減させる。				
補助要件	昭和 56 年 5 月以前に着工された木造の一戸建て住宅であって、木造住宅耐震診断を受け、その結果評点が 0.7 未満と判定されたものについて、評点を 0.7 以上 1.0 未満（簡易補強）、または 1.0 以上（耐震補強）となる耐震補強工事を行うこと。（ただし、耐震補強に係る市町の補助事業として採択されている工事に限る。）				
補助率	工事費の 1/3 以内（上限 30 万円）	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	市町 ※ なお、実質的な補助対象者は昭和 56 年 5 月以前に着工された木造の一戸建て住宅の居住者または所有者であり、市町を通じて補助金が交付されている。 ただし、低所得者や高齢者、障がい者の世帯を優先するため、収入や年齢制限等がある。（平成 23 年度に制限撤廃）				
補助対象経費	昭和 56 年 5 月以前に着工された木造の一戸建て住宅に関する耐震補強工事または簡易な耐震補強工事に係る費用。（ただし、補助金交付要領に定める耐震診断・耐震補強工事の条件を満たす必要がある。）				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 542：快適で安心な住まいづくり、 基本事業 54201：災害に強い住まいづくり				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	2 人
	概算払（22 年度）		概算払金額割合		決算不用額（22 年度）
	有 ・ 無		9/10 以内 ・ 9/10 超		5,392,000 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			有 ・ 無		有 ・ 無

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

東海・東南海・南海地震の発生が危惧される中、大地震で倒壊のおそれが高いといわれる昭和 55 年以前の木造住宅が県内の住宅総数の 3 割以上を占めており、住宅の安全対策が急務となっている。

このような木造住宅の安全性を高めるためには住宅の耐震化工事が必要となるが、耐震化工事には多額の費用が発生するため、高齢者世帯や低所得世帯等、工事を行うことができない世帯が多数存在している。

そこで、このような世帯に対して、木造住宅の耐震補強工事の補助制度を導入することにより、住宅の耐震化を促進させ、地震時の被害の軽減、個人の資産保護等を図り、まちの安全性を高めることとした。

なお、同様の補助制度は他県の大半でも行われているが、本県の補助は手厚くなっている。

2 交付要領等における規定状況について**意見**

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 交付申請書提出期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて**意見**

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 全額概算払により支払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助金については、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などマスコミを通じた広報のほか、県のホームページ、県政だより、市町広報、耐震相談会、防災フェア等の各種イベント、小中学校等への防災教育、自治会向け説明会など、利用できるさまざまな手法を用いて広く県民に周知されているが、平成22年度は4町で活用実績がなかった。

- ・ 平成22年度補助実績 25市町 237戸（繰越68戸を含む）

なお、平成22年度までは、当該補助金の対象を高齢者世帯や低所得世帯等が実施する耐震化工事に限定しており、こうした制約のため、活用実績が全市町に広がらなかったとも考えられる。

しかしながら、木造住宅の耐震補強をさらに進める必要があることから、平成23年度からは所得や年齢等の制限を撤廃し、耐震性のないすべての木造住宅が補助対象とされている。

意見

- 当該補助金については、さまざまな方法により普及啓発活動を実施し、住宅耐震化の促進に一定の役割を果たしているものの、活用実績が低調な町も一部見受けられることから、今後、県内全域に活用が広がるよう、より一層普及啓発活動を行うなど、当該補助金の活用促進に努められたい。

28 全国及び近畿高等学校総合文化祭出演者補助金

担当部 教育委員会事務局 高校教育室

I 補助金の概要

創設年度	平成 13 年度	22 年度交付額	10, 164, 722 円	補助実施件数	2 件
補助金の目的	県内の高等学校における文化芸術活動について、生徒の技術力、創造力等を向上させることにより、その充実、発展及び振興を図るとともに、生徒の豊かな人間性の育成に資する必要がある。 そのための機会となる全国高等学校総合文化祭及び近畿高等学校総合文化祭への生徒の参加を奨励するため、交通費、宿泊費の補助を行う。				
補助要件	全国及び近畿高等学校総合文化祭に出場すること。				
補助率	10/10：全国 1/2：近畿	補助種別	直 接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	三重県高等学校文化連盟 ※ なお、実質的な補助対象者は、三重県高等学校文化連盟に属し、三重県内に所在する高等学校の生徒で、文化芸術活動に積極的に参加、活動している者であり、三重県高等学校文化連盟を通じて補助金が交付されている。				
補助対象経費	全国及び近畿高等学校総合文化祭に出場する生徒に係る交通費、宿泊費				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 122：学校教育の充実 基本事業 12203：特色ある教育の推進				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	—
	概算払 (22年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22年度)
	有 ・ 無		—		64,278円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

県内の高等学校における文化芸術活動について、生徒の技術力、創造力等を向上させることにより、その充実、発展及び振興を図るとともに、生徒の豊かな人間性の育成に資する必要がある。そのための機会となる全国高等学校総合文化祭及び近畿高等学校総合文化祭への生徒の参加を奨励するため、当該補助制度が創設された。

総合文化祭に出場する生徒に係る交通費・宿泊費については、県教委から県文化連盟を通じ、当該補助金として生徒に支払われている。一方、総合文化祭の引率教員の派遣に係る交通費・宿泊費や楽器・作品等の運搬費などについては、県教委から委託料として県文化連盟に支払われている。

総合文化祭については、県代表の決定 (予選の実施等)、開催県との連絡調整、派遣する教師や生徒に係る交通費・宿泊費の調整・整理、楽器や作品等の運搬など、派遣に係る業務に県文化連盟が密接に関わっており、本来県教委で実施すべき業務を代行していると言える。

こうしたことから、現状、補助金と委託料に分けて県文化連盟に支払われている総合文化祭への派遣に係る経費については、県教委から県文化連盟に対して包括して業務委託するという整理を行うことが望ましい。

意見

- 現状、補助金と委託料に分けて県文化連盟に支払っている総合文化祭への派遣に係る経費については、県教委から県文化連盟に対して包括して業務委託するなど、支援の方法について整理することが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について**意見**

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
- ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて**意見**

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
- ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 実績報告書が要綱に基づく期限内に提出されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

全国規模等の大会への参加は、次代を担う高校生の文化芸術活動に係るレベルの向上や学習活動全般への意欲の向上につながっている。また、学校や県の範囲を超えた生徒たちの交流により、豊かな人間性を育むきっかけとなっている。

補助金の効果・成果については、県文化連盟が発行する高文連会誌（出場した生徒の感想文等掲載）のほか、県教委と県文化連盟の職員が総合文化祭を視察することにより確認している。

【平成22年度の実績】

- ・ 全国高等学校総合文化祭（宮崎大会）

参加者数：生徒数	182 人		
教員数	59 人	指導者数	9 人
参加校数	38 校	参加部門数	15 部門

- ・ 近畿高等学校総合文化祭（奈良大会）

参加者数：生徒数	264 人		
教員数	67 人	指導者数	1 人
参加校数	27 校	参加部門数	13 部門

29 文化財保護事業補助金

担当部 教育委員会事務局 社会教育・文化財保護室

I 補助金の概要

創設年度	昭和 58 年度	22 年度交付額	134, 529, 000 円	補助実施件数	52 件
補助金の目的	「文化財保護法」の趣旨に則り、国・県指定等文化財の適正な保存管理及び活用を図る。				
補助要件	1. 指定文化財等保護（保存）事業（以下「保存事業」） (1) 国指定文化財等保護事業（国庫補助事業への上乗せ補助） (2) 県指定文化財等保護事業（県単） (3) 埋蔵文化財保護事業（国庫補助事業への上乗せ補助） 国指定文化財・埋蔵文化財については、文化財の種類ごとに国が定める補助要項に、 県指定文化財については「社会教育・スポーツ分野 社会教育・文化財保護室 文化財関係事業補助金交付要領」に基づく事業とする。 2. 活かそう美し国の文化財事業（1. の事業と指定文化財等活用事業（以下「活用事業」）を 一対として実施。活用事業については、県単） 活用事業と保存事業を一対のものとして行うこととし、認証委員会の認証を受けた事業とする。 宗教行為、参加者を制限すること、営利を目的とする行為等は禁止する。				
補助率	補助の種類ごとに 1/10 以内 1. 5/10 以内 1/2 以内 1/6 以内	補助種別	直接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	指定文化財の所有者、管理団体 地方公共団体 保存関係団体 ※活用事業については、上記のほかNPO法人や任意団体等				
補助対象経費	1. 保存事業 文化財の保存修理、防災環境整備、伝承者養成、土地買上げ、公開記録作成・刊行、天然記念物再生、埋蔵文化財の保護等に要する経費。（詳細は文化財の種類ごとに国が定める要項に規定） 2. 活用事業 文化財の修理現場公開、体験学習会等開催、管理・案内サポーター養成、展示公開・広報支援、保存・活用計画策定、伝統芸能・行事等の開催等に要する経費（詳細は文化財の種類ごとに活かそう美し国の文化財事業補助要項に規定）				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 131：文化にふれ親しむことができる環境づくり 基本事業 13102：歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	☐ 書面 ・ ☐ 実地	—
	概算払（22 年度）		概算払金額割合		決算不用額（22 年度）
	☐ 有 ・ ☐ 無		☐ 9/10 以内 ・ ☐ 9/10 超		496, 000 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	☐ 有 ・ ☐ 無			☐ 有 ・ ☐ 無	
地域機関が行う事務	有・ ☐ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

Ⅲ 各視点における監査の結果

1 補助制度について

「文化財保護法」や「三重県文化財保護条例」に基づき、県は国・県指定等文化財の所有者等に対して管理、修理、公開に関する指示、勧告及び現状変更等の制限を行い、文化財の保存と活用が適切に行われるよう努めなければならない。また、所有者等は適切な管理・保存義務があり、現状を変更することに制限を受ける。

同法及び同条例においては、修理等に多額の経費を要し、その負担に堪えない場合は、国や県は補助金を交付できるようになっており、県として貴重な文化財が適切に保存・管理されるために、当該補助制度を創設した。

2 交付要領等における規定状況について

意見
● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 ・ 状況報告に関して規定されていない。 ・ 指定文化財等保護事業のうち、県指定文化財等保護事業については、対象経費が要領等に明確に規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見
● 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ・ 活かそう美し国の文化財事業において、保存事業が終了したにもかかわらず、活用事業の終了後に両事業分について合わせて実績報告書が提出されているものが見受けられた。この結果、保存事業については、期限内に提出されていなかった。 ● 実績報告書に添付された証拠書類、写真等をもとに書面により検査を実施しているが、施設整備事業も補助対象であることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。

4 補助金の効果・成果の把握について

保護措置を必要としていた国・県指定等文化財について、補助事業実施により後世に守り伝えるよう努めている。

また、修復等と活用事業を合わせて行う、活かそう美し国の文化財事業においては、事業を契機に多くの県民が文化財の魅力を知ることにより、文化財を守っていこうとする人たちが増えるよう努めている。

なお、活用事業については、事業完了後も継続的な活用の取組を推進するため、市町（教育委員会）に対して、補助金の交付が完了した2翌年度を含む3年間、事業実施報告（経年事業報告）の提出を求めている。

【基本事業の目標項目】

「活かそう地域文化提案事業」参加者数 目標値（平成22年度）15,000人 実績値 15,469人

※「活かそう地域文化提案事業」参加者数

活かそう美し国の文化財事業における補助対象先が実施した文化財活用行事（展覧会、イベント、体験学習会など）への参加者数。

当該年度及び過去3年に行った補助対象先（平成22年度は、19～22年度の補助対象先）について集計を行っている。

なお、「活かそう地域文化提案事業」は現在の「活かそう美し国の文化財事業」の前身である。

30 みえ犯罪被害者総合支援センター補助金

担当部 警察本部 広聴広報課

I 補助金の概要

創設年度	平成 18 年度	22 年度交付額	5,000,000 円	補助実施件数	1 件
補助金の目的	犯罪被害者等への支援活動の確立と犯罪のない安全で安心な地域社会の実現を図るに際し、行政と連携し活動する民間団体である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの事業運営を支援する。				
補助要件	特になし				
補助率	事業予算額の 50%以内	補助種別	直 接 ・ 間 接 運営費 ・ 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	みえ犯罪被害者総合支援センター				
補助対象経費	次に掲げる被害者支援事業に要する経費 (1) 相談業務 (2) 支援員等育成 (3) 調査研究 (4) 広報啓発活動 (5) その他犯罪被害者支援を目的とした事業で知事が認めたもの				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 322：地域安全対策の推進 基本事業 32204：犯罪被害者支援対策の充実				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ ☐ 無	☒ 有 ・ 無	有 ・ ☐ 無	☒ 書面 ・ ☐ 実地	—
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	☐ 有 ・ 無		9/10 以内 ・ 9/10 超		0 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有 ・ ☐ 無			☒ 有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ ☐ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

犯罪被害者のニーズは、過熱する報道への対応、捜査や公判への対応、外傷だけでなく PTSD (外傷後ストレス障害) 等の心理的被害への対応など多岐にわたるほか、長期間継続した専門的支援を要するものも少なくない状況であり、行政 (警察) だけではきめ細やかな対応が困難な状況である。

平成 17 年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、地方公共団体の責務及び犯罪被害者支援を行う民間団体に対する財政上の支援が規定されるとともに、行政と民間の連携した総合的かつ計画的な施策の推進が義務づけられたことを契機に、県内における被害者支援の中核的存在であるみえ犯罪被害者総合支援センター (現公益社団法人) の事業運営 (相談業務、支援員等育成、調査研究、広報啓発活動等) の支援を目的として当該補助制度が創設された。

特に被害者支援が必要とされる犯罪の認知件数は、平成 17 年以降減少しているものの、22 年中に約 1,450 件発生している現状を鑑み、今後も継続的な被害者支援が必要であるとして、制度創設以来継続した事業費補助が行われており、制度の見直しは行われていない。

意見

- 制度創設後、5年経過しているが、一度も見直しが行われていないので、補助金額、補助対象経費の必要性、妥当性等について検証を行うことが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

概ね適正に処理されていた。

3 補助金交付等の事務手続きについて**意見**

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 交付申請書の添付書類である「補助事業計画書」「補助事業収支予算書」、及び実績報告書の添付書類である「事業実績報告書」「収支決算書」が、当該補助金が対象とする被害者支援事業に要する経費に係るものではなく、支援センター全体に係るものとなっていた。
 - ・ 収支予算・決算について、大区区分ごとの総額が記載されているのみで、具体的な支出内容が記載されていなかった。
 - ・ 実績報告書に事業内容の証拠書類（行事パンフレット、写真、支出証拠書類）が添付されていなかった。
 - ・ 交付要領には、交付決定の際に付する条件が定められているが、交付決定書に記載がされていなかった。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 支払に際して、履行確認に関する事項（履行を確認した日及び検査員の氏名）が記載されていなかった。
 - ・ 事業経費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。
 - ・ 全額概算払により支払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。
- 支出内容の確認については、現状の書面監査の内容では不十分であるため、可能な限り実地検査を実施されたい。

4 補助金の効果・成果の把握について

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族、遺族などを支えるため、支援センターが、犯罪被害者等に対するカウンセリング、法律相談等の専門相談や付添活動などの直接支援活動を実施するなど総合相談や支援活動を推進した。平成22年度は相談件数（専門相談を含む）が551件、情報提供件数が21件、直接的支援件数が200件であり、いずれも21年度に比べ件数が増加している。

また、平成22年度現在30名のボランティア支援員が活動しているが、相談者からの多様な相談やニーズに適切に対応していくため、臨床心理士等による少人数制の研修の実施などで相談技術の向上に努めており、22年度の研修会参加状況は、69回延べ411人であった。

広報啓発活動事業としては、一行詩「い・の・ち」の募集事業、犯罪被害者支援を考える集い、第5回犯罪被害者支援チャリティコンサートなどの実施を通じ、支援センターの活動内容の紹介、被害者支援の必要性の呼びかけを行うことにより、支援センターの活動を知った被害者からの相談が寄せられたり、被害者自らが広報啓発活動に参加したりするなどの成果が得られ、相談件数が増加するとともに、支援センターの会員が拡大しつつある。（平成22年度の個人会員数は3,571名）

これらの事業により、犯罪被害者やその家族、関係者への支援活動が拡充してきており、必要な方に必要な支援を受けてもらうことが可能となるとともに、支援活動の確立に向けた取組も進んできている。

第5 県単独補助金の状況

今回、監査対象補助金（30 補助金）以外の 243 補助金についても、規定の状況や事務手続き等について、補足調査票の提出を求めた。

各部局からの回答結果では、「2 補助制度の状況」以下に記載のとおり、実地調査における監査結果と同様の状況が見受けられたので、これらの補助金についても、監査結果を参考とし、各補助金の趣旨や特性を勘案しつつ、補助事業の適正な執行や見直しに努めることが望まれる。

※ 今回の補足調査では、事前に把握した 273 補助金のうち、監査対象補助金を除く 243 補助金を調査した。監査対象補助金を加えた 273 補助金の状況については、以下のとおりである。

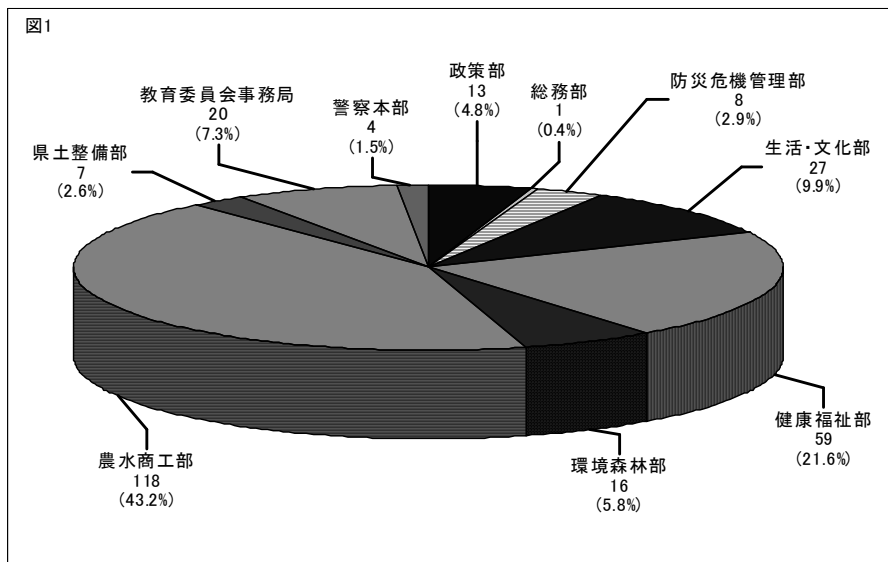
1 県単独補助金の概要

(1) 所管部局別の補助金数

所管部局別の補助金数は表 1 及び図 1 のとおり、農水商工部が 118 補助金（43.2%）で半数近くを占めており、次いで健康福祉部 59 補助金（21.6%）、生活・文化部 27 補助金（9.9%）の順となっている。

表1 【所管部局別の補助金数】

部局名	補助金数
政策部	13
総務部	1
防災危機管理部	8
生活・文化部	27
健康福祉部	59
環境森林部	16
農水商工部	118
県土整備部	7
教育委員会事務局	20
警察本部	4
合計	273

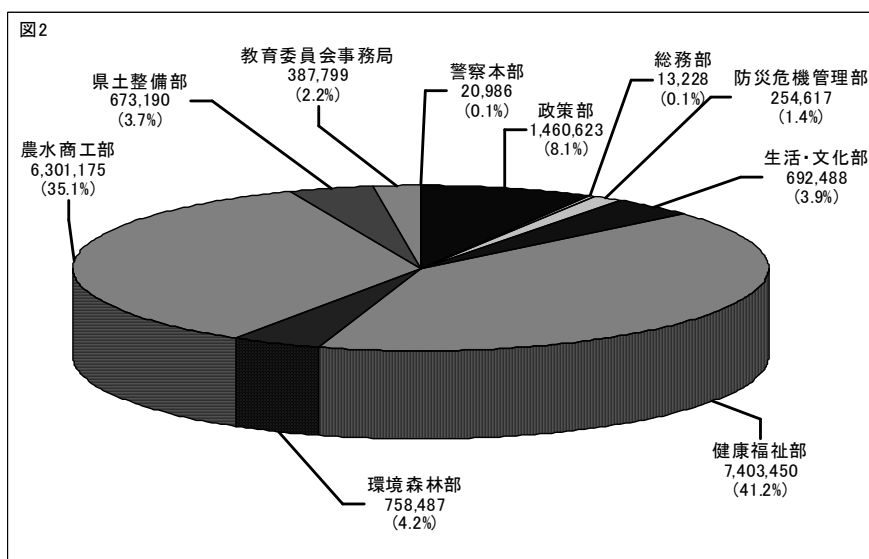


(2) 所管部局別の交付実績額

273 補助金の交付実績額（平成 22 年度決算額）は総額 17,966,043 千円で、所管部局別の状況は表 2 及び図 2 のとおり、健康福祉部が 7,403,450 千円（41.2%）で最も多く、次いで農水商工部 6,301,175 千円（35.1%）、政策部 1,460,623 千円（8.1%）の順となっている。

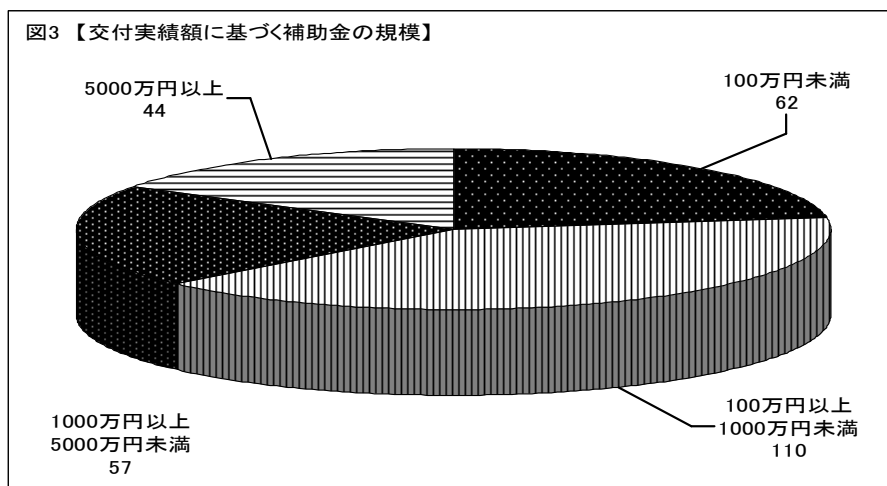
表 2 【所管部局別の交付実績額（決算額：千円）】

部局名	交付実績額
政策部	1,460,623
総務部	13,228
防災危機管理部	254,617
生活・文化部	692,488
健康福祉部	7,403,450
環境森林部	758,487
農水商工部	6,301,175
県土整備部	673,190
教育委員会事務局	387,799
警察本部	20,986
合計	17,966,043



(3) 補助金の規模

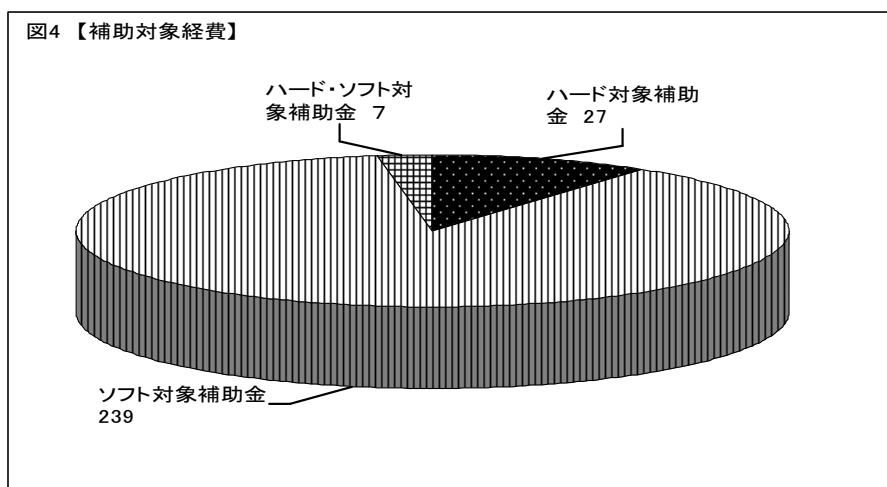
273 補助金の規模について、交付実績額で分類すると図 3 のとおり、100 万円以上 1000 万円未満のものが 110 補助金（40.3%）で最も多い。



※ 全額繰越により、平成 22 年度中に交付額が確定していない補助金については、交付実績額 100 万円未満に含めた。

(4) 補助対象経費

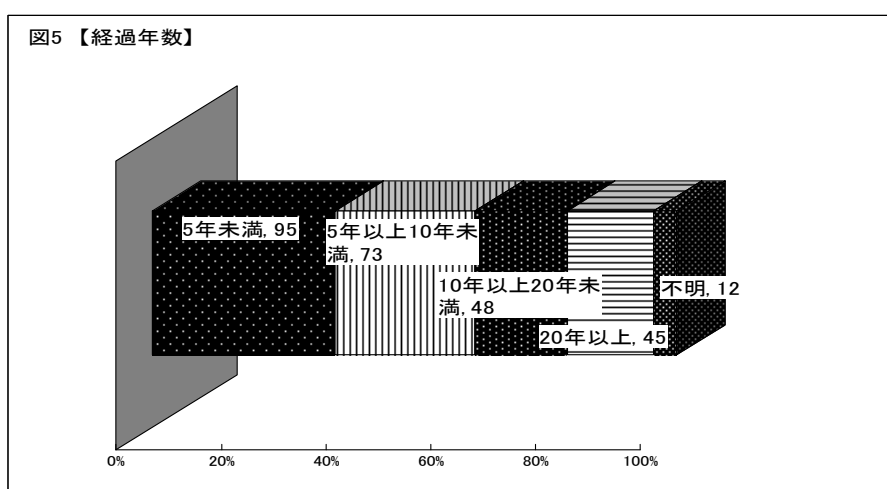
273 補助金を補助対象経費で区分すると図4のとおり、ソフト対象のものが239 補助金 (87.5%) で大半を占めている。



(5) 経過年数

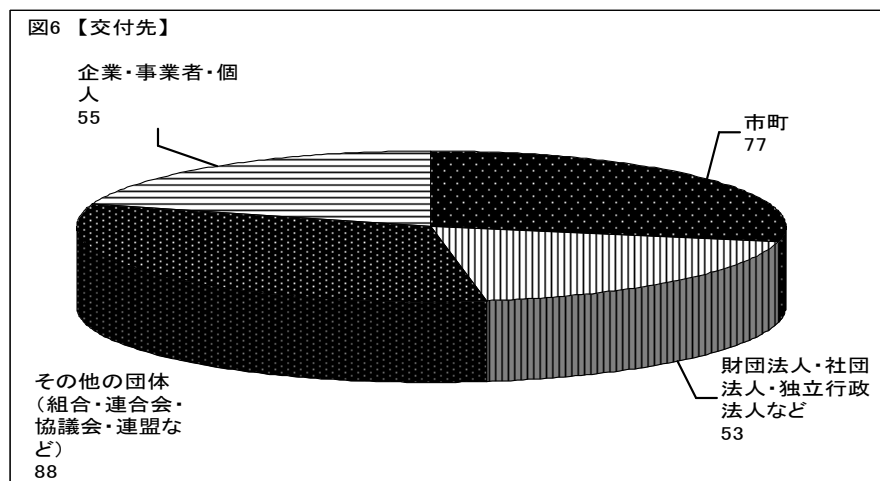
273 補助金の制度創設からの経過年数については図5 のとおり、経過年数が10 年未満の比較的新しい補助金が半数以上を占めている。

なお、制度創設が古いなどの理由により、正確な創設年度が把握できないため、経過年数が不明のものも12 補助金 (4.4%) ある。



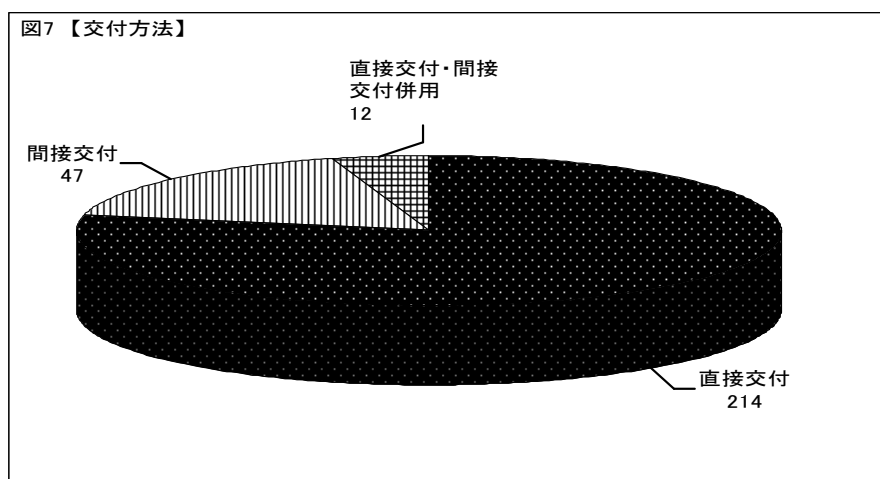
(6) 交付先及び交付方法

273 補助金の交付先については図 6 のとおり、市町を対象としたものが 77 補助金 (28.2%)、財団法人・社団法人・独立行政法人などを対象としたものが 53 補助金 (19.4%)、その他の団体 (組合・連合会・協議会・連盟など) を対象としたものが 88 補助金 (32.2%)、企業・事業者・個人を対象としたものが 55 補助金 (20.2%) となっている。



※ 市町を対象としたものには、交付先が市町だけの補助金のほか、市町及び市町以外の者を交付の対象としている補助金も含めた。

また、補助金の交付方法は図 7 のとおり、県が補助事業者に対して直接交付しているものが 214 補助金 (78.4%)、市町や財団法人等を通じて間接交付しているものが 47 補助金 (17.2%)、直接交付と間接交付を併用しているものが 12 補助金 (4.4%) となっている。



2 補助制度の状況

終期の設定状況をみると、終期を設定しているものが 91 補助金（33.3％）に対して、終期を設定していないものは、182 補助金（66.7％）となっている。終期が設定されていない補助金のうち、「県単独補助金の見直し方針」が示された以後（平成 16 年度以降）に創設されたものが 76 補助金ある。（表 a 参照）

（表 a） 終期の設定（部局別）

（単位：補助金数）

所管部局名	補助 金数	終期の設定 なし		平成 15 年以前に創設された 補助金		うち終期設定 なし		平成 16 年以降に創設された 補助金		うち終期設定 なし	
			構成比		構成比		比率		構成比		比率
政 策 部	13	9	69.2%	6	46.2%	5	83.3%	7	53.8%	4	57.1%
総 務 部	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	－	－
防災危機管理部	8	7	87.5%	2	25.0%	2	100.0%	6	75.0%	5	83.3%
生活・文化部	27	23	85.2%	22	81.5%	21	95.5%	5	18.5%	2	40.0%
健康福祉部	59	37	62.7%	31	52.5%	20	64.5%	28	47.5%	17	60.7%
環境森林部	16	12	75.0%	7	43.8%	5	71.4%	9	56.3%	7	77.8%
農水商工部	118	69	58.5%	44	37.3%	34	77.3%	74	62.7%	35	47.3%
県土整備部	7	3	42.9%	6	85.7%	2	33.3%	1	14.3%	1	100.0%
教育委員会	20	17	85.0%	14	70.0%	13	92.9%	6	30.0%	4	66.7%
警察本部	4	4	100.0%	3	75.0%	3	100.0%	1	25.0%	1	100.0%
合 計	273	182	66.7%	136	49.8%	106	77.9%	137	50.2%	76	55.5%

※ 構成比とは、補助金数に占める割合

※ 比率とは、平成 15 年以前に創設された補助金、平成 16 年以降に創設された補助金のうち、終期設定がない補助金が占める割合

3 交付要領等における規定状況

（1）申請の取下げ期限の設定

申請の取下げ期限の設定状況をみると、要領等で申請の取下げ期限が明示されているものが 81 補助金（29.7％）、明示されていないものは、192 補助金（70.3％）となっており、全体的に当該規定に対する意識が希薄であることが窺える。（表 b 参照）

（2）補助事業等状況報告書の添付書類

補助事業等状況報告書に添付すべき書類の規定状況をみると、要領等に添付すべき書類が明示されているものは 136 補助金（49.8％）明示されていないものは、137 補助金（50.2％）となっている。（表 b 参照）

(表 b) 規定の整備状況 (部局別)

(単位：補助金数)

所管部局名	補助 金数	申請取下げ期限の設定 あり		状況報告書の添付書類に 係る規定あり	
			構成比		構成比
政 策 部	13	7	53.8%	5	38.5%
総 務 部	1	1	100.0%	1	100.0%
防災危機管理部	8	0	0.0%	0	0.0%
生活・文化部	27	5	18.5%	12	44.4%
健 康 福 祉 部	59	4	6.8%	13	22.0%
環 境 森 林 部	16	7	43.8%	6	37.5%
農 水 商 工 部	118	34	28.8%	85	72.0%
県 土 整 備 部	7	5	71.4%	2	28.6%
教 育 委 員 会	20	14	70.0%	8	40.0%
警 察 本 部	4	4	100.0%	4	100.0%
合 計	273	81	29.7%	136	49.8%

※ 構成比とは、補助金数に占める割合

4 補助金交付等の事務手続き

(1) 交付決定前の事業着手

交付決定前の事業着手の状況をみると、事前着手を認めているとしているものが 75 補助金あるが、うち 54 補助金 (72.0%) については、要領等に事前着手を認める補助対象について明示されていなかった。(表 c 参照)

(表 c) 交付決定前の事業着手の状況 (部局別)

(単位：補助金数)

所管部局名	補助 金数	事前着手を認めているとしているもの			
				うち要領等に明示なし	
			構成比		比率
政 策 部	13	3	23.1%	1	33.3%
総 務 部	1	0	0.0%	－	－
防災危機管理部	8	0	0.0%	－	－
生活・文化部	27	2	7.4%	2	100.0%
健 康 福 祉 部	59	40	67.8%	38	95.0%
環 境 森 林 部	16	2	12.5%	2	100.0%
農 水 商 工 部	118	18	15.3%	2	11.1%
県 土 整 備 部	7	0	0.0%	－	－
教 育 委 員 会	20	6	30.0%	5	83.3%
警 察 本 部	4	4	100.0%	4	100.0%
合 計	273	75	27.5%	54	72.0%

※ 構成比とは、補助金数に占める割合

※ 比率とは、事前着手を認めているとしているもののうち、事前着手を認めることが要領等に明示されていない補助金が占める割合

(2) 補助事業等状況報告書の提出

補助事業等状況報告書の提出状況をみると、提出を受けているものが 112 補助金（41.0%）、提出を受けていないものが 161 補助金（59.0%）あった。（表 d 参照）

提出を受けていない理由としては、訪問、面談等により随時または必要に応じて進捗状況を確認、把握しているためとしているものが 60 補助金で最も多く、次いで交付決定時から補助金額が特定されている、または事業実績数値に応じて補助金額が決定されるためとしているものが 39 補助金となっている。

(表 d) 状況報告書の提出状況（部局別）

(単位：補助金数)

所管部局名	補助金数	状況報告書の提出あり		状況報告書の提出なし	
			構成比		構成比
政 策 部	13	3	23.1%	10	76.9%
総 務 部	1	1	100.0%	0	0.0%
防災危機管理部	8	0	0.0%	8	100.0%
生活・文化部	27	8	29.6%	19	70.4%
健康福祉部	59	13	22.0%	46	78.0%
環境森林部	16	5	31.3%	11	68.7%
農水商工部	118	73	61.9%	45	38.1%
県土整備部	7	3	42.9%	4	57.1%
教育委員会	20	6	30.0%	14	70.0%
警察本部	4	0	0.0%	4	100.0%
合 計	273	112	41.0%	161	59.0%

※ 構成比とは、補助金数に占める割合

(3) 概算払の状況

補助金の支払方法をみると、概算払を行っているものが 114 補助金あるが、うち 24 補助金（21.1%）については、必要な理由が明確になっていなかった。（表 e 参照）

(表 e) 概算払の実施状況（部局別）

(単位：補助金数)

所管部局名	補助 金数	概算払（一部・全部）を行っている補助金						概算払の理由が 明確でない	
		概算払の金額割合							
		構成比	90%以下		90%超		比率	比率	
				比率		比率			
政 策 部	13	2	15.4%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
総 務 部	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
防災危機管理部	8	4	50.0%	2	50.0%	2	50.0%	1	25.0%
生活・文化部	27	15	55.6%	5	33.3%	10	66.7%	1	6.7%
健康福祉部	59	20	33.9%	5	25.0%	15	75.0%	4	20.0%
環境森林部	16	3	18.8%	0	0.0%	3	100.0%	1	33.3%
農水商工部	118	52	44.1%	24	46.2%	28	53.8%	11	21.2%
県土整備部	7	4	57.1%	1	25.0%	3	75.0%	3	75.0%
教育委員会	20	9	45.0%	1	11.1%	8	88.9%	1	11.1%
警 察 本 部	4	4	100.0%	0	0.0%	4	100.0%	2	50.0%
合 計	273	114	41.8%	41	36.0%	73	64.0%	24	21.1%

※ 構成比とは、補助金数に占める割合

※ 比率とは、概算払（一部・全部）を行っている補助金に占める割合

(4) 補助事業の検査の状況

補助事業の検査の状況をみると、書面による検査を実施しているものが137 補助金(50.2%)、
 実地検査を実施しているものが136 補助金(49.8%)となっている。

実地検査を実施しない理由については、利子補給に係る計算書や支出証拠書類、写真など補助
 事業者から提出される関係書類により十分確認できるとしているものが115 補助金と多数を占
 めている。

また、実地検査を実施している136 補助金の検査体制をみると、検査を1名で実施しているも
 のが23 補助金、2名で実施しているものが101 補助金、3名以上で実施しているものが12 補助
 金となっており、概ね複数名での検査体制が確保されていた。

ただし、1～2名で実施されている124 補助金のうち、交付事務担当者が検査を行っているも
 のが116 補助金と大半を占めている。(表f 参照)

(表 f) 実地完了検査の状況(部局別)

(単位：補助金数)

所管部局名	実地検査補助金数	実地完了検査実施人数 (A)						①、②で交付事務担当者が検査を実施 (B)	
		① 1 名		② 2 名		③ 3 名以上			
			比率		比率		比率		
政 策 部	4	0	0.0%	3	75.0%	1	25.0%	3	100.0%
総 務 部	1	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%
防災危機管理部	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%
生活・文化部	2	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	2	100.0%
健康福祉部	8	2	25.0%	5	62.5%	1	12.5%	7	100.0%
環境森林部	7	2	28.6%	5	71.4%	0	0.0%	5	71.4%
農水商工部	97	11	11.3%	79	81.4%	7	7.2%	88	97.8%
県土整備部	4	0	0.0%	4	100.0%	0	0.0%	4	100.0%
教育委員会	7	4	57.1%	3	42.9%	0	0.0%	5	71.4%
警 察 本 部	3	0	0.0%	0	0.0%	3	100.0%	－	－
合 計	136	23	16.9%	101	74.3%	12	8.8%	116	93.5%

※ 比率とは、(A)においては、実地検査補助金数に占める割合、(B)においては、実施完了検査実
 施人数が1または2名の補助金数に占める割合

(5) 不用額の状況

273 補助金のうち、決算額が当初予算から2割以上の減額となったものは65 補助金(23.8%)、不用額が最終予算から2割以上発生したものは38 補助金(13.9%)あった。

不用額の合計は、468,472,571 円で、最終予算額合計の2.5%となっている。(表 g 参照)

(表 g) 不用額の状況 (部局別)

(単位：補助金数)

所管部局名	補助 金数	決算額が当初予算 から2割以上減額		不用額が最終予算 から2割以上発生		不 用 額	
			構成比		構成比		比率
政 策 部	13	4	30.8%	0	0.0%	19,581,909 円	1.3%
総 務 部	1	0	0.0%	0	0.0%	796,596 円	5.7%
防災危機管理部	8	0	0.0%	0	0.0%	13,539,000 円	5.0%
生活・文化部	27	5	18.5%	3	11.1%	23,182,465 円	3.2%
健 康 福 祉 部	59	17	28.8%	13	22.0%	89,144,763 円	1.2%
環 境 森 林 部	16	6	37.5%	5	31.3%	30,817,017 円	3.9%
農 水 商 工 部	118	27	22.9%	12	10.2%	253,165,878 円	3.9%
県 土 整 備 部	7	2	28.6%	1	14.3%	14,791,750 円	2.2%
教 育 委 員 会	20	4	20.0%	4	20.0%	23,453,193 円	5.7%
警 察 本 部	4	0	0.0%	0	0.0%	0 円	0.0%
合 計	273	65	23.8%	38	13.9%	468,472,571 円	2.5%

※ 構成比とは、補助金数に占める割合

※ 比率とは、最終予算額に占める割合

5 補助金の効果・成果の把握

(1) 成果指標の設定状況

成果指標の設定状況をみると、設定しているものが76 補助金(27.8%)、設定していないものが197 補助金(72.2%)となっている。(表 h 参照)

また、成果指標を設定していない理由については、定量的な指標の設定が困難としているものが106 補助金、補助事業の形態上、指標による評価がなじまないとしているものが40 補助金となっている。

(2) 効果・成果等の公表状況

効果・成果等の公表状況をみると、公表しているものが126 補助金(46.2%)、公表していないものが147 補助金(53.8%)となっている。(表 h 参照)

公表している126 補助金の公表方法については、基本事業目的評価表をはじめとする県全体の政策公表の中で行っているものが83 補助金と多数を占めているが、成果発表会を開催したり、ホームページ等で写真等を使って内容紹介したりしているものもある。

(表 h) 成果指標、効果・成果等の公表の状況 (部局別) (単位：補助金数)

所管部局名	補助金数	成果指標の設定あり		効果・成果等の公表あり	
			構成比		構成比
政 策 部	13	6	46.2%	7	53.8%
総 務 部	1	0	0.0%	0	0.0%
防災危機管理部	8	2	25.0%	3	37.5%
生活・文化部	27	1	3.7%	17	63.0%
健康福祉部	59	10	16.9%	36	61.0%
環境森林部	16	10	62.5%	8	50.0%
農水商工部	118	41	34.7%	35	29.7%
県土整備部	7	5	71.4%	7	100.0%
教育委員会	20	1	5.0%	9	45.0%
警察本部	4	0	0.0%	4	100.0%
合 計	273	76	27.8%	126	46.2%

※ 構成比とは、補助金数に占める割合

6 地域機関への制度周知や指導の状況

28 補助金が地域機関において交付事務等を行っているが、担当者会議や説明会を開催していないものが7 補助金、事務マニュアルを策定していないものが15 補助金あった。(表 i 参照)

(表 i) 地域機関への周知・指導の状況 (部局別) (単位：補助金数)

所管部局名	補助金数	地域機関における交付事務等あり					
		構成比	説明会・会議の実施		事務マニュアル策定なし		
			なし	比率		比率	
政 策 部	13	2	15.4%	0	0.0%	1	50.0%
総 務 部	1	0	0.0%	－	－	－	－
防災危機管理部	8	1	12.5%	0	0.0%	0	0%
生活・文化部	27	2	7.4%	2	100.0%	2	100.0%
健康福祉部	59	2	3.4%	1	50.0%	0	0%
環境森林部	16	2	12.5%	0	0.0%	1	50.0%
農水商工部	118	18	15.3%	4	22.2%	11	61.1%
県土整備部	7	0	0.0%	－	－	－	－
教育委員会	20	1	5.0%	0	0.0%	0	0%
警 察 本 部	4	0	0.0%	－	－	－	－
合 計	273	28	10.3%	7	25.0%	15	53.6%

※ 構成比とは、補助金数に占める割合

※ 比率とは、地域機関における交付事務等がある補助金に占める割合

(参考)「県単独補助金」の一覧表

担当 部局	担 当 室	補助金 番 号	補 助 金 名
政 策 部	交通政策室	1	第3種生活路線維持費補助金
		2	市町村自主運行バス等維持費補助金
	土地・資源室	3	三重県新エネルギー普及促進事業費補助金
		4	土地取引規制等市町事務費交付金
	市町行財政室	5	自治会連合会補助金
		6	市町村合併支援交付金
	地域づくり支援室	7	過疎市町等地域づくり支援事業補助金
		8	離島航路整備事業補助金
		9	地域づくり調整事業費補助金
		10	地域づくり調整事業費補助金（協議会分）
	情報政策室	11	移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金
	東紀州対策室	12	紀南中核の交流施設整備事業支援補助金
総務部	「美し国おこし・三重」推進室	13	「美し国おこし・三重」実行委員会負担金
	福利厚生室	14	三重県職員互助会助成金
防災危機管理部	消防・保安室	15	消防広域化施設等整備費補助金
		16	三重県消防救助技術訓練助成金
		17	三重県内高速道路消防連絡協議会補助金
		18	三重県消防協会補助金
		19	消防団活性化促進事業補助金
	防災対策室	20	防災ヘリコプター運航調整交付金
		21	三重県防災行政無線運営協議会負担金
	地震対策室	22	緊急地震対策促進事業補助金
生活・文化部	生活・文化総務室	23	私立特別支援学校振興補助金
		24	私立高等学校等施設設備費補助金
		25	私立専修学校振興補助金
		26	日本私立学校振興・共済事業団補助金
		27	私立学校教職員退職基金財団補助金
		28	私立学校研修等事業費補助金
		29	私立外国人学校振興補助金
		30	私立学校人権教育推進補助金
		31	三重県専修学校専門課程修業支援利子助成金
		32	私立外国人学校学校教材費等補助金
		33	私立高等学校等入学一時金給付事業費補助金
	文化振興室	34	三重県文化振興基金活用事業補助金
		35	斎宮跡体験学習施設維持管理費補助金
	勤労・雇用支援室	36	労働福祉対策事業補助金
		37	三重県雇用開発協会補助金
		38	高年齢者就業機会確保事業費補助金
		39	シルバー人材センター連合会事業補助金
		40	地域ニーズ対応型職業訓練事業費補助金
		41	アビリティーUP支援事業補助金
	交通安全・消費生活室	42	交通安全母の会連合会補助金
		43	市町交通安全対策事業交付金
	人権室	44	人権関係団体補助金

担当 部局	担 当 室	補助金 番 号	補 助 金 名
生活・文化部	人権室	45	同和関係団体補助金
		46	隣保館事業費補助金
		47	人権啓発活動推進事業費補助金
	国際室	48	財団法人三重県国際交流財団事業費補助金
		49	三重県留学生等支援事業補助金
健康福祉部	健康福祉総務室	50	四日市市保健所支援交付金
		51	公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金
	薬務食品室	52	バイオベンチャー産学官共同研究補助金
		53	メディカルバレー創造的人材育成事業補助金
		54	メディカルバレー知的拠点活性化補助金
		55	健康福祉ものづくり研究開発補助金
	健康づくり室	56	北勢健康増進センター整備事業費補助金
		57	三重県角膜・腎臓バンク協会補助金
		58	障がい者（児）歯科診療ネットワークモデル事業補助金
		59	三重県原爆被害者の会補助金
	医療政策室	60	救急医療機関活動補助金
		61	三重県広域災害・救急医療情報システム協働参加医療機関確保事業補助金
		62	小児科医療確保事業補助金
		63	公衆衛生普及推進事業補助金
		64	歯科衛生普及推進事業補助金
		65	看護師等養成所臨床実習充実事業補助金
		66	看護師等養成所実施設確保推進事業補助金
		67	救急医療担当医確保事業補助金
	社会福祉室	68	三重県更生保護事業費補助金
		69	福祉活動指導員設置費補助金
		70	社会福祉施設職員研修事業補助金
		71	みえ福祉第三者評価推進事業補助金
		72	福祉施設経営指導事業費補助金
		73	障がい者医療費補助金
		74	乳幼児医療費補助金
		75	一人親家庭等医療費補助金
		76	三重県遺族会事業費補助金
		77	国民健康保険組合特定健康診査・特定保健指導県補助金
	長寿社会室	78	老人保健施設施設整備費補助金
		79	軽費老人ホーム運営費補助金
		80	高齢者福祉施設整備費借入金利子補給補助金
		81	介護サービス苦情処理業務補助金
		82	介護サービス提供事業者資質向上事業補助金
		83	福祉有償運送普及促進支援事業補助金
	障害福祉室	84	障がい者小規模作業所事業費補助金
		85	障がい者福祉施設整備費借入金利子補給補助金
		86	障がい児・者施設等医療的ケア支援事業
		87	障がい者地域生活援助事業費補助金
		88	グループホーム等緊急整備事業費補助金
		89	三重県障がい者通所等支援事業
		90	全国大会等開催事業補助金
	こども未来室	91	放課後児童クラブ活動事業費補助金
		92	青少年育成推進活動補助金

担当 部局	担 当 室	補助金 番 号	補 助 金 名
健 康 福 祉 部	こども未来室	93	自分発見！中学生・地域ふれあい事業補助金
	こども家庭室	94	障がい児保育対策事業費補助金
		95	産休等代替職員賃金補助金
		96	家庭支援推進保育事業費補助金
		97	家庭支援推進保育保育士配置基準改善事業費補助金
		98	民間保育所職員研修費補助金
		99	子育て支援推進保育事業費補助金
		100	特定不妊治療費補助金
		101	聴覚障がい児補聴器購入費用助成事業費補助金
		102	里親賠償保険補助金
		103	3人目みえ応援プログラム事業費補助金
		104	三重県児童福祉施設整備費借入金利子補給補助金
		105	保育所リーダーマネジメント研修費補助金
		106	次世代育成計画推進事業費補助金（休日保育推進事業）
		107	次世代育成計画推進事業費補助金（病児・病後児保育広域対応支援事業）
		108	全国保育士会研究大会運営費補助金
環 境 森 林 部	ごみゼロ推進室	109	ごみゼロ社会実現プラン推進モデル事業補助金
	廃棄物対策室	110	公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金
		111	ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金
		112	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金
	地球温暖化対策室	113	NOx・PM低減装置普及促進事業補助金
		114	天然ガス自動車普及促進事業補助金
	水質改善室	115	浄化槽設置促進事業補助金
		116	浄化槽市町村整備促進事業補助金
		117	特定地域生活排水処理施設整備促進事業補助金
	森林・林業経営室	118	林業担い手育成確保事業費補助金
		119	がんばる三重の林業創出事業費補助金
		120	安全安心県産きのこ普及活動補助金
	自然環境室	121	木とのふれあい促進事業費補助金
		122	里地里山保全活動支援事業補助金
		123	多様な主体による森林づくり事業費補助金
		124	漁民の森づくり活動推進事業費補助金
農 水 商 工 部	農水商工総務室	125	運輸事業振興助成交付金
	農業経営室	126	農業経営基盤強化促進事業費補助金
		127	青年農業者就農支援事業費補助金
		128	農地保有合理化促進事業費補助金 （県農林水産支援センター推進体制強化助成事業）
		129	就農支援資金償還免除事業費補助金
		130	紀南版元気なみかんの里創生事業費補助金
		131	中山間地域活性化資金利子補給補助金
		132	農家負担軽減支援特別資金利子補給補助金
		133	農業経営改善促進資金融通事業費補助金
		134	農業経営基盤強化資金利子補給補助金
		135	雇用型法人等生産基盤強化事業費補助金
		136	次世代経営者育成モデル事業費補助金
		137	農業再生・農村革新プランモデル実証事業費補助金
		138	農業大学校食堂運営事業費補助金
	マーケティング室	139	みえの安心食材表示制度確立事業費補助金

担当 部局	担 当 室	補助金 番 号	補 助 金 名
農 水 商 工 部	農産物安全室	140	家畜伝染病予防事業（口蹄疫緊急防疫対策分）
	農畜産室	141	指定野菜価格安定対策事業費補助金
		142	コミュニティー畜産堆肥リサイクル推進事業費補助金
		143	果実生産振興対策事業費補助金
		144	三重県産大豆フードチェーン推進事業費補助金
		145	三重の米シェアアップ推進事業費補助金
		146	伊勢茶リフレッシュ支援対策事業費補助金
		147	首都圏での花き花木流通拡大促進補助金
		148	紀南版元気なみかんの里創生事業費補助金
		149	市場機能強化対策事業費補助金
		150	食肉処理施設再整備事業費補助金
		151	食肉処理施設維持対策事業費補助金
		152	多品目適量産地育成事業費補助金
		153	リーディング産地新規参入者受入体制強化緊急支援事業費補助金
		154	米政策転換対応地域モデル実践推進事業費補助金
		155	新規需要米普及推進事業費補助金（ハード事業）
		156	新規需要米普及推進事業費補助金（ソフト事業）
	農業基盤室	157	土地改良施設整備補修事業費補助金
		158	県単土地基盤整備事業費補助金
		159	希少生物保全事業費補助金
		160	国営等関連特別県単事業費補助金
	農山漁村室	161	獣害につよい地域づくり支援事業費補助金
		162	団体営農業集落排水整備支援事業費補助金
		163	農村集落機能強化支援事業費補助金
		164	農山漁村再生モデル支援事業費補助金
	水産資源室	165	稚あゆ放流事業費補助金
		166	種苗生産推進事業費補助金
		167	カワウ食害対策事業費補助金
		168	マダイ養殖 J A S 促進事業費補助金
		169	伊勢湾漁業海援隊研究活動支援事業費補助金
		170	マハタ種苗生産事業化促進事業費補助金
		171	みえの養殖魚信頼強化促進事業費補助金
		172	みえの真珠養殖再生支援交付金
	水産経営室	173	漁協経営改革推進事業費補助金
		174	漁協組織緊急再編対策事業利子補給補助金
		175	合併漁協等自立促進事業利子補給補助金
		176	漁協等経営基盤強化対策事業利子補給補助金
		177	三重県漁業無線局負担金
		178	漁業共済（赤潮特約）事業費補助金
		179	漁業経営維持安定資金利子補給補助金
		180	漁業就業者確保育成事業補助金
		181	強い漁家経営支援事業費補助金
		182	漁業就業研修支援事業費補助金
		183	外湾地区漁協合併促進事業費補助金
		184	経営健全化促進事業利子補給補助金
		185	経営合理化施設整備事業費補助金
		186	低未利用水産物販路拡大ネットワーク化モデル構築事業費補助金
	水産基盤室	187	漁港海岸保全事業費補助金

担当 部局	担 当 室	補助金 番 号	補 助 金 名
農 水 商 工 部	水産基盤室	188	県単漁港改良事業費補助金
		189	県単沿岸漁場整備事業費補助金
		190	漁業集落排水整備支援事業費補助金
		191	緊急津波対策海岸保全事業費補助金
	産業集積室	192	燃料電池・水素関連開発補助金
		193	産業人材育成基盤整備事業費補助金
		194	地域イノベーション人材育成基盤整備事業費補助金
		195	地域人材を活用した地域企業技術人材育成事業費補助金
		196	地域産業担い手の技能者育成事業費補助金
		197	低炭素貢献技術プロジェクトメイキング支援補助金
		198	緊急経済対策試作品づくり等支援事業費補助金
		199	緊急経済対策試作品づくり等支援事業費（海外連携分）補助金
		200	中小企業等研究人材育成・雇用支援事業費補助金
		201	成長分野関連製品等試作補助金
	商工振興室	202	三重県中小企業支援センター事業費補助金
		203	三重県産業支援センター事業費補助金
		204	三重県休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金
		205	三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金
		206	三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金
		207	三重産業振興センター補助金
		208	三重県オンリーワン企業育成プログラム事業費補助金
		209	みえ地域コミュニティ応援ファンド事業費補助金
		210	商店街振興組合指導事業費補助金
		211	中心市街地活性化対策総合促進事業費補助金
		212	がんばる商店街集客促進事業費補助金
		213	芸術系大学連携事業費補助金
		214	中小企業の市場化支援事業費補助金
		215	ものづくり産業販路開拓支援事業費補助金
		216	ものづくり中小企業の市場化緊急支援事業費補助金
		217	試作品開発支援事業費補助金
	金融経営室	218	事業共同化等連携事業等促進診断事業費補助金
		219	小規模企業者等設備資金貸付事業事務費交付金
		220	信用保証協会保証料補助金
		221	信用保証協会保証料軽減補助金
		222	小規模企業者等設備貸与資金利子補給補助金
		223	三重県中小企業融資制度損失補償補助金
		224	三重県中小企業融資制度利子補給補助金
		225	中小企業連携組織対策事業費補助金
		226	小規模事業支援費補助金
		227	地域産業力創出支援事業費補助金
		228	中小企業経営維持・フォローアップ事業費補助金
		229	小規模事業者経営改善資金利子補給補助金
	企業立地室	230	緊急経済対策設備投資促進補助金
		231	産業集積促進補助金
		232	バレー構想先端産業等立地促進補助金
		233	研究開発施設等立地促進補助金
	科学技術・地域資源室	234	国際技術交流促進事業費補助金
		235	三重県発明くふう展開催事業費補助金

担当 部局	担 当 室	補助金 番 号	補 助 金 名
農 水 商 工 部	科学技術・地域資源室	236	中小企業等知的財産戦略的活用支援事業費補助金
		237	伝統産業・地場産業活性化支援事業費補助金
		238	伝統産業・地場産業の資源活用促進事業費補助金
		239	みえ農商工連携推進事業費補助金
		240	地域資源活用型産業活性化支援事業費補助金
	観光・交流室	241	社団法人三重県観光連盟事業費補助金
		242	魅力ある観光地グレードアップ支援事業費補助金
県 土 整 備 部	下水道室	243	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金
		244	同和地区公共下水道事業補助金
	住宅室	245	特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金
		246	木造住宅耐震診断等事業費補助金
		247	木造住宅耐震補強設計事業費補助金
		248	木造住宅耐震補強事業費補助金
		249	被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業費補助金
教 育 委 員 会	予算経理室	250	三重県大学・短大進学支援利子補給金
	福利・給与室	251	公立学校職員互助会助成金
	高校教育室	252	生産クラブ活動等全国大会出場者支援事業補助金
		253	三重県教育研究団体補助金
		254	全国及び近畿高等学校総合文化祭出演者補助金
	小中学校教育室	255	学力調査活用事業補助金
	生徒指導・健康教育室	256	夜間定時制高等学校夜食費補助金
		257	フリースクール等民間施設との連携推進事業補助金
	人権教育室	258	三重県高等学校等進学奨励金返還支援補助金
	社会教育・文化財保護室	259	文化財保護事業補助金
		260	カモシカ食害対策事業補助金
		261	全国・ブロック社会教育関係大会開催補助金
		262	文化財全国大会等補助金
	スポーツ振興室	263	学校体育大会及び各種研究大会負担（補助）金
		264	全国中学校体育大会派遣費補助金
		265	全国・ブロック高等学校体育大会派遣費補助金
		266	各種社会体育大会補助金
		267	スポーツ団体等活性化補助金
		268	美し国三重市町対抗駅伝開催事業負担金
		269	日本スポーツマスターズ2010 三重大会実行委員会負担金
警 察 本 部	広聴広報課	270	みえ犯罪被害者総合支援センター補助金
	厚生課	271	三重県警察職員互助会助成金
	生活安全企画課	272	三重県防犯協会連合会補助金
	運転免許センター	273	自動車安全運転センター補助金

※ゴシック体で記述した補助金が監査対象、その他は書面による補足調査を実施

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
